令　和　７　年

第１回西原村定例会会議録

令　和　７　年　　３　月　　６　日

令　和　７　年　　３　月　１　４　日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和７年第１回定例会会期日程表

月　　日	曜	開　議 時　刻	区　分	日　　程	備　考
３月　６日	木	午前１０時	本会議	・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会	
３月　７日	金		休　会	・常任委員会	
３月　８日	土		休　会		
３月　９日	日		休　会		
３月１０日	月		休　会		
３月１１日	火		休　会		
３月１２日	水	午前１０時	本会議	・一般質問（４名） ・議案審議 （承認第１号～ 議案第９号）	・補正予算 ・条例
３月１３日	木	午前１０時	本会議	・議案審議 （議案第１０号～ 議案第１７号）	・補正予算 ・当初予算
３月１４日	金	午前１０時	本会議	・議案審議 （議案第１８号～ 同意第１号） ・発議第１号～第４号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出	・当初予算 ・一般議案

提　出　議　案　等

（令和７年３月６日提出）

（村長提出議案）

承認第　１号	専決処分の報告及び承認について「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」
議案第　１号	西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２号	西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　３号	西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第　４号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
議案第　５号	西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議案第　６号	西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　７号	土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
議案第　９号	令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）について
議案第１０号	令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第１１号	令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）について

議案第１２号　令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議案第１３号　令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１４号　令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１５号　令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）について

議案第１６号　令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）について

議案第１７号　令和７年度西原村一般会計予算について

議案第１８号　令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算について

議案第１９号　令和７年度西原村介護保険特別会計予算について

議案第２０号　令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第２１号　令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について

議案第２２号　令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について

議案第２３号　令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算について

議案第２４号　令和７年度西原村工業用水道事業会計予算について

議案第２５号　指定管理者の指定について（住民福祉課）

議案第２６号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）

議案第２７号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地４・５・６工区造成工事）

議案第２８号　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地２工区造成工事）

議案第２９号　　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地３工区造成工事）

議案第３０号　　工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ｉ期））

議案第３１号　　工事請負変更契約の締結について（西原村構造改善センター大規模改修工事）

同意第　１号　　西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

（令和７年３月１２日提出）

（一般質問）

１番　松浦哲也君　２番　坂本隆文君　３番　山下圭介君　４番　尾崎幸穂君

（令和７年３月１４日提出）

（村長提出議案）

議案第３２号　　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その２））

議案第３３号　　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

議案第３４号　　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

議案第３５号　　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

議案第３６号　　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

（議員提出議案）

発議第　１号　　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第　２号　　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

発議第　３号　　西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第　４号　　西原村議会会議規則第１２９条に伴う議員派遣について

目　　次

第１号（３月６日）
議事日程第１号 ……１
応招議員氏名 ……２
出席議員氏名 ……３
事務局職員出席者 ……３
説明のため出席した者の職氏名 ……４
開会・開議 ……５
日程第　１　　会議録署名議員の指名 ……５
日程第　２　　会期の決定について ……５
日程第　３　　諸般の報告 ……５
日程第　４　　村長施政方針及び提案理由説明（承認第１号～同意第１号） ……５
日程第　５　　休会の件について ……１３
散　会 ……１３

第２号（３月１２日）
議事日程第２号 ……１５
応招議員氏名 ……１７
出席議員氏名 ……１８
事務局職員出席者 ……１８
説明のため出席した者の職氏名 ……１９
開　議 ……２０
日程第　１　　一般質問 ……２０
（松浦哲也） ……２０
・西原村将来のビジョンについて（２０年後、３０年後の西原村の未来）
・有害鳥獣の対象鳥獣にカラスの追加及びその捕獲について
（坂本隆文） ……３０
・西原村地域公共交通会議の進捗状況について
・西原村の人口増について
・保育園・学校について
（山下圭介） ……４０
・奨学金制度について
（尾崎幸穂） ……４５
・国際バカロレア教育について

・公共施設の利用予約に関して
・役場職員の業務・接遇の改善について
日程第　２　　承認第　１号　専決処分の報告及び承認について「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」　…５５
日程第　３　　議案第　１号　西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について　……５６
日程第　４　　議案第　２号　西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……５８
日程第　５　　議案第　３号　西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について　……５９
日程第　６　　議案第　４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について　……６１
日程第　７　　議案第　５号　西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について　……６２
日程第　８　　議案第　６号　西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……６３
日程第　９　　議案第　７号　土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……６４
日程第１０　　議案第　８号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について　……６５
日程第１１　　議案第　９号　令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）について　……６７
散　会　……７５

第３号（３月１３日）
議事日程第３号　……７７
応招議員氏名　……７８
出席議員氏名　……７９
事務局職員出席者　……７９

説明のため出席した者の職氏名　……８０
開　議　……８１
日程第　１　　議案第１０号　令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　……８１
日程第　２　　議案第１１号　令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）について　……８３
日程第　３　　議案第１２号　令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について　……８６
日程第　４　　議案第１３号　令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について　……８８
日程第　５　　議案第１４号　令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）について　……９１
日程第　６　　議案第１５号　令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）について　……９４
日程第　７　　議案第１６号　令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）について　……９５
日程第　８　　議案第１７号　令和７年度西原村一般会計予算について　……９７
散　会　……１２２

第４号（３月１４日）
議事日程第４号　……１２３
応招議員氏名　……１２６
出席議員氏名　……１２７
事務局職員出席者　……１２７
説明のため出席した者の職氏名　……１２８
開　議　……１２９
日程第　１　　村長追加議案提案理由説明（議案第３２号～３６号）…１２９
日程第　２　　議案第１８号　令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算について　……１２９
日程第　３　　議案第１９号　令和７年度西原村介護保険特別会計予算について　……１３３
日程第　４　　議案第２０号　令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について　……１４０
日程第　５　　議案第２１号　令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について　……１４１

日程第　６　　議案第２２号　令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について　……１４４
日程第　７　　議案第２３号　令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算について　……１４５
日程第　８　　議案第２４号　令和７年度西原村工業用水道事業会計予算について　……１５０
日程第　９　　議案第２５号　指定管理者の指定について　……１５７
日程第１０　　議案第２６号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）　……１５８
日程第１１　　議案第２７号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地４・５・６工区造成工事）　……１５８
日程第１２　　議案第２８号　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地２工区造成工事）　……１６３
日程第１３　　議案第２９号　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地３工区造成工事）　……１６３
日程第１４　　議案第３０号　工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ｉ期））　１６５
日程第１５　　議案第３１号　工事請負変更契約の締結について（西原村構造改善センター大規模改修工事）　……１６６
日程第１６　　議案第３２号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その２））　……１６８
日程第１７　　議案第３３号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）　……１６９
日程第１８　　議案第３４号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）　……１７１
日程第１９　　議案第３５号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）　……１７３
日程第２０　　議案第３６号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）　……１７４
日程第２１　　同意第　１号　西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて　……１７５
日程第２２　　発議第　１号　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定

について　……１７６
日程第２３　　発議第　２号　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について　……１７７
日程第２４　　発議第　３号　西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について　……１７８
日程第２５　　発議第　４号　西原村議会会議規則第１２９条に伴う議員派遣について　……１７９
日程第２６　　組合議会報告について　……１７９
日程第２７　　委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について　……１８１
閉　会　……１８１
署　名　……１８３

第１号　（　３月　６日）

令和７年第１回西原村議会定例会会議録

令和７年３月６日、令和７年第１回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和７年３月６日（木曜日）　議事日程第１号

日程第　１　　会議録署名議員の指名について

日程第　２　　会期の決定について

日程第　３　　諸般の報告

日程第　４　　村長施政方針及び提案理由説明（承認第１号～同意第１号）

日程第　５　　休会の件について

１、応招議員　　（１０名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
９　番	桂　　悦　朗　君
１０　番	西　口　義　充　君

２、不応招議員　　（なし）

３、出席議員　　（８名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
１０　番	西　口　義　充　君

４、欠席議員　　（２名）

５　番	堀　田　直　孝　君
９　番	桂　　悦　朗　君

５、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局書記　　山　北　潤　平　君

６、地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村　　長	吉　井　　誠　君
副 村 長	田　島　由　紀　君
教 育 長	中　村　賀　一　君
総務課長	堀　田　隆　二　君
企画商工課長	堀　田　和　也　君
教育課長	山　田　　孝　君
会計管理者	林　田　浩　之　君
税務課長	小　栗　　優　君
産業課長	中　西　　聡　君
建設課長	久　野　　太　君
水道課長	廣　瀬　　太　君
住民福祉課長	村　上　文　英　君
保健衛生課長	岩　下　源一郎　君
保育園長	岩　村　智　子　君

午前　９時５８分　　開会・開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は桂議員と堀田議員より欠席届が出ております。

また、議会事務局長が体調不良のため欠席しておりますので、書記が代わりを務めるため事務局長席に座ります。

第１回の定例会が招集されたところ、定足数に達しておりますので、令和７年第１回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第１号のとおり行います。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、６番議員、坂本隆文君、７番議員、中西義信君を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、２月27日に行われました議会運営委員会で本日６日より14日までの９日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。よって会期は、本日６日より14日までの９日間とすることに決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条のただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

１月21日に、阿蘇市町村議長会主催の阿蘇市町村議長会総会及び阿蘇郡町村議長会主催の阿蘇郡町村議長会総会が阿蘇市にて行われました。

２月21日に、熊本県町村議会議長会主催の熊本県町村議会議長会第75回定期総会が熊本市にて行われました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

日程第４、村長施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長　吉井　誠君　登壇　説明）

○村長（吉井　誠君）皆さん、おはようございます。

令和７年第１回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、８名のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は令和７年度、新年度予算をご審議いただく大事な議会でもございます。令和７年度の施政方針と併せましてお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先月２月５日、西原村をはじめ、空港周辺の菊陽町、大津町、益城町と阿蘇南郷の高森町、南阿蘇村の６町村で空港滑走路の東側に新たなアクセス道路整備を求める要望書を熊本県に提出してまいりました。

菊陽町へのＴＳＭＣ進出に伴う交通量の増加で、空港地下トンネルを通る県道の渋滞や東海大臨空キャンパス、大津南部工業団地、小森・鳥子工業団地などの交通量増加への対策として、また、ＪＡＳＭやソニー、東京エレクトロン九州などを有しますセミコン周辺企業からのベッドタウン化が見込まれる中、西原村の未来を期待する上で非常に重要な道路であり、周辺町村と連携し、早期実現に取り組んでまいります。

また、２月21日の金曜日、益城町のグランメッセ熊本で開催されました、くまもと産業復興エキスポの会場で、熊本県内に拠点を持つ半導体関連企業約40社でつくる業界団体、くまもと半導体グリーンイノベーション協議会の発足式が行われ、西原村も協議会会員として出席をさせていただきました。

同協議会は、よりきめ細やかな人材育成や交通渋滞の緩和、地下水保全、日台交流、販路拡大などの分野において、産官学金が連携し、活動を行うものであり、西原村も微力ではありますが、持続可能な産業の発展と安心・安全で豊かな社会の実現に貢献してまいります。

続きまして、令和７年度の当初予算につきまして、歳入歳出それぞれ55億6,819万円となります。

今回予算の目玉としましては、本年度、令和６年度より取り組んでいます地域公共交通計画を基に、公共交通政策関連の予算を計上させていただきました。

西原村運動公園から熊本空港経由、益城町までの新たなライナー便の実証運行に係る経費として750万円、また高校生の村外通学の負担を軽減するため、通学定期券購入費に対する助成、タクシーの活用を増やし、公共ライドシェア実現に向けてタクシー運転手を確保するため、村外からの新規採用への補助及び二種免許取得費用への補助、また高齢者や障害者が乗車しやすくなるよう、タクシー車両のユニバーサルデザイン化及びガソリン車への移行支援、熊本都市連携中枢事業の一つとして、村内の18歳以下の幼児・児童生徒に対する自転車用ヘルメット購入補助、それから福祉タクシー料金助成につきましては、予算は対前年比同額の500万円で計上していますが、距離に応じて交付枚数を増やし、１日の利用上限を拡大して、交通空白地にお住まいの方の外出を支援したいと考えております。また、新たに、妊婦の緊急タクシー利用に対する助成ができるよう、要綱等の改正を行います。

これら公共交通政策パッケージ全体で合計1,620万円、関連予算を加えますと1,962万円の予算案となります。

次に、国の重点支援地方交付金を利用しまして、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、学校給食費の物価高騰に係る材料費を

補塡し、給食費を据え置く制度や、修学旅行費用の負担軽減を図る助成制度を今年度に引き続き実施したいと思います。

さらに、12月定例会で認めていただきました、サツマイモ基腐病緊急対策補助金につきましては、土壌殺菌剤の２回目、３回目散布用の補助経費を計上させていただいております。これにより、被害の拡大を防ぎ、村の主産業を守っていきたいというふうに考えております。

これら重点支援地方交付金を活用した事業予算案は1,334万円となります。

また、令和２年度に購入しました小中学校のタブレット端末が更新時期を迎え、390台の購入予算3,256万円を計上しています。支出を抑えるため、県の共同調達事業への参加を検討しています。

福祉分野につきましては、今月末策定予定の子ども・子育て基本計画に基づき子育て支援に取り組むとともに、地域における様々な相談対応や支援を一体的に実施するため、重層的支援体制を本格稼働いたします。それに係る多機関協働事業とアドバイザー事業に、新たに2,541万円を計上しています。

投資的経費につきましては、鳥子地区新工業団地造成事業と役場庁舎の改修を引き続き進めるとともに、新たに村道滝・小野線道路改良工事に着手するため、辺地債を活用し、１億3,100万円を計上しています。

続きまして、歳入につきましては、村税や寄附金、繰入金等の自主財源が22億2,382万円で、歳入全体からの割合は約40％。地方交付税や国庫支出金等の依存財源が33億4,437万円で約60％となります。

歳入では、自主財源の根幹をなす村税が年々増加傾向にあり、今後も安定的な税収の向上を期待するところであります。

しかしながら、依然として地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼るところは大きく、また財政調整基金4,016万円を繰り入れて財源不足を補っているところでございます。

今後も自主財源をさらに伸ばすために、企業誘致や定住促進、ふるさと納税等も含め、積極的に推進してまいります。

歳出につきましては、目的別の支出で多い順で申しますと、民生費12億7,858万円、22.9％、公債費12億5,859万円、22.6％、総務費11億9,509万円、21.4％となります。

また、性質別に分類して申しますと、義務的経費となる人件費が９億8,111万円、17.6％、扶助費が６億77万円、10.7％、公債費が12億5,859万円、22.6％と全体の51％を占めています。この義務的経費は、任意に削減できるものではありません。よって、普通建設事業費や物件費、補助費等の抑制を引き続き推進してまいります。

特に、令和７年度におきましては、令和６年度と比較しまして、災害復旧事業費の減少により、投資的経費において３億2,256万円減額していますが、物件費において１億3,164万円、補助費において１億2,585万円増額となりま

す。国・県の補助金、財政措置の有利な地方債の活用等で、村の単独費を少しでも減らすことができるよう努めてまいります。

このほか、役場の組織体制につきましては、村の課題を全庁的に対応するため新たに総合政策課を、また、移住定住促進、関係人口の増加を図る好機と捉えて、商工観光分野の強化を図るために商工観光課を設置する条例改正案を提出しています。

令和７年度におきましても、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第１号、「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,764万1,000円とするものでございます。

専決の理由としまして、令和６年11月22日にて、国民安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定、年度末に交付決定がなされ、低所得世帯に対して速やかに現金を給付できるよう予算補正が急遽必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年２月６日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第１号、西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、組織の改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、関係条例の一部を改正する必要があり、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第２号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、一部を除き施行されることに伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じる必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第３号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

令和６年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、給料表、扶養手当等の改正を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第４号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、関係条例を一括改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第５号、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について説明いたします。

公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に対し、必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、村費の適正な支出を図るため、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

続きまして、議案第６号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

西原村運動公園の管理に伴い、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、教育課長より説明いたします。

議案第７号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

土地改良事業の補助に関する条例における原材料等支給の最高額限度を、令和７年度から３年間、限度額を引き上げるために改正するものでございます。

詳細につきましては、建設課長より説明いたします。

議案第８号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会へ、新たに荒尾市及び長洲町が加入することに伴う規約の一部変更でございます。熊本広域行政不服審査会共同設置規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、構成市町村の議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第９号、令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）につきまして説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,897万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,866万5,000円とし、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第10号、令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,876万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億4,529万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

続きまして、議案第11号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億7,592万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第12号、令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,247万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第13号、令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）につきまして説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億4,345万と定めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第14号、令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万6,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第15号、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入について営業収益1,373万7,000円の増額補正、支出について営業外費用561万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

続きまして、議案第16号、令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）について説明いたします。

今回の補正は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出について営業外費用610万円の増額補正、また予算第４条に定めた資本

的収入及び支出の予定額のうち、収入について7,000万円の減額補正、支出について8,580万円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第17号、令和７年度西原村一般会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村一般会計の予算を歳入歳出それぞれ55億6,819万3,000円と定め、一時借入金の借入最高額を３億円と定めるものでございます。

令和７年度の予算は、本年度予算と比べまして3,601万2,000円の減額予算となっております。

令和７年度も引き続き財源の確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいる所存でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

議案第18号、令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ９億927万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第19号、令和７年度西原村介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ７億2,643万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

続きまして、議案第20号、令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,516万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第21号、令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ８億8,913万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第22号、令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ135万3,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第23号、令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算の収益的収入及び支出予定額において、収入9,897万3,000円、支出１億11万5,000円、資本的収入及び支出予定額については、収入2,536万3,000円、支出4,428万3,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第24号、令和７年度西原村工業用水道事業会計予算について説明いたします。

令和７年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入及び支出予定額において、収入2,514万6,000円、支出2,442万8,000円、資本的収入及び支出予定額については、収入7,000万円、支出8,580万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長より説明いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について説明いたします。

西原村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第３条の規定に基づき、西原村地域福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたします。

続きまして、議案第26号及び議案第27号につきましては、全て工業団地造成事業関係の工事請負契約の締結についてであり、一括してご提案させていただきます。

今回、提案させていただきます議案第26号、鳥子地区新工業団地排水路整備工事及び議案第27号、鳥子地区新工業団地４・５・６工区造成工事、以上２件の工事請負契約につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第28号及び議案第29号につきましては、全て工業団地造成事業関係の工事請負変更契約の締結についてであり、一括してご提案させていただきます。

今回、提案させていただきます議案第28号、鳥子地区新工業団地２工区造成工事及び議案第29号、鳥子地区新工業団地３工区造成工事、以上２件につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長より説明いたします。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

今回、提案させていただきます工事請負変更契約における西原村役場庁舎改修工事（Ⅰ期）につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方

自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

続きまして、議案第31号、工事請負変更契約の締結について説明いたします。

今回、提案させていただきます工事請負変更契約における西原村構造改善センター大規模改修工事につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

続きまして、同意第１号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて説明いたします。

監査委員河上勝彦氏が令和７年３月31日に任期満了となるため、その後任として河上國秀氏を提案し、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

以上、今期定例会への提案は、承認１件、議案31件、同意１件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○議長（西口義充君）以上で、村長施政方針及び提案理由の説明は終わりました。

日程第５、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日７日から11日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、明日７日から11日までの本会議を休会にすることを決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前１０時３６分　　散　会

第２号　（　３月１２日）

令和７年第１回西原村議会定例会会議録

令和７年３月１２日、令和７年第１回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和７年３月１２日（水曜日）　議事日程第２号

日程第　１	一般質問	
日程第　２	承認第　１号	専決処分の報告及び承認について「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」
日程第　３	議案第　１号	西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　４	議案第　２号	西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　５	議案第　３号	西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　６	議案第　４号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第　７	議案第　５号	西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
日程第　８	議案第　６号	西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　９	議案第　７号	土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０	議案第	８号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
日程第１１	議案第	９号	令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）について

１、応招議員　　（１０名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
９　番	桂　　悦　朗　君
１０　番	西　口　義　充　君

２、不応招議員　　（なし）

３、出席議員　　（９名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
１０　番	西　口　義　充　君

４、欠席議員　　（１名）

９　番	桂　　悦　朗　君

５、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海　津　智　子　君
議会事務局書記	山　北　潤　平　君

６、地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村　　長	吉　井　　誠　君
副 村 長	田　島　由　紀　君
教 育 長	中　村　賀　一　君
総務課長	堀　田　隆　二　君
企画商工課長	堀　田　和　也　君
教育課長	山　田　　孝　君
会計管理者	林　田　浩　之　君
税務課長	小　栗　　優　君
産業課長	中　西　　聡　君
建設課長	久　野　　太　君
水道課長	廣　瀬　　太　君
住民福祉課長	村　上　文　英　君
保健衛生課長	岩　下　源一郎　君
保育園長	岩　村　智　子　君

午前　９時５５分　　開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は桂議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第２号のとおり行います。

日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、２月27日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は１人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号１番、３番議員、松浦哲也君、件数２件、発言を許します。

（３番議員　松浦哲也君　登壇　質問）

○３番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。３番、松浦哲也です。

今議会におきまして一般質問の機会を与えていただきましたこと、誠にありがとうございます。また、今日はたくさんの傍聴席の方々に傍聴に来ていただいております。日頃から村政に興味を持っていただいているから今日来ていただいたんだなというふうに思っております。どうもありがとうございます。

一般質問通告のとおり、村長に２問質問いたします。

１番目の質問ですが、西原村将来のビジョンについて、これから20年後、30年後の西原村の未来ということで、私自身、西原村が今後どのようになっていくのかなというふうに日頃から興味を持っておりますが、20年後、30年後といいますと、もう私の年齢からすれば、日本の男子の平均寿命からすれば果たして私、20年後、30年後生きているかなという、そんな思いもするんですけれども、だからこそ今、将来の西原村の20年後、30年後はどういうふうになっているかなというのを今聞きたいという思いで質問させていただきます。

村長自身が考える西原村の将来像はどのようなものなのか。今、西原村の総人口が減少する中、１万人程度を目指すということであれば具体的にどのような取組をされるかというのをお聞きしたいというふうに思っております。

西原村は、２年ちょっと前に吉井村長が誕生いたしました。執行部の皆さんは、今現在そちらに管理職として座っていらっしゃいます。私たち議員も選挙で村民から選ばれました。吉井村長はじめ執行部の皆さんと村議会というのは、この西原村の20年後、30年後の将来像についてどのような西原村にするのかというのを、私は村民または村民以外の方にもきちっと示す責任があるんじゃないかなというふうに思っております。今現在私たちがこういう

立場にあるからこそ、将来像をきちっと描く必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

西原村の人口は、熊本地震前の2015年、7,040人でした。その熊本震災後、一時期は300人ほど人口が減ってきたわけですけれども、昨年７月に7,043人ということで、地震前の7,040人を超えました。令和５年度を見てみますと、自然増減、亡くなった方が102名、新しく誕生した命が40名、マイナスの62名でした。一方、社会増減を見てみますと、転入者が398名、転出者が248名のプラスの150名、社会増の150名から自然減の62名を引いて、令和５年では88名の人口が増えたということです。

しかし、日本の総人口は、2004年12月がピークだったということですけれども、１億2,784万人でした。あと23年もすれば、これは2048年ですが、日本の人口が１億人を切るというふうに言われています。もちろん少子高齢化も進みます。昨年も日本の人口は86万人ほど減っているというのが現状です。

国立社会保障・人口問題研究所の市町村将来推計人口によると、熊本県の人口は地震前2015年、178万6,000人でした。これが20年後、2045年になると144万2,000人まで減ると。実に30年間で34万人以上が減少するということです。熊本県の人口も毎年１万3,000人以上が減少しています。西原村の人口は7,000人ぐらいでしたが、これから20年後、2045年には5,942人になると予想されています。実にあと20年で1,055人の人口が減少するということです。

今後どのような取組で人口減少を抑えるのかというのが、まず１点の質問です。

２つ目ですが、住みたい田舎ランキング、皆さんもご存じだと思いますけれども、この本が出ました。これによりますと、移住者増の人気地全国第８位に選ばれたんですけれども、私は、この機会をチャンスと捉えて、若者世代、子育て世代の支援にやっぱり特に力を入れるべきじゃないかなというふうに思っております。

１月19日に、熊日新聞で移住者増の人気地全国８位に選ばれました。これは、私なりに思うには空港に近い、市内が通勤圏にある、そしてやっぱり立地条件がいいからこういうふうに選ばれたんじゃないかなというふうに思っておりますが、新聞に掲載された後、西原村ホームページでは、ふだんのアクセス数が１日に200件ぐらいだそうですが、この１月19日から20日にかけて通常の３倍、597件のアクセスがあったそうです。新聞に載ったということで、西原村ってどんな村だろうか、どんなところだろうかという、そういう意味でのアクセスが増えたというふうに私は思っております。

今年１月２日、３日、私が大好きな箱根駅伝が開催されました。日本テレビ系で箱根駅伝が放送されましたが、青山学院が２年連続優勝、この11年間で８回の優勝を成し遂げたのが青山学院です。レースを振り返ってみますと、第５区で青山学院が先頭に、山登りで１位になり、その後はずっと１位を譲

ることなくゴールまで駆け抜けました。青山学院の選手のユニホームが随分とテレビで映ってきたわけですけれども、その右胸にロゴが２つ入っていました。一つは妙高市、これは新潟県です。もう一つは水上村というのが入っていました。

この水上村は、２月末現在で人口は1,930人、高齢化率45％です。この村が、ふだんはアクセス数が50件ぐらいだそうですけれども、この１月２日だけで6,000件、つまり120倍になるアクセスがあったそうです。水上村と青山学院の関係は、水上村に水上スカイヴィレッジという300メートルの全天候型トラックがあります。そしてもう一つ、クロスカントリーができるランニングコースがあります。水上村と青山学院が包括連携協定ということを締結して、村が青山学院に1,200万円ほど払っております。1,200万円払った後の経済効果というのは７億円から８億円だというふうに言われております。ふるさと納税の電話は鳴りっ放しとのこと。どの自治体も、やっぱり生き残りをかけて精いっぱい頑張っているんだなというふうに思いました。

西原村は立地条件もよいし、まだまだ伸び代があるというふうに思っております。しかし、先ほどの人口問題研究所の発表のとおり、いずれは日本の人口が減るということで、この西原村も立地条件もいい、まだ伸び代があるんですけれども、必ず下降線をたどるときが来るんじゃないかなというふうに思っております。だからこそ、今、若者世代、子育て世代をターゲットにして、その人たちに選んでもらう村というのをやっぱり目指さなければいけないんじゃないかというふうに思っております。西原村はこんな村だという施策をどんと打ち出すというのが必要じゃないかなというふうに思っております。

それを実現するためには、やはり役場の中の体制も整えなければならないし、子育て支援係というのも私は設置して、体制づくり強化というのをしながらきちっとやっていく必要があるんじゃないかということで、その点をどういう村にされていくかというのを村長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西口義充君）村長。

（村長　吉井　誠君　登壇　答弁）

○村長（吉井　誠君）おはようございます。

それでは、松浦議員のご質問にお答えいたします。

私も、村長に就かせていただいて、東京都をはじめ都市部へ公務で出向くことが多くありまして、飛行機を利用する機会がございます。そのたびに思いますのが、都市部にはない西原村のすばらしさであったり、また、飛行機から見える俵山の景色であったり自然と調和した田園風景など、改めて西原村のすばらしさであったり、そのポテンシャルの高さを実感しているところでございます。

先ほど議員がおっしゃられましたとおり、全国的に見ますと日本の総人口は減少傾向にあり、2040年代には１億人を割る予測がされております。また、少子高齢化も併せて進み、2040年には全人口の３分の１以上が65歳以上の高齢者となることが予測されています。西原村におきましても今後同じような状況に向かう可能性もございますが、現在のところは、先日のＮＨＫで報道されましたとおり、県が毎月発表しております推計人口におきまして、令和６年５月から令和７年１月まで西原村の人口増加率は県内自治体で１位となっております。

このような社会増の主な要因としましては、道路網などのアクセス改善をはじめ周辺自治体情勢の変化による影響が考えられますが、冒頭に述べました都市部にはない西原村のすばらしさであったりポテンシャルの高さが評価されているのではないかと感じているところでございます。

このことから、単に移住者を増やすためだけの施策ではなく、働く場の提供であったり子育て環境など、今住んでいる人にとっても移住した人にとっても暮らしやすいと思っていただける村づくりに力を入れていきたいというふうに思っております。

ご質問にございました10年後、20年後どのような施策で人口減少を抑えるかという点につきましては、私もまだ悩んでいるところでもございます。例えば、空港から一直線、田畑が続いておりますけれども、そこを都市部にしたほうがいいという住民の方もおられますし、そこだけは残しておいてくれないかという住民の方もございます。やっぱり私も思いますけれども、空港に来て出張から帰って俵山を見ますと、もう本当に西原村に帰ってきたというほっとした気持ちがございます。そこに工場であったりビルとかアパート、マンションの高層の建物が建ったら、西原村に帰ってきたという思いが薄れるんじゃないかとかいう思いもございます。

畑も、たくさんサツマイモ、カライモが植えてありまして、農家の方が一生懸命頑張って耕作をされております。そういうのも含めまして、現在私が思っていますのは、河原地区であったり宮山地区の耕作放棄地とかを利用して、宅地化できないかということで考えたりもしております。これから10年、20年後を見据えて、まずは私の考えとしましては、そういう離農した遊休地を活用して宅地化を進めて人口増を目指せないかというふうに思っているところでございます。

松浦議員よりご質問の目標１万人につきましては、私としましては、１万人という数字は常に頭の中にはございますが、単にそこに目標を置いているわけではなく、議員からも申されました、先日報道されました住みたい田舎ランキングにおいて西原村は全国８位となりました。ここまで来たらさらに上を目指して、せっかくならば１位を目標に、そうなったときは西原村が真の意味で皆さんに認められた自治体と言えるのではないかというふうに思っ

ております。
その実現に向けて具体的にどのように取り組むかという点につきましては、現在取り組んでいます鳥子新工業団地の造成、企業誘致などによる雇用の増進をはじめ、県内都市圏からのベッドタウン化も見込まれ、このベッドタウン化を促進するためには近隣市町村への道路網の整備であったり安定したライフラインの確保も必要になると考えておりまして、同時に、熊本地震で被災した各集落での空き地バンク制度、これも最近は２地区で結構売れているというか、宅地化が進んでおりますので、こういう施策と併せて、河原校区などの先ほど申しました山間地域での田畑の耕作放棄地などは民間を活用した宅地の整備など、若者世代、子育て世代を中心とした移住・定住の推進に注力していきたいと考えています。
また、子育て施策や高齢者福祉の施策の充実を図るとともに、多くの村民の皆様から要望が上がっています交通施策であったり買物支援など村民の利便性の向上、そして安心して生活できるよう努めていくことで、結果的に１万人を超える西原村を目指していければというふうに思っております。
２点目のご質問の若者世代、子育て世代の支援につきましては、議員ご指摘のとおり、特に力を入れるべき分野であるというふうに考えております。本定例会に提出しておりますが、補正予算において子育て世帯の物価高騰対策として、学校及び保育園給食費の負担軽減補助や修学旅行費の補助に係る予算を昨年度に引き続き計上させていただいております。
また、本村の特徴的な取組としまして、にしはら保育園、こうのとり保育園での英会話教室をはじめ、小中学生が英検を取得するための受験料やスポーツの全国大会などに出場する際の参加経費の支援に取り組んでいまして、このほか、結婚に伴う新生活を経済的に支援し少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し新居の居住費と引っ越し費用の一部を補助しているところでございます。さらに新たな施策としまして、高校生を持つご家庭の通学費用の負担軽減のため、通学用のバス定期券の購入補助を当初予算に計上させていただいております。
そして、こうした村の施策をリーフレットやＡＩを活用したプッシュ型のＳＮＳ発信などにより、村内外に一層の周知を図っていきたいというふうに思っております。
また、今年度は子ども・子育て基本計画の策定をしておりまして、安心して子育てできる体制づくりの実現を目指し、こども家庭センターの設置をうたっています。これにより、子育て支援の体制強化を図ってまいります。
ご質問３点目の子育て支援策につきましては、先ほど申し上げましたこども家庭センターの設置がまさに今後の子育て支援対策の強化につながるというふうに思っております。こども家庭センターとは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの支援をより充実させるために、母子保健と児童福祉が連携

し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことを目的としています。今年度中に住民福祉課内に係を設置し、現在進行中の庁舎改修により、連携体制も整えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）質問を続けてください。

○３番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

今、村長答弁の中で給食費の負担軽減補助であったり修学旅行の補助、また今年、新年度で通学用バス定期券の購入補助であったり、いろいろ新しい施策も含めて努力をされているんだなというふうに思いました。

答弁の中で、住みよい田舎ランキング、この本で西原村が全国８位という話をされました。実は私、議会事務局に届出をいたしまして、先月２月13日に大分県豊後高田市へ研修に事前アポを取って行ってまいりました。豊後高田市というのは、この田舎ランキングの１万人から３万人の中で全て全国１位を獲得しております。今年１年じゃなくして、ずっともう１位ですね。この４部門というのは、子育て世代部門、若者世代部門、シニア世代部門、そして総合部門という４つが全て１位ということです。

その研修の中での一端を報告させていただきますが、子育て支援と定住促進事業というふうに、私もある程度この本を見て行きましたので想像はしていましたが、想像をはるかに超える取組をされていました。一端を紹介いたします。

保育園、幼稚園から高校生まで全て授業料無料、保育園、幼稚園、小学校の給食費全て無料、今年2025年度から高校生の給食まで無料にすると。子育て応援誕生祝い金、第１子、第２子は10万円ですが、第３子から50万円、４か月で10万円、１歳で20万円、２歳で20万円、第４子になると100万円、４か月で10万円、１歳で30万円、２歳で30万円、３歳で30万円、第５子以降になると200万円、４か月で10万円、１歳で30万円、２歳で30万円、３歳30万円、４歳30万円、５歳30万円、６歳40万円のお祝い金が出るそうです。今、豊後高田市にこの200万円を頂いている人が１家族ありますというような報告でございました。

それと、子育て応援入学祝い金、小学校、中学校、高校の入学に、新１年生にそれぞれ５万円が支給される。あと、いろいろ妊産婦の医療費無料だったり教育分野、学びの21世紀塾ということで自治体が塾を経営していると。高校生の大学受験のための塾もあると。これは全て無料であると。

それと、一つびっくりしたのが定住促進事業です。これは今42区画ぐらいの造成がなされていて、１区画450万円ぐらいかかったそうです。あと２区画残っているということですけれども、マイホームの夢をかなえますということで、その造成地が無料で、どうぞここに来て家を建ててくださいというそういう施策だそうです。財源は何かというと、今、豊後高田市が４億円の

ふるさと納税があるということで、半分の２億円を全てそちらに使いますというようなことでした。

市長によると、地域の活力は人と。人口増施策にまちづくりの明確なビジョンを持っているというようなことでした。未来への投資ということですね。それでいろいろ若者世代、子育て世代を中心に力を入れているということでございました。

先ほども言いましたように、今後20年後、30年後の西原村の未来、豊後高田市のような自治体もあるということも紹介させていただきましたが、再度、村長に意気込みをもう一つお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）豊後高田市ということで、本当にすばらしいまちじゃないかというふうに思っております。その中を見てみますと、産山村も小中学校、保育園全て無償化、給食費も無償化ということで、町村それぞれ独自でいろんな取組を、もう本当に見本となる取組をされているというふうに思っております。西原村の場合もできるだけ村民の意に沿って、今、西原村は菊陽町、大津町の影響もあって地価高騰の影響もあり、自然増になっています。先日、熊本県のほうに菊陽、菊池方面の空港裏の道路の要望もしてきました。

今の西原村は、これから人口が増えるにつれて道路の整備であったりとか、学校も50年たっておりますのでそこら辺を建て替えたりとか、もう計画しないといけないと思っておりまして、西原村でできる範囲のこと、今の西原村でできることをこれから議員の皆さんと一緒になって考えて、取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）質問、続けてください。

○３番議員（松浦哲也君）今答弁がありましたが、今後、西原村はＴＳＭＣの波及効果もあるかもしれない。しかし、やっぱり自治体自体がそれぞれ必死で取り組んでいるということをご理解いただき、２問目の質問に移らせていただきます。

２問目の質問ですが、有害鳥獣の対象鳥獣にカラスの追加及び捕獲についてでございます。

村内の地域で農家の方々からよくカラスによる農作物の被害が数多く確認されているということで、有害鳥獣の種類の中にカラスを追加してほしいと、そして捕獲をできないかという質問でございます。

まず、質問に入る最初に、西原村の猟友会の方々に、危険を顧みず捕獲をしていただいているというふうに感謝申し上げます。有害鳥獣、イノシシであったり、鹿、アナグマ、タヌキなどがおりますが、本当に危険を顧みず頑張っていらっしゃるということにまず感謝を申し上げたいと思っております。

それで、１つ目の質問ですが、まず有害鳥獣の捕獲について、令和６年から通年となっていますが、12月議会でも補正予算がされました。２月までの

有害鳥獣の捕獲状況はどうなのか、近隣町村でカラスを有害鳥獣としている町村はあるのか。

２つ目が、カラスを有害鳥獣として追加できれば、西原村猟友会による有害鳥獣駆除はどのようにできるかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

現在、有害鳥獣捕獲につきましては２つの関連法令に基づいて運用をしているところでございます。

まず１つ目に、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を図ることなどを目的としました鳥獣保護管理法、この鳥獣保護管理法につきましては、野生鳥獣の捕獲に関しては原則として禁止をされていますが、その例外として狩猟と許可捕獲が認められています。

２つ目に、捕獲対象鳥獣の保護及び管理並びに適正な捕獲を行うことを目的とし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害防止特措法がございまして、この鳥獣被害防止特措法に基づき西原村鳥獣被害防止計画を作成し、対策協議会を設置して運用しているところでございます。

本村のような農山漁村地域につきましては農作物への被害が深刻で、緊急の課題であるというふうに認識をしておりまして、この両方を活用して鳥獣捕獲を行っているところでございます。

令和５年度までは４月から10月末までの年間７か月間が捕獲許可期間でございましたが、令和５年第３回定例会のときに前小城議員の一般質問を受けまして、猟友会のご理解の下、本村も今年度より通年捕獲を始めているところでございます。

ご質問のカラス及び捕獲状況などの詳細につきましては産業課長より説明をいたしますが、お尋ねのカラスにつきましては、村の農作物への被害の防止、減少を図るために必要な施策であり、まずは常にご協力をいただいております猟友会のご理解、それから鳥獣被害防止計画の変更手続等もございますが、できる限り早期に実現できるよう進めていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、産業課長より説明いたします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

村長のほうからもありましたように、本年度より通年の捕獲許可期間と本村はなっております。また、令和６年度において、西原村鳥獣被害防止対策協議会で新たに25基の箱わなを追加して捕獲に当たっていただいております。

令和６年４月から令和７年２月16日までの有害鳥獣の捕獲状況につきましては、イノシシ506頭、鹿492頭、アナグマ106頭、タヌキ32頭、総数として

1,136頭の実績が上がっております。本年度より通年になりましたので単純比較はできませんが、対前年度比197％、約２倍の捕獲となっております。月ごとに見ましても、各月大きく上回る捕獲頭数となってございます。

しかしながら、捕獲頭数が増えても、松浦議員がおっしゃったように、農作物への被害が減少したようにはちょっと感じられません。近年では、住宅地周辺においても有害鳥獣の確認がされたという件数も増えているのが現状でございます。

カラスにつきまして、近隣の９町村を調査いたしました。そのところ、カラスを有害鳥獣として捕獲許可を出している町村につきましては５町村、許可を出している町村の１羽当たりの補助単価は500円から1,200円となっております。カラスの捕獲方法につきましては、猟銃、専用の箱わな、手捕りによる捕獲が主なものとなってございます。ほか町村で捕獲したカラスの補助交付における捕獲数の確認方法につきましては、捕獲時の写真による確認と両足の提出で捕獲個数の確認を行っているとのことでした。

捕獲方法にありました銃による捕獲のみを許可されている町村が大多数で、銃と箱わなを許可されている町村は１町村となっております。しかし年間の捕獲頭数は、銃のみの４町村の実績は２羽から40羽程度、銃と箱わなを許可されている１町村におきましては年平均100羽程度となっておりまして、そこの町村に聞いたところによりますと、箱わなの導入で捕獲頭数が格段に増えたとのことで聞いております。

ご質問の前段にありましたカラスの有害鳥獣の追加につきましては、カラスによる農作物の被害も農家の方よりご相談があっておりますし、他町村においてもハウスやマルチに穴を空ける被害、果樹への被害、畜産飼料への被害や、飼育牛の血管をつつき、病気になって飼育牛が死亡した事例も発生しているとお聞きしているところでございます。

農林水産省のホームページを見たところによりますと、全国的に見ましてもカラスによる農作物の被害額は令和５年度で13億3,900万円にも上り、鳥類の中では群を抜いて１位、哺乳類を含めた鳥獣の中でも鹿、イノシシに次いで３番目に被害の大きい鳥獣となっております。

いずれにおきましても、農作物への被害を防止、減少させるため、捕獲を実施していただくことになる西原村猟友会さんと連携、協議を行いながら、西原村鳥獣被害防止対策計画に早期に掲載し、捕獲を開始できるよう前向きに進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）質問、続けてください。

○３番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

今、カラスも被害を与えているということで話がありましたが、非常にカラスは賢いんですね。いろいろ調べてみますと、カラスの知能指数は人間でいえば６歳から８歳ぐらいの知能を持っているということです。私も農業を

やっていますが、どんな悪さをするかといいますと、サツマイモを植えている農家の話によると、サツマイモの苗を植えます、そしたらその苗を引き抜いて横に並べているということで、非常に腹立たしいというようなことも上げられています。

それでは、時間の関係もありますので、私も布田の下鶴地域にいろいろ里芋を植えたりカボチャを植えたりしているんですけれども、その地域に大きな牧場があります。これをＡ牧場といたしましょう。このＡ牧場の近くに杉山がたくさんあるんですけれども、そこに巣を受けて夕方には物すごい数が帰ってくるという、そういう状況ですね。それで、有害鳥獣の捕獲について今、産業課長のほうから、今年２月16日までの途中ですが、1,136頭捕獲されたと。もしこの有害鳥獣を捕獲されないまま西原村にいたら、これはどんなことになるんだろうなという、そういう思いをしておりますが、改めてここでも猟友会の方々にお礼を申し上げなきゃいけないというふうに思っております。

カラスの捕獲については、やはり銃よりも箱わなのほうがいいんじゃないかなというふうに私も気がしておりますが、最終的には西原村鳥獣被害防止計画の変更手続を行ってもらい、被害の多い地域に箱わなの設置とかをしていただければというふうに思っております。

そして、農産物の被害が少しでも少なくなるような、そんな思いを持っておりますが、最後に、この変更手続をしていただくということであれば、今後どういうプロセスでこれが進むのか、タイムスケジュールなんですけれども、そこを最後にお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）ご質問にお答えいたします。

先ほどからございますように、一番は猟友会さんのご理解とご協力が必要であると思っております。被害防止計画の変更のタイミングが例年１月となっております。なので令和７年度はちょっと間に合わない形となっております。

来年度、猟友会の数名の方からも箱わなの数の問題、場所の問題、銃による捕獲であれば銃の弾を鉛弾を使われるそうなので、それが外れた場合の鉛弾のご心配等を猟友会の方からお聞きしているところでございます。来年度になりまして、その辺あたりの協議を猟友会さんと進めさせていただきまして、鳥獣被害防止計画の変更も同時に進めていければと思っておりますので、正式に捕獲許可が開始できるとなれば令和８年度よりになるのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）質問、続けてください。

○３番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

いずれにせよ、いろんな会議をやったりして鳥獣計画の防止計画の中に入

れていただくという、そういった手続もあるかと思いますが、農家のために少しでもカラスによる被害が少なくなるような、そういう施策を早めに取っていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西口義充君）受領番号２番、６番議員、坂本隆文君、件数３件、発言を許します。

（６番議員　坂本隆文君　登壇　質問）

○６番議員（坂本隆文君）おはようございます。６番議員、坂本でございます。

通告書に従いまして、３つの質問を行います。

まず１つ目ですが、西原村地域公共交通会議についてでございます。

西原村の公共交通についての会議が行われており、本格的に交通対策に取り組まれるようにされていると思っておりますが、その進捗状況、今後どう動かれるのかをお聞かせください。

○議長（西口義充君）村長。

（村長　吉井　誠君　登壇　答弁）

○村長（吉井　誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

西原村地域公共交通会議の設立の背景といたしまして、本村における地域公共交通の確保と利便性向上を目的に今年度、西原村地域公共交通計画の策定を進めているところでございます。

この計画につきましては、住民の皆様が日常生活の移動手段において不便を感じることを極力減らすための環境を整備し、通勤、通学、買物、通院など地域の実情に合ったあらゆる移動ニーズに対応するための施策となります。あわせて、既存の公共交通を維持し、将来的に持続可能な形で発展させることも目的としておりまして、熊本県の地域公共交通計画などとの整合性を図りながら、西原村の地域性や周辺市町村の実情に即した交通体系の構築を目指しているところでございます。

これまでの経緯と進捗状況につきましては、まず初めに企画商工課長より説明いたします。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

本計画の策定に当たり、まず昨年６月の定例会におきまして地域公共交通計画策定支援業務委託に関する補正予算を計上させていただきまして、ご承認をいただきました。その後、委託業者を決定し、現状における専門的な知見を生かした調査、分析を開始いたしました。その後、10月末に西原村地域公共交通会議を設立し、第１回会議を開催いたしました。この会議には、行政関係者をはじめ交通事業者、地域住民の代表者など村内における公共交通に関わる様々なステークホルダーが参加し、既存の路線バスの利用状況や課

題、タクシー事業の現状、そして今後の新たな移動手段の必要性など、多角的な視点からの議論を行いました。

次に、11月には住民アンケート、関係者ヒアリングを実施し、公共交通に関する利用状況や意識調査を行いました。村民の皆様からは「バスの便数が少ない」「目的地までの直通ルートがない」「通勤、通学、通院における移動手段の選択肢が限られている」といった意見が多く寄せられました。また、高齢者など車を運転できない方々の移動に関する課題が特に顕著であること、さらに交通事業者からは、運転手の人手不足や採算性の問題、さらには運行ダイヤの最適化などの課題が、高校生の通学に関しても、バスの運行本数やルートの見直し、経済的負担の軽減が求められていることを確認することができました。

そして、これまでの検討や調査を基にして１月末には第２回地域公共交通会議を開催し、西原村における公共交通施策の具体的な方向性及び計画の素案について議論を行いました。この会議では、大きく２つの視点に基づいて議論が進められました。一つは既存公共交通サービスの改善と強化、もう一つは新たな移動手段の導入でございます。

既存の公共交通サービスの改善に関しましては、現在のタクシーサービスの向上が課題となっており、より柔軟な運行体制の確保が必要であるとの意見が出されました。

一方、新たな移動手段の導入につきましては、既存の路線バスやタクシーでは対応が難しいエリアにおいて、コミュニティバスやデマンド型交通の導入が有効であるとの認識が共有されました。また、益城町や熊本空港と接続する交通手段の必要性についても改めて議論が交わされ、より広域的なネットワークの構築が求められていることが明らかになりました。

このような一連のプロセスを経て、現在は３月中に第３回地域公共交通会議を開催し、西原村地域公共交通計画を策定する予定であり、今後５年間の村の公共交通施策における方向性や目標、指標を定めることで現在進めているところでございます。

公共交通会議のこれまでの経緯と進捗状況につきましては以上となります。来年度から進めます事業の概要につきましては、村長のほうから再度答弁させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）令和７年度の施策につきましては、今回提案させていただいております一般会計当初予算に計上させていただいております。本年度中に策定されます西原村地域公共交通計画を基に、来年度は具体的な事業に向けて取り組んでまいります。

まず１点目は、４月より高校生の通学支援として定期券購入費助成制度を導入し、通学支援による保護者の負担軽減と既存バス路線の利用促進を目指

します。

２点目としまして、益城町と共同で熊本空港経由のライナー便の実証運行を令和７年度内に行えるように調整を行い、村外への移動手段の充実を図ります。

３点目は、村内交通事業者の運転手の確保と維持を目的に、二種免許取得費用の助成であったり運転手の村外からの移住に対する補助を行い、村内交通事業者における持続可能な公共交通の運営を支援してまいります。

４点目としまして、高齢者や障害者の方々の移動環境の向上を図るため、特に交通に不便な地域にお住まいの高齢者の方々に対し、既存の福祉タクシー料金助成事業の地域区分による配布枚数の拡充と併せまして、新たに妊婦の緊急タクシー利用に対する対象者の拡充を図ります。また、福祉タクシー車両のユニバーサルデザイン化を推進し、より安全で快適な交通手段の確保に努めてまいります。

令和８年度以降につきましても、今回の計画に沿った形での施策の検討、評価を行い、村民の皆様の公共交通に対する利便性のさらなる向上に努めていきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）質問を続けてください。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

新年度からいろいろ補助金等が出るということでありますが、今、村長が答弁されました４点ございますけれども、まず具体的な金額等が出れば、例えば１点目が定期券の購入代金に対しての助成率、どれぐらいなのか、またこれは１年間ずっともらえるのか、学生のときにはずっともらえるのかとか、あと２点目の益城町との共同での空港経由ライナー、こちらはどういった路線で西原村がどういうふうに乗れるのか、また３点目は二種免許の取得、村外からの移住支援とありますが、どういった内容なのか、あとは４点目ですけれども、福祉タクシーの区分による配布とは具体的にはどういった金額をどういった地区に配布できるのか、その辺をお答えできますでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、高校生の通学定期券の購入費の助成ということで、今、既存の村内にありますバス路線、こちらを使って通学をされる方につきまして、大体１か月定期、３か月定期とかありますけれども、基本的に定期額の３分の１の補助を予定しております。なお、月の上限は5,000円という形でしております。３か月定期でいきますと、5,000円掛ける３か月の１万5,000円が上限というところで進めさせていただいております。

続きまして、益城町との共同コミュニティバス、共同の実証実験運行ということで、こちらのほうにつきましては、益城町の役場からテクノパーク、

空港、一応うちの総合運動公園を往復するような形で今進めております。乗合バス方式でいくのか、具体的な形等はまだ協議中でございまして、もしバス方式でいくんであれば、停留所とかそういったものを随時村内に設けたいというふうに考えております。

あと、村内の交通事業者における二種免許取得費の助成ということにつきましては、村内の交通事業者の新規運転手の採用というところに対しての二種免許取得費用につきまして、取得費用の大体３分の１の10万円というところの助成を考えております。

あと、村内の人材確保ということで、運転手の移住・定住の補助ということにつきましては、村内の交通事業者に新規で採用された方、なおかつ村内に移住・定住された方に関しましては、年間10万円掛ける５年間の総額50万円の補助というところを計画しております。

すみません。先ほど定期券のところでちょっと説明が漏れておりましたけれども、定期券の補助につきましては１年間通して補助ができるというところで、先ほど申しましたとおり、上限が月額の5,000円掛ける12か月ということで６万円という形というふうになっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）坂本議員から質問がありました福祉タクシーの地区ごとの配布枚数の拡充につきましてご説明させていただきます。

まず、役場から各地区の公民館、公民館がない場合には中心地であろう箇所までの距離を換算しました。その距離に応じて枚数を増やしていくというところで考えておりますが、３㎞を超えて５㎞未満の地域については一月当たり１枚増、５㎞を超えて７㎞未満の地域につきましては２枚増、７㎞から９㎞未満の地域については月３枚増、９㎞から11㎞未満ということで月４枚増ということで、各月に通常５枚なんですけれども、その５枚プラス加算枚数を配布するということで計画しております。

該当する地域につきましてお答えさせていただきますと、１枚加算が古閑地区、葛目地区、袴野地区、大切畑地区、美晴台地区、出の口地区、宮山地区、大峯地区、土林地区、秋田地区、河原団地地区、医王子地区、滝地区、瓜生迫地区と。２枚加算が桑鶴地区、小野地区、３枚加算はありませんで、４枚加算が猿帰地区、灰床地区ということで確認しております。以上となります。

○議長（西口義充君）続けてください。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。いろいろ住民の方々のために考えられた内容だと思っております。

今の中の答えで、例えば高校生に関してですけれども、高校生というのは近くでは大津高校、翔陽高校があったり、また遠くなりますと、あと熊本市内のほうも行かれると思いますけれども、金額のほうがよく定期券が自分は

分かっていませんけれども、月5,000円の３分の１、どちらかの多いほうだと思いますけれども、これ、熊本市内のほうで大体どれぐらいまでかかるのかというのが分かられますでしょうか。大津高校のとかその辺もちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

熊本市内につきましてはバス停が変わるといろいろ金額もありますので、大津高校前、例えば役場前から大津高校まで行ったときの定期については大体１万5,000円というふうなところで確認しております。

○６番議員（坂本隆文君）月にですか。

○企画商工課長（堀田和也君）はい。それで３分の１ということで5,000円という形になっております。以上でございます。

○６番議員（坂本隆文君）よろしいですか。

今のお答えでいきますと、一番近い学校じゃないかなと思っているんですけれども、そこで３分の１の、言うなれば5,000円を使ってしまうとなると、熊本市内のほうになるともうちょっと高いのかなと思いますので、この辺の計算ももうちょっと考慮していただいて、5,000円ではなくて３分の１と言われたらもう３分の１ぐらいで設定されるのがよいかなと。いろんな高校がありますので、金額的には分かりませんけれども、３分の１に設定していただければご家族のほうが楽になるのではないかというふうに思っております。

また、今回は妊婦の緊急のタクシーなんですけれども、こちらの利用も３分の１とかになりますか。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）妊婦の緊急時のタクシー利用ということで、現在計画でうたう予定としている内容としましては、村内のタクシーに限らず利用可能とし、利用した料金の半分を助成する。（「半分」の声）はい。ただ、年間利用金額としてはこれまでの福祉タクシーと同じく３万円を上限としておりますので、その３万円を超えない範囲で一利用につき半分ということで要綱を変更する予定としております。以上です。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございました。

金額的にはいろいろ言いたいこともございますけれども、今回いろいろ頑張っていただいているということで、今回の内容的なものは村民の方々からの要望が多かった内容であると思います。また、我々議員もよく相談があっておりますので、ぜひ解決できるように、このまま進めていただけたらと思います。

２つ目の質問に入らせていただきます。

西原村の人口が増えていると聞いておりますが、どういった方々が増えているのか、住宅も増えているのか、また年齢別の子どもたちの増え方はどう

なのかというのを教えてください。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

西原村の人口につきましては、昭和35年の合併時に6,808名で現在とさほど変わっておりませんが、合併から16年後の昭和51年には5,000人を割る4,991名となり、それから鳥子工業団地であったり小森工業団地、第二空港線の開通などにより増加に転じ、熊本地震により一時は減少傾向にありましたが、最近では伸び率、実増とも県内トップクラスで推移しておりまして、西原村は自然豊かで住みやすい、子育てしやすいといったイメージも上がってきていると感じております。

そういった中、ＴＳＭＣ第２工場の建設であったり近隣市町村の地価高騰、鳥子新工業団地への企業立地、また肥後大津駅から熊本空港までの鉄道整備、熊本市内から高規格道路の計画など、この西原村はまだまだ人口が増えるポテンシャルは高いというふうに思っております。最近は多くの市町村長より、西原村はまだまだ発展するぞというお声をいただいております。

近年の西原村の人口増加の要因につきましては、先ほど松浦議員のご質問の中でも概要について少しお話をさせていただきましたが、現在の状況による人口増加の要因など詳細な分析状況につきましては企画商工課長より説明いたします。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問についてご説明いたします。

まず、西原村の人口についてですけれども、平成28年には7,041名でありました。その後の熊本地震後の平成30年には6,726人まで減少したものの、令和７年３月１日現在で7,048人と熊本地震当時の人口を超えております。また、先日のＮＨＫで報道されましたとおり、熊本県が毎月発表いたします推計人口におきましては、令和６年５月から令和７年１月まで西原村の人口増加率は県内自治体で１位となっております。

その人口の増減の主な要因といたしましては、まず転入等の社会増が要因となっており、熊本地震後の平成29年から年平均で約75人の増加となっており、特に直近３年間の社会増が顕著であります。直近３年間で444名の増加というふうになっております。この社会増の主な要因といたしましては、村外からの転入者をはじめ、外国からの技能実習生等の増加が上げられます。

自然増減につきましては、同じ平成29年から今年度までの年平均で約37人の減少というふうになっておりますが、社会増減と比較すると年平均約38人の人口の増加というふうになっております。

村内の住宅につきましては、開発行為事前協議による令和元年度から現在までの集計によりますと、アパートなどの集合住宅の建設戸数が24棟337戸、宅地分譲につきましては87区画の申請があっており、村内における転入者の

受皿でもある宅地や住宅の整備が進んでいる状況というふうになっております。

また、年齢別の子どもたちの数ということでございますけれども、村内全体の年齢区分で見てみますと、年少人口（０歳から14歳）につきましては平成27年から減少傾向にあります。熊本地震後の平成29年から令和７年を比較してみますと約9.5％、94人の減少となっております。特に０歳から５歳の減少率が高く約14.9％、52人の減少となっており、出生数の減少が顕著に現われておる状況でございます。生産年齢人口（15歳から64歳）につきましては約1.2％、47人の微増でありまして、社会増の影響で減少率を抑えているというふうに感じております。老年人口（65歳以上）につきましては約17.7％、342名の増加となっており、顕著に少子高齢化が進んでいるという状況でございます。特に75歳以上の男性の増加が顕著となっている状況でございます。

今後、０歳から５歳児までの人口において出生数の増及び転入などの社会増によって増加傾向に転じ、併せて現在の子育て環境を維持すると仮定しますと、小中学校の児童生徒数も現状とさほど変わらない範囲の人数で推移するものと思われます。

しかしながら、先ほど説明させていただきました集合住宅の例を見てみますと、直近５年間で337戸に対し、今年度だけで対前年比500％を超える12棟206戸の申請が上がっており、予測をはるかに上回っている状況でございます。加えてＴＳＭＣの第２工場建設、鳥子地区新工業団地への工場立地など、これからさらに人口増が加速することが予想され、その中で年齢構成であったり、特に保育園、小中学生の人数の動向につきましては、常に関係各課連携し、注視をしていかなければというふうに感じております。説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

現在のところは出生率や子どもたちというのはまだ減少傾向で、65歳、75歳の特に男性のほうは増加という話でありますけれども、しかしながら、昨今の空港周辺、ＴＳＭＣ関係の工場の誘致、また今回の鳥子団地、第２団地ですけれども、こちらの誘致、この辺で人口は変わるというふうに思っております。

ここで村長のこれからの考えをお聞きしたいと思っておりましたけれども、先ほど松浦議員のところでほぼ答えられておりましたので、こちらのほうはもう割愛させていただきまして、これらのことを考えながら３問目の質問に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）はい。

○６番議員（坂本隆文君）３問目の質問ですけれども、これらの人口増に伴い

まして、これから考えられる人口増、子どもたちも増えてくると考えられますが、保育園の教室数及び保育士の確保、小中学校の教室は足りるのかという質問でございます。

また、もう一つの質問を一遍に質問いたしますけれども、２番目のほうですけれども、山西小学校が築50年をもう迎えようとしております。こちらの古くなった建物、また河原小学校では浸水想定区域になっているということで、これからの対策はどうなるのかという質問でございます。こちらの１番、２番のほうを答えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）坂本議員のご質問に対しまして、まず初めに担当課長から、それぞれ住民福祉課長と教育課長より説明させます。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）坂本議員より質問がございました保育園の教室数及び保育士の確保につきましてお答えさせていただきます。

まず、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置と運営に関する基準というものがありまして、いわゆる最低基準ということでは、認可保育園の保育室の最低基準は０、１歳児で子ども１人当たり3.3㎡、２歳児以上では１人当たり1.98㎡と定められております。また、保育士の配置最低基準は０歳児３人、１、２歳児で６人、３歳児15人、４、５歳児25人と決まっております。

村内の保育園の保育室、現在の利用状況から見ますと、にしはら保育園の保育室は10部屋563㎡あり、最低基準から換算しました受入れ児童数は242名となります。阿蘇こうのとり保育園の保育室は５部屋231㎡あり、最低基準から換算した受入れ児童数は104人となります。両園合わせまして346人分の部屋の広さが確保されている状況となります。

また、近年の園児受入れ数は、にしはら保育園では160人程度、阿蘇こうのとり保育園では80人程度、西原村以外の保育園、幼稚園に通う園児数が20人程度となっており、合計で260人程度であることから、保育室の広さでいえば、現状では80人分受入れを増やす余力があるという状況と言えます。

先ほど答弁の中で、子どもの数は減少傾向あるいは社会増を加味しても横ばいで推移することの見込みをご説明するところがありましたが、一方でコーホート変化率を用いた人口推計によりますと、５歳児以下の人数が５年後の令和11年には120％にまで増加する試算もあります。宅地整備や住宅建築が増加していることを考えると、現在の鳥子工業団地が整備された時代のように人口増加が進む可能性もあります。そうした場合にも保育受入れに対応できるよう、状況を注視するよう努めてまいります。

一方、保育士の確保につきましては、全国的な人手不足の影響を受け苦慮している状況です。申込児童数に必要な保育士の確保ができず、令和６年度においては13人の待機児童が発生し、令和７年度の申込時点においても８名

の待機児童が発生することとなる見込みです。今後さらに転入や出生による待機児童が増えることが予想されます。

現在、会計年度任用職員の保育士募集、派遣会社への依頼などで募集を試みておりますが、採用につながっておらず、保育士の確保が喫緊の課題となっております。保育士不足の問題は、公営保育園のみに限らず私立保育園でも深刻な課題と確認しております。保育園の部屋数、保育士の確保状況につきましては以上でございます。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）坂本議員のご質問にお答えします。

中学校の教室数についてでございます。通常教室が６室、特別支援学級で使用している教室が５室、数学室やパソコン室など活用可能な教室が現在あるという状況でございます。今後も、多様な学びの観点から特別支援学級の教室は必要と捉えていますが、いずれも少人数でございますので、各学年が３クラスになっても既存の部屋を改修することで対応可能だと考えております。現状と比較して、生徒数でいえば100名ほど増加しても施設は対応可能というところで考えております。

次に、築年数関係なんですけれども、山西小学校は昭和50年に建設され、現在築49年となっております。当時は、先進的なヨーロッパの校舎建築を参考に、入り組んだ配置での設計となったというふうに聞いております。近年建設された近隣自治体の校舎とは異なる形態だと認識はしております。

山西小学校の児童数の変動は大きくないものの、特別支援学級数の増加などにより教室が不足し増築した際に、低学年棟への渡り廊下を設置して児童や先生方の移動が容易になった反面、来校者の方には分かりづらい入り組んだ配置となったと考えております。低学年棟は昭和50年、高学年棟は昭和57年に建設で、築42年が経過しております。また、特別支援の教室棟は平成15年に建設され、21年が経過しております。

ちなみに河原小学校は、現在通常教室として使用している校舎のほうにつきましては平成13年に建設され現在23年が経過し、音楽室や家庭科室などがある旧校舎は昭和53年に建設され46年が経過しております。西原中学校の校舎は昭和55年に建設され44年が経過し、現在図書室が入る西側の新館特別教室棟は平成10年に建設、また、ランチルームにつきましては令和４年度に竣工となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○６番議員（坂本隆文君）今のご回答でいいますと、保育園のほうは両保育園合わせますと面積的にはあと80人ほど入れるスペースはあるということですが、現状、令和６年13人の待機児童と令和７年には８人ということで、こちらはやはりスペースはあるけれども保育士の先生方の人数が足りていないというのが、もう私も委員会のほうで何遍もお聞きしていたことで、これがい

ろんなところに頼んでもなかなか難しいということで、こちらは今から西原村、若い世代を増やしていきたいという考えがあると思いますけれども、やはり保育園の中に待機児童を出さないというのが一番の目標だと思うんですね。じゃないと安心してこちらに引っ越せない。引っ越してきたけれども、ほかの保育園、村外の保育園に出さなければいけないようなお子さんになった場合には、なかなかこちらには住んでいただくことが厳しいかなというふうに考えております。この辺のほうをぜひ喫緊の課題として、どうか対応できるように努力していただきたいと思います。

また、中学校のほうも、まずは広さ的には大丈夫ということで、ただ、今回は題には出しておりませんけれども、教室が特別支援クラスのほうが多いなというふうにはちょっと感じておりまして、５室使われているということですね。こちらのほうも、どういったものかを今後勉強したいと思いますので。

また、小学校のほうですけれども、こちらが50年ほどたっております。私が多分小学校１年生になって２学期からが新校舎になったんじゃないかなというふうに記憶しておりまして、旧校舎と新校舎に入ったというのを記憶しております。中学校もまだ自分たちが入るときには新しかったと。もう相当私たちも年を取って、たっておりますので。

その学校が、いわゆる子どもたちがいつも集まる場所で勉強する場所であります。50年、建物でいえばコンクリートとはいえ耐用年数47年じゃなかったですかね、コンクリートは。たっております。その中で子どもたちを勉強させるということは大変危険ではないかと思いますけれども、吉井村長は今後の学校についてどう思われますでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育園のほうなんですけれども、保育園が待機児童が去年で十数名、今年度で８名出るということで、保育園、住民課と一生懸命、民間の派遣会社も通じて保育士さんを探している状況ではありますけれども、なかなか見つからないということで、全庁挙げて保育士さんの獲得に力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、保育園も人口が増えていますので民間からの保育園参入という話も今年だけで３件ぐらい来ておりまして、そこら辺、民間も活用して待機児童の解消に積極的に誘致したりとか、お話を聞きながら進めていくならばというふうに考えております。

次に、小中学校につきましては、やはり加藤議員、坂本議員、私も含めて、ちょうど建て替えが行われて新校舎に入った世代だというふうに思っております。話をしましたとおり、もう50年近くたっておりまして、これから、耐震はやっているんですけれども、例えば山西小学校であれば屋上の雨漏り対

策として数千万円をかけるのか、かけないのかとかという話もございます。

今年の当初予算でもそういう話があったんですけれども、一旦最小限でとどめましょうということで予算を計上させていただいておりますけれども、これから10年後、20年後を見据えたときに、果たして改修とか修理、３校とも全て、河原小、山西小、西原中学校を合わせて、プールだけでも去年、おととしだったか数千万円かかったということもございまして、これから先、熊本地震の借金があと５年ほどかかりまして、それから先、５年後、10年後を目指して小中学校をどうやっていくか。

先ほど話がありましたとおり、河原小学校も浸水想定区域になっておりますので、そこら辺も含めたところで皆さんと一緒にぜひ、よければ協議会を設置して、これから先の学校運営であったり学校の施設面も含めたところでどうやっていくかを、皆さんと一緒に運営協議会を設置させていただいて進めていくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）３回目、まとめてください。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

この学校問題ですけれども、やはり学校建設とかそういうものにはなかなか国の補助金が少なくて、あまりございません。ほぼ単費になることではないかというふうに、調べてみますとそんな形になると思いますので。

しかしながら、今、西原村の子どもたちが通学に通うのを見ておりますと、昔と違って高遊方面からたくさんの方が来られています。小学校になりますと結構な遠い距離でありまして、これ教育的とか学校的にはこの距離が大丈夫なのかというのも考えておりますし、これをまた移動しますといろんなところでの問題も出てくるのかというのも、いろいろ考えましたけれども、自分なりの答えがちょっと難しいなと思いまして、しかしながら、西原村の子どのたちが昼間ほとんどいる場所でございます。安心・安全な学校生活が送れるならと思っておりますので、ぜひ皆さんのお力でよい答えが出ればと思っております。以上になります。

○議長（西口義充君）お昼まであと34分ぐらいしかございません。

次、質問に入って大丈夫ですかね。暫時休憩でいきますか。そのまま続けますか。（発言の声）暫時休憩、はい。

（午前１１時２６分）

（午前１１時３７分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号３番、１番議員、山下圭介君、件数１件、発言を許します。

（１番議員　山下圭介君　登壇　質問）

○１番議員（山下圭介君）皆さん、こんにちは。１番議員、山下圭介です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は１件、奨学金制度についてです。

これからの日本、そして西原村を担っていく若者世代、子育て世代への支援に特に力を入れてはどうかと先ほど松浦議員からも質問がありました。西原村をよりよく、活気あふれる村にするためには若い力が必要です。

今回の質問は、若者の移住・定住に大きな起爆剤となり得る新しい奨学金制度を西原村でも取り組んではどうかという思いから取上げさせていただきました。

奨学金を利用して進学したけれども、卒業後の支払いが大変だという意見を多く聞きます。私も奨学金の知識を深める上で複雑な点が多々ありましたので、奨学金について簡単に説明させていただきます。

まず、奨学金には大きく分けて２つ種類があります。返済義務がある貸与型と返済する必要のない給付型です。特に大学生に一番利用されているのは日本学生支援機構の返済が必要な貸与型奨学金で、約３人に１人が活用していると言われています。また、運営団体によっても公的奨学金と民間奨学金に分かれていて、公的奨学金は国や地方自治体によるもの、民間奨学金は学校独自や育英団体、そして企業が行っているものです。この奨学金のおかげで高校、大学、専門学校へ進学できる方がたくさんいます。当村にも西原村奨学基金貸与型、利子なし、高等学校月額２万円以内、大学及び専門学校月額３万円以内の制度があります。

そこで１つ目の質問です。西原村奨学基金の申請状況を教えてください。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長　中村賀一君　登壇　答弁）

○教育長（中村賀一君）山下議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対するご支援、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

それでは、山下議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、奨学金とは経済的な理由や家庭の事情等によりまして進学や修学が困難な学生を支援する制度として、学資の負担を軽減し、勉学に専念できるよう援助することを目的としております。

本村でも奨学金制度につきましては、昭和42年12月、西原村内に住所を有する者の子どもで将来、社会のために有為な人材として活躍することが期待されながらも経済的な理由により高等学校、高等専門学校または大学に進学することが困難な生徒に対して、就学資金の一部を貸し付ける目的で西原村奨学金条例が設置されております。

申請状況につきましては、教育課長からお答えさせていただきます。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）それでは、私のほうから申請状況についてお話をさせていただきます。

昭和42年から施行されております奨学基金貸付制度ですが、過去30年ほど

この制度の利用について遡りますと、平成５年からこれまでの間に専門学校や大学に進学するために５件の申請があり、最大で４年間貸し付けたうち、お一人で144万円の貸付けとなっておりました。５件のうちの１件は辞退がありましたが、平成30年度までに全ての奨学金が完済完了となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○１番議員（山下圭介君）ありがとうございます。申請状況から見ても分かるとおり、奨学基金の制度を活用される方は本当に僅かです。

日本学生支援機構の奨学金は、奨学金貸与が終了した月の翌月から数えて７か月目に達したときから返還が始まります。安定した収入を得られる就職先であればその後の返済についても問題なく行っていけるのですが、中には様々な事情で返済が滞るケースがあり、2019年度末の国内の延滞者数は約32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円に上ると言われています。

延滞の主な理由としては、本人の低所得による延滞額の増加や、家計の収入減や支出増などが理由で延滞が長引く背景があるそうです。１人当たりの奨学金の平均借入額は324万円で返済までにかかる期間は平均で約15年、一般的なケースとして、22歳で大学を卒業し平均的な期間14.7年で返済をするとして、返済完了は37歳前後ということになります。先ほどの延滞者数が32万7,000人と申しましたが、延滞者数は奨学金利用全体の2.2％相当です。また、返済できずに自己破産する割合は0.05％となっています。

実際に、住民の方で奨学金を利用されている方、卒業し返済中の方、返済が終わった方、たくさんの方に話を聞くことができました。その中でもやはり貸与型が一番多く、奨学金制度を活用でき進学できてよかったが返済が大変、毎月の支払いがあり、結婚などの足かせになっているなどの意見を聞くことができました。

そんな中、各自治体の情報を調べていると、近隣の高森町が行っている高森町次世代定住促進奨学資金貸付制度にたどり着きました。

そこで２つ目の質問です。この制度と同等の取組を西原村でもできないかお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

高森町が取り組まれています次世代定住促進奨学資金貸付事業と同等の取組を西原村でもできないかということで、まず、どのような制度であるか高森町教育委員会に確認をさせていただきました。条例では、高森町に住所を有する保護者に養育される生徒または学生のうち、向上心に富み、学業、人物ともに優秀で、かつ将来にわたり高森町への貢献意欲が高い者に対し資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成するとともに、高森町への若者の定住を図ることを目的として、１人当たり高校生につき２万5,000円、大

学生などに月５万円を貸し付けるものとのことでございます。

制度は、本来の経済的な理由やご家庭の事情で進学や修学が困難な学生を支援する奨学金というより定住促進への意味合いが色濃く、人口の流出による人口減に歯止めをかけたいという思いでの施策であるというふうに伺っております。

令和６年４月から施行されております高森町の次世代定住促進奨学資金貸付事業では、教育機関を卒業後、貸付期間と同期間以上高森町に住所を有し、かつ現に居住して就業もしくは就職した者が高森町の振興発展または地域コミュニティーの維持及びそのほかに貢献すると認められる場合は、償還すべき奨学金について償還を免除することができるといった、定住促進を目的とされた償還の免除が条例で定められているようでございます。一人でも高森町に残り、一人でも高森町で結婚し、にわかなどのコミュニティーを担っていく人材を確保していきたいといった切なる思いがあるとのことでございます。今年度はかなりの数の申請があったと聞いております。そして、その原資はふるさと納税とのことでございます。

対して本村の状況を見てみますと、松浦議員、坂本議員より先ほどご質問にもありましたとおり、住みたい田舎ランキング全国８位に選ばれて、移住先として光が当たっている状況にあります。実際の人口増加率も熊本県で１位であり、その内訳は移住による社会増が主であることが分かっています。こうした傾向を鑑みますと、現時点で人口流出を防ぐことを目的としたご指摘のような施策を検討するタイミングではないんじゃないかというふうに感じております。

一方で村としましては、働く場の創出に向けて新工業団地造成事業であったり民間開発による企業誘致などに積極的に取り組んでおりまして、急増する宅地整備や集合住宅建設に対応すべく、道路の見直しやライフラインの整備、また、先ほど坂本議員よりご質問がありました耐用年数を超える学校整備や住民アンケートで上位を占めています交通施策、買物施策など、まだまだ村としてやらなければならない案件が多くありまして、その全てに大きな財政負担が強いられてくることが予測されます。

子育て支援をはじめ、村をよくするための新たな取組については、それぞれの自治体でそれぞれの事情であったり、人口減少や過疎化が加速している自治体、あるいは当村のように増加傾向にある自治体、財政力に体力がある自治体、そうでない自治体、様々な状況の中、その自治体自治体で最善の策を探られているものと思います。西原村も、現状に沿った10年、20年後を見据えたところで限られた予算をどのように運用していくか。これから議員の皆さんのお声、アイデアを伺いながら一緒になって検討していければというふうに思っております。

現在、子育て支援としては、学校給食費負担軽減であったり小中学校英検

等の補助、小中学校の修学旅行費補助、ジュニア育成補助などを実施しておりますが、今後も様々な施策を講じていきたいというふうに考えております。

高森町は、ふるさと納税が毎年20億円を超えている状況でありまして、県内でも最上位ランクをキープされている、うちの村でも目標とする自治体であります。幸いにも阿蘇管内の近隣町村という間柄もありまして、高森町長のご指導を仰ぎながら、少しでも目標とする自治体に近づくことができるよう取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）３回目、お願いします。

○１番議員（山下圭介君）ありがとうございます。私も本当、ちょっとこれはあまりにも優遇されていると感じたため、何か採算が取れる仕組みがあるのではないかと思い、高森町役場に直接話を聞きに行きました。すると今、村長が言われたとおり、人口の流出による人口減を何とか食い止めたい、そして、定住して地域貢献してくれる人材を一人でも確保していきたいとの強い思いの施策でした。

今回の次世代定住促進型貸付事業は、今の人口増の西原村、そして耐用年数を超える学校の件とかもあり、少しミスマッチかなとは思いました。それでも、各自治体の事情を学ぶいいきっかけになりました。

そこで、話は少し戻りますが、西原村の奨学基金が最後の申請から約12年ほど活用されておりません。奨学金とは、先ほど教育長の説明にありましたとおり、経済的な理由や家庭の事情で進学や修学が困難な学生を支援する制度です。せっかくなら、学習意欲がある誰もが使いやすい西原村ならではの新しい基金を創立し、今好調なふるさと納税などの財源を生かし、運用してはいかがでしょうか。

例えば西原村では、今日の質問にも何度か出ております保育士や農業後継者の成り手が不足しています。全国的に見ても、公務員や教師、様々な技術職の方が人材不足となっている状況です。西原村内に住所を有する方が村内企業に就職したり村の発展に寄与する職業を開業するなどの際に、学生時代に借りていた奨学金に対し村が返済の支援を行う取組や、新たな会社を開業する際の開業資金等に対し村が支援する制度など、注目され活気あふれる村づくりへ新しい基金創設ができないか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）圭介議員のご提案、私も先ほど坂本議員のご質問で基金ということでぴんときまして、圭介議員のご質問があるんで我慢して待っていたんですけれども、本当に保育園が人材不足ということで、基金を創設して、それを利用してできれば村民を育てて、西原村の保育園で教えていただくというのは本当にいいことなんじゃないかというふうに思っております。

また、高森町まではできませんけれども、西原村で学費等で悩んでいる方

に対して基金を設けて、そこで少しでもお手伝いできればいいんじゃないかというふうに思っております。

もう本当に、未来の西原村を担う子どもたちに前向きに基金の創設をやっていければというふうに思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめをお願いします。

○１番議員（山下圭介君）前向きな検討をありがとうございます。やっぱり今の学生にとって奨学金が主になることも結構あると思いますので、その辺を改善して、村への定住に努めていける基金が創設できたらいいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前１１時５５分）

（午後　０時５８分）

○議長（西口義充君）２分ほど早いですけれども、全員おそろいですので、午後の会議を再開します。

受領番号４番、４番議員、尾崎幸穂君、件数３件、発言を許します。

（４番議員　尾崎幸穂君　登壇　質問）

○４番議員（尾崎幸穂君）皆さん、こんにちは。４番議員、尾崎です。

通告書に従い、３件の質問をさせていただきます。

１件目、国際バカロレア教育について。

令和６年度の一般会計の際に質問に上がり、そのときから保護者さんや教育関係の方から不安の声が上がっていました。国際バカロレア教育の進捗状況は現在どうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長　中村賀一君　登壇　答弁）

○教育長（中村賀一君）尾崎議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対するご支援並びにご協力を賜り、感謝申し上げます。ありがとうございます。

国際バカロレア教育の進捗状況についてお答えいたします。

国際バカロレア教育、以下ＩＢ教育と言いますけれども、究極の探求学習を目指した教育でありまして、世界トップレベルの教育システムでございます。当初の本村におきましては、山西小学校におきましてこのＩＢ候補校申請を目指して取組を進めてまいりました。しかしながら、大きく以下３つの理由によりまして、このＩＢ教育の申請を一旦休止することにいたしました。その理由をお伝えいたします。

まず、１点目は経費の部分でございます。

ＩＢ候補校申請から二、三年を経て認定校になりますけれども、認定校になった後も年会費が毎年必要であり、継続的な経費が予想されます。このこ

とは当初想定をされておりましたが、ＩＢ教育の本部がシンガポールにありますので、シンガポールドルで送金をすることになります。現在、円安等の影響もありまして想定以上に高騰しているところでございまして、ちなみに、教職員の研修費用を合わせて毎年260万円以上の経費が必要となります。

次に、２点目は中学校、高等学校との接続でございます。

ＩＢ校の最大のメリットは、高等学校、ディプロマ・プログラムとありますけれども、この授業は英語を基本としております。これを受講しますと国際的に認定されております大学入学資格が取得可能になります。現在、西原村の現状を考えました際、小学校のＩＢ認定校後は中学校のＩＢ認定校を目指す必要があるということ、そしてその後、ディプロマ・プログラムを有するＩＢ校の高等学校との接続を考えなければなりません。そうしますと、なかなか本村独自の施策だけは難しい部分が多々生じてまいります。

次に、３点目は人事異動に係る問題でございます。

教職員の人事異動に関しましては、現在異動事務が行われておりまして、ＩＢ教育に専門的に携わる加配措置の教員、この獲得がなかなか難しい現状がございます。また、人事異動におきましては、定期的に職員が入れ替わる公立小中学校におきましては、ＩＢ教育の指導方法を獲得した教職員が一定の年限で異動することになりますので、獲得したノウハウを西原村の学校において蓄積することが難しい点がございます。

以上のことからＩＢ候補校申請を一旦休止するものの、ＩＢ教育が目指す探求的な学びにつきましては一歩一歩進めながら、子どもたちにとって望ましい教育を推進していきたいと考えております。

現在の諸状況を勘案しますと、ＩＢ教育のメリットを取り入れながら本村の教育に生かしていくことが得策であると考えておりまして、また、ＩＢ教育を目指したことは教育活動においてとてもプラスに作用しておりまして、今の時代が求める教育に焦点を当てることができました。

一つの成果としましては、新年度において小中３校の校内研究というのがございますけれども、この校内研究で「探求的な学びの実現を目指して」ということを設定しながら、この３校におきまして西原型の探求的な学びの構想を掲げ、ＩＢ教育が目指すような取組を展開してまいります。

あわせまして、本年度、第１回ＩＣＴを活用した小中学生プレゼンコンテストの実施につながりまして、ＩＣＴを活用することと探求的な学びを教育活動の両輪として位置づけることが明確になりまして、これからの教育における目指すべき方向性を確認することができました。

以上、ＩＢ教育の現状につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）一旦休止というお話をされました。一旦休止なのか、継続的にもうやっていかない。探求的な学びはもう継続して行っていくとい

うことだったんですが、本年２月25日の熊日新聞に、公立小中学校の授業数大幅超え、学習指導要領が定める学習の内容が多過ぎる、教育課程の過積載であるとの教育者からの指摘があり、文科省が精査が必要というふうに言われました。

この探究的な学びやＩＣＴ教育を含めながら、日本の学習指導要領と混ぜ込みながらやっていくのが西原村がこれから進めていく教育だと思うんですが、授業数の大幅超えというのは西原村に当てはまりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）お答えいたします。

授業数に関しましては、文科省が定める学習指導要領、こちらがございますので、これに準拠しながら進めていく必要があります。ですから、これから先、授業数に関しましては今審議がされておりますので、大幅な削減はないとは思うんですけれども、一定の多分削減はあると思うんですよね。ただ、本村におきましても、過剰な負担を与えずに子どもたちに力をつけさせるためには、探求的な学びはとても必要であると思っております。ですから、今後、一旦休止という説明をしましたけれども、時期が来ればまたそれを再度検討することも必要かと思われます。

ただ、先ほども言いましたように、時数が決まっておりますので、この中でうまく子どもたちに力をつけさせるためには、探求学習、探求的な学びを推進することが本村におきましては得策だと思っております。以上です。

○議長（西口義充君）３回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）バカロレア教育に関しては、もう完全休止ではなく、一旦休止という方向性ということは確認できました。

保護者さんからの不安と教育者からの不安というのが、先ほど言われた高校進学、高校につなげることに関しての不安が上がっておりました。もし今後これを進めていく、すぐすぐではないのですが、もう進めていくことになった場合に、教育者、また保護者などに丁寧な説明をして、納得してもらって進めていっていただきたいと思います。

今回の１問目に関しては以上で、２問目に進めさせていただきます。

２件目、公共施設の利用予約に関してお伺いいたします。

西原村総合体育館が2022年４月に利用開始となり、やがて３年がたとうとしております。

そこでお伺いいたします。村内の小中学校の体育館及び西原村総合体育館、テニスコート、村民グラウンド、会議室などの利用の予約はどのように行っているか。また、村内の小中学校の体育館及び西原村総合体育館、テニスコート、村民グラウンド、会議室の村外の利用者数は。小中学校の体育館を含む公共施設の予約の集約化、オンライン予約の検討は。この３つをお伺いい

たします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）尾崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

公共施設の利用に関する予約の経緯からご説明をいたします。

まず、総合体育館を含む運動公園、村民グラウンド、武道場、村内小中学校の体育館につきましては、総合体育館事務室における予約の受付、また、生涯学習センターにつきましては教育委員会事務局においての予約受付を行っております。

各施設の状況につきましては教育課長が説明いたします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、村内施設の利用予約はどのように行っているかということにつきまして、施設ごとに少々異なりますが、基本的には村内在住者及び村内企業におかれましては、ご利用月の２か月前の月初めより予約が可能となります。村外利用者は１か月前の月初めより予約が可能となっております。

予約は、総合体育館事務室窓口にて申請書にご記入いただき、券売機で必要数の利用券を購入いただきまして、申請書と併せて提出いただくことで予約完了となります。この場合、予約が可能な施設は、運動公園のテニスコート、芝生広場、総合体育館ではアリーナや会議・研修室、多目的室と役場の横の武道場の体育室と柔道場、村民グラウンド、各学校の体育館となっております。ただし、各学校の体育館につきましては村内利用者のみとなっております。事前に利用希望の学校で使用許可願により使用承認を行っていただいております。

直接利用者に学校で空き状況の確認をし、申請をいただいているのは、学校の施設・用具の使用、利用者、利用目的等を明確にしていただくことで、実際に体育館を管理している学校が、学校管理者が不在の時間帯に利用いただく場合でも施設管理につながりますし、また、予約する利用者側と管理する学校側の連絡ミス等も防ぐことができる。利用者にお手数をおかけすることにはなりますが、ご迷惑をおかけすることが減少し、双方の安心につながるものというふうに考えております。

あくまで学校施設は、児童生徒を主体とした学校での使用を最優先させていただきながら、村民の皆様の有効利用を促していきたいというふうに考えております。ただし、今後におきまして予約の手続の簡素化は図っていきたいというふうに考えております。

そのほか、生涯学習センター山河の館の大研修室等はこれまで同様、平日の就業時間内に教育委員会事務局で空き状況を確認後申請いただき、その場で納付書を発行しておりますので、会計課にて利用料の納付をしていただくことで予約完了となります。

続きまして、村内施設の村外利用者数というところでございますが、まず、先ほどの答弁の中にもありましたとおり、小中学校の体育館は村内利用者のみとなっております。

まず、昨年度は、総合体育館アリーナで1,302件のお申込みがあっておりまして、申請時の利用人数になりますが、村内は３万571人、村外で9,291人、合計３万9,862人でございます。これは、大会時の観客数等は含まれておりません。会議室は251件の申込みで村内5,263人、村外が1,629人、合わせて6,892人、多目的室は399件の申請で村内8,135人、村外686人、合わせて8,821人となっております。テニスコートは、今年度からでございますので２月末までの数字になりますが、654件の申請で村内3,878人、村外783人、4,661人の利用となっております。

続きまして、村民グラウンドでございます。村民グラウンドは、887件の申請で村内２万9,053人、村外1,581人、合わせて３万634人でございます。

武道場は、体育室が466件の申請で村内9,187人、村外351人、合わせて9,538人、柔道場が150件の申請で村内1,670人、村外386人、合わせて2,056人となっております。

各学校につきましては、山西小学校が280件の申請で4,814人、河原小学校が93件の申請で2,252人、西原中学校が85件の申請で2,005人の利用者となっております。

小中学校の体育館を含む公共施設の集約化ということでございますが、オンライン予約につきましては、全ての公共施設を教育委員会で管理しているものではございませんので、予約の集約につきましては、今後関係各課との協議が必要であるというふうに考えております。そのような中、利用者の利便性を考慮し、オンライン予約につきましても協議ができればというふうに考えております。

費用面では、概算ですが初期費用として100万円、そしてランニングコストで月３万円程度で、年間36万円程度費用がかかるというふうに聞いております。

実際、総合体育館の建設前は、平日の就業時間内に教育委員会事務局で空き状況を確認後申請いただきまして、その場で納付書を発行し、会計課にて利用料を納付していただくことで予約完了ということとしておりました。ただ、現在は土日を含め夜10時まで予約が可能となります。総合体育館で行っている関係で可能となりまして、予約いただく利用者の皆様からも予約がしやすくなったとのお声をいただいております。

ただ、さらに利便性の向上に取り組んでいきたいと思います。まず、現時点で予約状況が西原村のホームページや公式のＬＩＮＥで確認が可能となるよう構築し、テスト運用しているという状況でございます。小中学校の体育館の予約に関しましても、実際に管理している学校と協議しながら予約事務

の簡素化を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）予約事務の簡素化ですね。現状、小中学校の体育館は各学校に来校し予約票に記入し、その後、体育館へ行ってもう一度予約表を記入し支払いというふうな、２か所行かないといけない状態で二度手間であるという声が多くあります。あとは、村外の方はきれいな総合体育館やテニスコートを利用したいとおっしゃってくれるのですが、一度総合体育館で予約をしないといけませんということを伝えると、オンライン予約とかはできないんですかという声を聞きます。村外の方に関しては、利用することへの大きなハードルになっていると思いますので、ここのオンライン化は必要かなと考えます。

今、結構数のほうを聞きましたが、村外の方の利用も多くあります。これをもうちょっと伸ばしていくことも必要なんではないかと思います。せっかく多くの方に利用していただいているので、オンライン予約化、できるところとできないところがあると言われましたが、小中学校の体育館の利用の簡素化とオンライン予約、これをこれからどのように簡素化する、予約システムをやるというふうな道筋が今のところ見えているところをお伝え願えればと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）まず、オンライン化の部分につきましては、近隣の町村でオンライン化されているところはあると聞いております。ただ、オンラインというのは24時間可能になりまして、１日の朝から来られる方と例えば予約をしている状況のときに既に埋まってしまうとかいうことの弊害があるそうです。問題がですね。ですので、オンライン予約でも初日の午前中は止めたりとかということで対応されているというようなこともございましたので、現地に足を運んでいただいて予約されたほうが有利に予約ができるというような予約体制を取られているということもお聞きしておりますので、その辺のところもまた検討が必要になってくるのかなというふうに思っております。

一番遠いところで、最近でありますと北九州から１か月前の朝一に取りに来られました。それが、益城の体育館と大津の体育館でダンスの九州大会があったということで、その間の空き時間で練習をするために借りられたというところでございました。そういった予約の仕方をされているところもございます。空き状況が先に分かれば、そこも優位に動けることができるのかなというふうに思っております。

オンライン予約につきましては、いろんな方面からのお話を聞きながら進めていければと。時代でございますので、進めていくということを検討していきたいと思っております。

あと、学校のほうの今、申請のほうが２枚になっているというところでございますが、まず簡素化する部分では、申請書を統一させて、その中で書いたもののコピーで実際の予約のほうは可能になるという方法を取れればなと思っております。ただ、今まで幾つかダブルブッキングですとか、学校側が次の日の準備をしたいけれどもどうしても貸していたためにとか、連絡先がというようなことでいろいろトラブル等もあっていますので、学校での確認作業というのは現時点では必要じゃないかと。

利用時間の申請が延びたことによりまして、例えば夜の10時に総合体育館に予約に来られて、空き状況の確認をしながら学校にというのが、学校への確認が取れないものですから、また後日、すみません空いてました、空いてませんでしたというような二度手間の予約確認になってしまうということもございますので、そこも十分検討しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）今、教育課長が申されましたのと併せまして、熊本県の中枢連携協議会において、熊本市を中心とした周辺市町村で構成する協議会なんですけれども、そこでも広域で予約システムをつくって24時間予約して決済システムも導入しようかという話もあっていますので、そこら辺も周辺市町村と連携して、なるべく早く実現できるように取り組んでいければというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君）３回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。オンラインシステム予約プラス直接の予約に、それが進んだとしてもなると思います。そうなってくると、オンラインのほうが楽ではあると思うんですよね。でも使えない人もいる。その場合は総合体育館なら総合体育館に来ていただいて、例えば端末とかを置いて一緒にやってもらう、そういう予約の仕方があるんですよとお伝えする。そしたら自分の端末、スマホなどでできるようになるので、進めるんだったらそちらも一緒に進めていただけるならなと思います。

以上で２件目の質問を終わらせていただきます。

３件目に移ります。役場職員の業務・接遇の改善についてです。

令和５年12月議会にて業務量調査を行う考えはないかと質問した際、役場の体制づくり、業務改善を含め前向きに進めていきたいという答弁がございました。その後の進展はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

昨年度12月議会における尾崎議員からのご質問で、今後の企業誘致、ＴＳＭＣの稼働等による本村への人口増加に伴う役場職員数であったり職員配置の妥当性、職員のオペレーションなど、新たな役場体制づくりとしてのシス

テム構築などを行う考えはあるのか、また、そのために業務量調査は必要ではないかとのご質問があったかと思います。

このことにつきまして、令和２年10月に策定の西原村定員管理計画に基づき適正な職員数や配置をこれまで行っておりまして、当然のことながら各課の業務量などを勘案して、年度ごとに職員異動及び職員採用による人員増などにより、適正な配置転換を行い、突発的、臨時的に膨大な業務に対しては、よその課からの協力や外部委託により職員の増員を行うことなどで対応するということでお答えをさせていただきました。

４月に人事異動を控えておりますけれども、その際に適正な配置という観点から、私個人としましては、やはり課によっての残業時間が多いとか休日が取れていないのかなどを勘案しながら配置を考えているところでございます。

また、来年度より職員に対する給与面へ反映します人事評価を本格的に実施いたします。このことにより、仕事の成果、成績により給与等への反映が行われることで、職員の仕事ができていないことへの気づきが与えられて、結果として職員のスキルアップへの底上げになると考えています。

また、新年度事業の円滑な対応と村民に寄り添った窓口業務の対応などのために、適正な職員の配置転換及び必要箇所への増員を行い、住民サービスの向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

また、今回ご提案させていただいております課の見直しなんですけれども、そういうところとか、来年度、再来年度から本格予定の総合窓口等も含めて、継続して取り組んでいければというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）今、村長のほうが申し上げました定員管理計画、それと人事評価、来年度から反映するというところについて、私のほうから補足としてちょっと説明させていただきます。

まず、西原村定員管理計画についてです。

これは、総務省からの指針に基づき、職員の計画的な採用及び定数管理につなげることを目的として策定される計画でございます。また、この中で職員定員管理については、地域住民のニーズ、これを適切に反映して、円滑な行政運営ができるようにというような内容で策定を行ってきているものでございます。現在の計画の期間というものが令和３年度から令和７年度までであり、次年度で新たな見直しを行い、新たな５か年計画を策定するところでございます。

次に、人事評価制度について簡潔にご説明したいと思います。

本村では平成28年度より、人事評価制度を職員の能力や業績を評価し人材育成に活用するものとして、翌年の平成29年度から本格導入をしております。しかしながら、これまでの評価制度は給与面での職員間の差をつけるもので

はございませんでした。

本年度は評価者研修を実施いたしております。ですので、来年度より一部成績率に反映し、給与等への反映をすることと考えております。また、来年度は評価者のみならず被評価者向けの研修を実施し、人事評価への理解を深めていきたいと思っております。評価が出そろった後には、村長、副村長、全課長による評価の適正化会議などの実施を行いまして、適正な人事評価の結果の運用に結びつけていきたいなと思っております。

人事評価は、ただ給与面に差をつけることが目的ではございません。人材育成としての面が強いものであると理解をしております。この制度を利用し、上司と部下、同僚同士が連携することで、職員の資質向上、そのことによる住民サービスの向上につながるものであると考えております。説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）２回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）先に役場の体制づくりと業務改善を含めたというところでお話をさせていただきます。

年明けに、ある職員から聞いた話なんですが、１人担当の業務で突発的な状況、例えば休み明けにさらに病気になって長期、１週間ほど休まざるを得なくなったと。療養明けに仕事が滞っており、期限に間に合わないので一部を別の職員にお願いすると忙しいとのことで断られ、上司にも相談するが何も変わらなかったという事案があったそうです。もちろんそのときの状況にもよると思いますが、カバーができない体制はいかがなものかと感じます。ちょっとしたことかもしれませんが、業務が滞ることによって住民の皆さんに迷惑がかかるのではないでしょうか。

そして、先ほど人事評価という点がありました。人事評価、先ほど言われた中でほかの自治体のほうも確認しました。まず課長が人事評価をし、その評価を首長、部長で検証、その評価が妥当か妥当でないか、妥当でないならその評価をした課長の資質が問われる。評価に人間関係などが入り込む余地がないような取組が行われているようです。本村でも大体このような感じになるのかなと先ほどの話を聞いて思いましたが、しっかりとこの取組を行うことによって、職員同士が助け合ったりすることができるのではないかと思います。

庁舎の改修を行って総合窓口を設けて住民さんに寄り添った環境整備を整えていく予定ではあると思いますが、住民さんが利用しやすく、また職員の業務負担の軽減ができる体制づくり、業務改善も併せて行っていただきたいと思います。

続けて２点目、何度か一般質問において本村職員への挨拶など住民さんへの対応に対して指摘があったと思うが、そのような一般質問後に職員への通達、指導などは行っているのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）これまでの議会一般質問で役場職員の挨拶、窓口対応などの改善に対するご指摘と思いますが、その後に全課長出席による課長会議の場で何回にわたり改善対応に対する指示をしているところでございます。本当にほかの様々な議員さんからお声を聞いていますので、そのたびに職員に対して、課長、幹部職員等、職員も例えば今年の年始の挨拶で、今年の目標の一つとして挨拶を徹底してくださいということで職員に話をしているところでございます。

それから、前回松浦議員よりご提案がありました朝のラジオ体操の復活、そういうのと併せて挨拶をしましょうということで、職員間で挨拶の仕方も、隣同士でやり合って、気持ちいい挨拶なのかそうでない挨拶なのかを確認し合ってくださいということで取り組んでもらっているところでございます。そのかいもあって、前回、質問のたびに返答していたのが、住民の方から私個人にもたくさん挨拶が悪いとか態度が悪いという声を聞いていまして、最近は以前より少なくなったんじゃないかというふうに感じております。職員も結構頑張ってもらっているんじゃないかというふうに感じているところでございます。

研修について等も、積極的に町村会である研修であったり、役場内でも、挨拶ではないんですけれども、コンプライアンス研修であったり役場の心構えとか住民に対する接し方の研修を実施しております。

今後も、今回当初予算では計上しておりませんけれども、職員組合とか議員さんとかと話をして、ぜひ継続して続けさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）３回目、お願いします。

○４番議員（尾崎幸穂君）最初のほうの質問の答弁でありました接遇研修も行っていくということを伺いました。これは大変大事なことだと思います。

先輩議員の堀田議員が、クレーム対応の研修よりも接遇研修が大事であるということをおっしゃられておりました。住民さんからのクレームの対応がよくないとハードクレームになってしまい、取り返しのつかないことになってしまうということでした。なるほどなと思いました。

これからも接遇研修、スキル向上のための研修をしっかりと行っていただき、職員の質が向上し、人事評価により給与に反映される、そして住民さんも気持ちいい、職員にも気持ちいい職場環境にしていっていただきたいと思います。

これにて３問の質問を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）村長に答弁求めなくて大丈夫ですか。

○４番議員（尾崎幸穂君）何かありましたら。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）昔と違って、何がこういうふうに挨拶が悪くなったりとかしたのかなと常々思っていまして、やっぱり一番は職員間の会話の数が圧倒的に少ないんじゃないかというふうに思っています。以前は当直が一緒であったり日直が一緒で、夜中、夜が明けるまで先輩、後輩とか同僚とかと話す時間も多くあったりとか、職員間の飲み会とかレクリエーションとか、住民さんのところに行って公民館とかで酒を交わす場所であったり、そういう会話の時間がもう相当数減ってしまっている状況がその一つになっているんじゃないかというふうに思っていまして、できれば、コロナも明けたことでもありますし、役場の中でも、歓送迎会とかいろんな会合等を通じてできるだけ職員間で会話ができるように、心がけていければというふうに思っております。以上でございます。

○４番議員（尾崎幸穂君）以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西口義充君）これをもちまして一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後　１時３５分）

（午後　１時４７分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

日程第２、承認第１号、専決処分の報告及び承認について「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第１号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

承認第１号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

２ページをお願いします。

専第１号、令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）。

令和６年度西原村の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,764万1,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月６日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

専決理由でございます。

令和６年11月22日閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受けている低所得者世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、住民税均等割が非課税の世帯に対し、対象世帯１世帯当たり３万円及びその世帯に扶養されている児童１人当たり２万円の給付を行うことが決定された。これにより、低所得者世帯に対して速やかに現金給付を行うための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第１項の規定により令和７年２月６日付で専決処分をさせていただきました。

７ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目６総務費国庫補助金3,608万6,000円の増額補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による増額でございます。

８ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費3,608万6,000円の増額補正でございます。非課税世帯支援給付金等による増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第１号、専決処分の報告及び承認について「（専第１号）令和６年度西原村一般会計補正予算（第６号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第１号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第３、議案第１号、西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第１号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

議案第１号、西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

組織の改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、関係条例の規定を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから条例（案）のファイルで説明をさせていただきます。

西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

企業立地及び企画調整、商工観光、地籍調査などそれぞれの業務遂行を積極的に進めるための新たな課の設置と円滑な業務遂行のため、課の分掌事務を改編する必要があり、西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例を改正するものでございます。

主な内容でございます。

第１条、西原村課設置条例第１条、課の設置において「企画商工課」を「総合政策課」に改め、また「商工観光課」を加え、同条第２条、課の分掌事務において記載のとおり定めるものでございます。

また、第２条、西原村情報公開・個人情報保護審議会条例第15条（庶務）において、「企画商工課」を「総務課」に改めるものでございます。

施行期日は、令和７年４月１日から施行としております。

本一部改正案の４ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第１号、西原村課設置条例及び西原村情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第１号は原案どおり可決されました。

日程第４、議案第２号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第２号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

議案第２号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置を講じる必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、次のファイル、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要によりご説明したいと思います。ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、一部を除き施行されることに伴い、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置を講じる必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて村の条例を改正するもので、第１条、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大を行うものでございます。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

第２条、職員の育児休業等に関する条例においては、国の法改正に伴う引用条文の変更をするものでございます。

施行期日は、令和７年４月１日から施行としております。

ただし、経過措置として、施行日前に時間外勤務の権限の請求を行うこと

ができるよう、第１条、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の３第２項の規定による請求については、公布の日から施行としております。

本一部改正案の４ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第２号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第２号は原案どおり可決されました。

日程第５、議案第３号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第３号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

議案第３号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

令和６年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、給料表、扶養手当等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、次のファイル、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要によりご説明いたします。ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

令和６年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、給

料表、扶養手当等の改正を行う必要があり、関係条例の整備を行う。また、地域手当の新設を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

（１）国が行う改定の内容に準じて、村の条例を改正するものでございます。

①給料表の改定でございます。国の給料表に基づき改定しております。国の給料表に基づき、参事以上（３級以上）の初号付近の号給をカットし、給料月額の最低水準の引上げを行うものでございます。

②扶養手当について、２年間で配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に増額するものでございます。

③管理職員特別勤務手当の支給対象拡大による改定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

④通勤手当の引上げ、支給要件拡大等の改定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

⑤再任用職員への住居手当支給とする改定でございます。

また、（１）の①から⑤以外の改正といたしまして、①地域の民間賃金水準を的確に反映するため、首都圏や都市部などに勤務する職員に対し、地域手当の新設でございます。

②級別職務分類表の改正でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、令和７年４月１日から施行としております。

本一部改正案の13ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番議員、松浦君。

○３番議員（松浦哲也君）３番議員、松浦です。

今、一般給与の改定の件がございましたが、別件で人事評価の話があったかと思いますが、人事評価をされると。人事評価をされた後、これが一般給与に反映するんだろうというふうに思っております。

それで、人事評価というのは例えば何段階にもあるのか、そのときに一番上とか一番下とかランクがつくと思うんですけれども、普通、給料表で４号ぐらい上がるのかな。一番いい人は何号か上がっていくとか、普通の人はそのまま４号上がるとか、そのあたりの説明があればお願いします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

人事評価のほう、一応人事評価の結果を受けて、例えばＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄという形でランクづけされます。今、松浦議員のほうが言われているのが、

例えばＳランクにいったとき、通常、我々職員、４号昇給をしていくような形です。一応それとは差をつけないというところで、今現在考えているのがＳ級で６、その次にという形で、今、組合と中身の運用について一応うちのほうから内容提案をして、今後、組合のほうで妥当なものかどうかという協議のほうを進めていただいております。

今回これで決まりましたということではなくて、今協議のほうに入っておりますので、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃという形でそれぞれ何号級上がるのかというのは今協議を入れております。そこに差をつけていく形になるかと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第３号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第３号は原案どおり可決されました。

日程第６、議案第４号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第４号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

議案第４号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を一括して整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから次のファイル、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（案）の概要によりご説明いたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され「拘禁刑」に一元化されることから、関係条例を一括改正するものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて村の条例を改正するものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、令和７年６月１日から施行としております。

本一部改正案の５ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第４号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第４号は原案どおり可決されました。

日程第７、議案第５号、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第５号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

修正がございましたので、「0303修正」が頭に入っている議案第５号、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに村費の適切な支出を図るため、西原村職

員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから次のファイル、本条例（案）の概要ファイルによりご説明いたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに村費の適正な支出を図るため、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

次に、主な内容でございます。

これまでの条例で不透明であった部分について、支給対象者等の明記や旅費の種類の新設をするため、条例を全部改正するものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は、令和７年４月１日から施行としております。ただし、施行の前に出発した旅行については、改正前の条例を適用する。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第５号、西原村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第５号は原案どおり可決されました。

日程第８、議案第６号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長　山田　孝君　登壇　説明）

○教育課長（山田　孝君）議案第６号についてご説明いたします。

議案第６号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村運動公園の管理に伴い、使用料の額を設定するなど本条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、お手元のタブレットファイル、0304修正、議案第６号（資料）西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要と参照図で説明をさせていただきます。

改正の趣旨ですが、村運動公園の管理に伴い、イベント広場の活用につきまして、キッチンカーなどが販売するためのスペースとして開放することで、施設の活性化と利用者の利便性の向上につなげることを目的として、村運動公園イベント広場の使用料を改めて設定するものでございます。管理や利用の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、別表のイベント広場の施設使用料の単位を１日当たりとし、併せて単位を１㎡当たり村内利用者で100円、村外利用者で200円とするものでございます。販売スペースとしては、１店舗当たり10㎡程度を想定しており、1,000円から2,000円程度の使用料となる設定でございます。

次のページに、運動公園イベント広場の位置が分かる参照図を添付しております。

また、参考資料として、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第６号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第６号は原案どおり可決されました。

日程第９、議案第７号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長　久野　太君　登壇　説明）

○建設課長（久野　太君）議案第７号についてご説明いたします。

議案第７号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

令和７年度から３年間、土地改良事業に伴う原材料支給の限度額を引き上げる必要があるため、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

改正内容としまして、附則第２項中「令和４年４月１日から令和７年３月31日」を「令和７年４月１日から令和10年３月31日」に改めるものでございます。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しております。

現行の条例は、令和４年第１回定例会において、生コン単価及びコンクリート二次製品の単価上昇に伴い３年間の期限を設け限度額を引き上げております。この３年間で単価上昇が続いていますことから、さらに３年間の期限を設けて支給限度額を引き上げるものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第７号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第７号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第８号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第８号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

議案第８号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の７第２項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに荒尾市及び長洲町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の７第２項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

２ページをお願いいたします。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第１条中「熊本市」の次に「、荒尾市」を、「南関町」の次に「、長洲町」を加える。

附則、この規約は、令和７年４月１日から施行する。

本議案の３ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第８号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第８号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第９号、令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第９号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

議案第９号、令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）。

令和６年度西原村の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,897万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,866万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第３条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第４条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、６ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

２総務費、１総務管理費、地方公共交通計画策定事業650万円、通学路防犯灯設置事業102万9,000円。

款同じく、５地籍調査費、地籍調査事業4,025万6,000円。

３民生費、１社会福祉費、非課税世帯等支援給付金事業3,263万4,000円。

款同じく、５社会福祉施設管理費、地域福祉センター増改築事業3,509万6,000円。

５農林水産業費、１農業費、経営発展支援事業1,100万円、サツマイモ基腐病緊急対策支援事業1,200万円、担い手確保・経営強化支援事業337万5,000円。

７土木費、２道路橋梁費、道路新設改良事業2,670万円、道路橋梁費震災対策事業221万5,000円。

款同じく、４住宅費、河原団地内舗装整備事業900万円。

款同じく、５辺地対策費、辺地道路維持事業2,620万円。

10災害復旧費、２公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業6,060万円、過年度道路橋りょう河川等災害復旧事業9,219万7,000円。

７ページをお願いいたします。

第３表、債務負担行為補正でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

１追加。

学童クラブ運営業務委託料、令和６年度から令和７年度まで、3,100万円。

２廃止。

端末管理サーバーリース料、令和６年度から令和11年度まで、356万6,000円。

次、事項、補正前、期間、限度額、補正後、期間、限度額の順で読み上げます。

３変更。

庁舎警備委託料、補正前、令和６年度から令和10年度まで、3,962万円、補正後、令和６年度から令和10年度まで、4,344万4,000円。

西原村定住促進事業補助金（令和６年度分）、補正前、令和６年度から令和８年度まで、300万円、補正後、令和６年度から令和８年度まで、100万円。

８ページをお願いいたします。

第４表、地方債補正でございます。

１追加。

起債の目的、14．公共事業等債(下古閑日向線（共栄橋）橋梁補修事業）、限度額870万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

２廃止。

起債の目的、12．辺地対策事業債（下古閑日向線（共栄橋）橋梁補修事業）、限度額970万円でございます。

備考、全国の辺地対策事業債の要望額が地方債計画額を超過したため減額調整が必要となり、当該事業を辺地対策事業債から公共事業等債へ変更いたしたものでございます。

３変更。

起債の目的、２．公共事業等債（防災重点ため池緊急整備事業）、４．緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ購入事業）、８．緊急浚渫推進事業債（河川浚渫事業）、９．道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（過年度災））、13．辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）。

補正前、限度額、1,580万円、1,510万円、1,000万円、9,590万円、4,070

万円。
起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。
補正後、限度額、3,070万円、1,410万円、810万円、4,990万円、3,130万円。
起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。
続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。
11ページをお願いいたします。
歳入でございます。
上段です。款１村税、項１村民税、目２法人8,013万5,000円の増額補正、法人税割等の増減でございます。
中段です。款同じく、項２固定資産税、目１固定資産税4,022万4,000円の増額補正でございます。
続きまして、12ページをお願いいたします。
中段でございます。款11地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税6,599万5,000円の増額補正、普通交付税の増額でございます。
続いて、13ページをお願いいたします。
中段でございます。款15国庫支出金、項１国庫負担金、目３災害復旧費国庫負担金6,439万5,000円の増額補正、公共土木施設災害復旧費負担金（過年度）の増額でございます。
14ページをお願いいたします。
上段でございます。款同じく、項２国庫補助金、目６総務費国庫補助金1,252万6,000円の減額補正、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額でございます。
15ページをお願いいたします。
下段でございます。款16県支出金、項２県補助金、項３農林水産業費県補助金2,411万9,000円の増額補正、地籍調査事業費補助金（令和６年補正）等の増減でございます。
続きまして、16ページをお願いいたします。
上段でございます。款16県支出金、項２県補助金、目４災害復旧費県補助金1,631万6,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧事業県補助金（過年度）の減額でございます。
17ページをお願いいたします。
款18寄付金、項１寄付金、目３ふるさと納税寄付金4,450万円の増額補正でございます。
続いて、款19繰入金、項１繰入金、目１基金繰入金３億1,729万6,000円の減額補正、財政調整基金繰入金の減額でございます。
次に、20ページをお願いします。

ここから歳出でございます。

それでは、21ページをお願いいたします。

中段でございます。款２総務費、項１総務管理費、目８企画費1,231万2,000円の増額補正、ふるさと納税寄付金受付決済業務手数料等による増減額でございます。

23ページをお願いいたします。

中段でございます。款同じく、項２徴税費、目２賦課徴収費2,528万8,000円の減額補正、定額減税補足給付金等の減額でございます。

25ページをお願いいたします。

上段でございます。款同じく、項５統計調査費、目１地籍調査費3,766万5,000円の増額補正、地籍調査検証測量業務委託料等の増額でございます。

29ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費1,100万2,000円の減額補正、新型コロナワクチン定期接種委託料等の減額でございます。

最後に、31ページをお願いいたします。

中段でございます。款５農林水産業費、項１農業費、目８農地費1,449万6,000円の増額補正、防災重点ため池緊急整備事業負担金（下小森ため池）等の増減でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番議員、松浦君。

○３番議員（松浦哲也君）25ページをよろしいでしょうか。いいですか。

地籍調査費の委託料の件ですけれども、明許繰越になっているものかなと思いますが、これは内容的には地震の後のずれの修復なのかどうなのか、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）松浦議員のご質問にお答えします。

委託料の地籍調査の検証測量の委託料、これは国の令和７年度分の予算が前倒しでつきましたので、今回の補正で計上しております。

内容としましては、地震後に地籍調査の基準点等のずれがありましたので、そういった検証測量という、どれだけずれているかという測量をずっとやってきております。来年度もまたずっと継続してやる必要がありますので、今までやってきた内容と一緒でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

６番議員、坂本君。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

７ページです。庁舎警備委託料、令和６年から10年までですが……

○議長（西口義充君）マイクを上げてください。

○６番議員（坂本隆文君）７ページの庁舎警備委託料、こちらのほうが令和６年から10年までですが上がっております。要因は何でしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

額が上がった最大の理由としまして、人件費等の高騰ということで、人件費のほうが上がったというところでこの額が上がってきたというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番議員、坂本君。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。こういった場合は、一番初めに一括で契約とかはしていなくて、毎年毎年契約するというような形ですかね。どうもまたこちらを委託されて、職員の人たちが夜はいないという形になっておりますけれども、そちらの内容的なもので職員の方たちは楽になったとか、そういった内容の話等ございますでしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、一応変更契約のほうをいたしたいと思っております。一応一括での契約で何年度までという形でやっておりますので、もう一度その辺を変更契約という形になるかと思われます。

あと、これがスタートしたのが今年度４月からスタートしております。これにつきましては、夜の当直が職員はなくなったということで、これはもう職員にとっては自分の時間をつくれるというところで大いに喜ばれている内容だと思います。

あと、土日の日直、これが一番大きいのかなと僕は個人的に思うんですが、土日の日直につきましては課長さん方と女子職員でやっておりましたが、休みの日にその日に当たった職員は出てこないといけないということで、これがこの警備のほうで夜と土日祝日のほうを完全にやっていただきますので、その職員の負担は間違いなく軽減されておるというふうに私も考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番議員、坂本君。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。昔は新人の方たちが給料が少ないので、こちらを泊まられて少しでも稼ぐというような話もあっておりましたが、仕事的な軽減ができればというふうにも思っております。

また、こういった形になりまして、住民の方からのいろんなお電話がかかってくると思いますけれども、そちらのほうは今までスムーズにいっているのか、トラブルはなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当初４月からスタートするに当たって、各課から当直日直マニュアルというのは当然我々はそもそも作っておりまして、それをそのまま今の警備会社の方に引き継いでいったということで、一応警備会社の人も、なかなかレクチャーをした中でスムーズに当初はスタートはしておりませんで、当初、何かつまずいたら必ずうちの総務課の担当のほうに連絡が来て、こういう案件の電話がかかってきたがということで、何回かそういうやり取りはありましたが、その後、大分慣れてこられたので、今現在では何もトラブル等、住民の方からのご非難を浴びるというところで総務課のほうに連絡等は今現在ないというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

３番議員、松浦君。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

16ページでよろしいですか。農地等災害復旧事業の県補助金が減額補正になっておりますが、これは過年度災分ということで、おととしの災害の分だと思うんですけれども、この農地等災害はもう全て終わったんでしょうか。まだ今年度、来年度発注分があるんでしょうか。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）松浦議員のご質問にお答えします。

こちら、過年度というのは令和５年度の農地等災害の分です。一応令和６年度でも農災を発注しまして、３月末をもって全て完了する予定です。ですので、来年度はもう農災は５年度災についてはございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

７番議員、中西君。

○７番議員（中西義信君）７番、中西です。

ページは30、一番上段です。合併浄化槽の熊本地震過年分の減額なんですけれども、内容とかをちょっと。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうは熊本地震分ということで、通常分に比べて補助率のほうが若干高いという形になっております。それは、国のほうが補助を多くくれるといいますか、そのようなことでございます。当初、大体28基ぐらい予定しておったんですけれども、実際的には13基だったという形で不用額を減額しているところでございます。

熊本地震に係るものということで、熊本地震の罹災証明があれば補助のほうが通常分よりも多くなるということで、今だんだんやはり熊本地震から経過のほうがもう何年とたってきておりますので、該当分は徐々に減ってきてはおりますけれども、どうしても村外からの転入者で熊本地震の被害を受け

られた方は罹災証明、例えば熊本市からの転入者あたりも熊本市の罹災証明を持っていらっしゃる方は該当するというふうな形になってきますので、転入者の分もやはり年間、ここ最近は十何件ぐらいは該当しているというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）７番議員、中西君。

○７番議員（中西義信君）心配とか余計、私も去年活用させていただきまして、よかったなと思っていますけれども、業者がなかなか時間が都合がつかなくてやっと去年できた、それで申込みをしました。

心配しているのは、気づかないで改装とかいろいろされる方がおられるかもしれないので、そこら辺のＰＲのほうはどうなのかなと思って、どうせならば国のお金ですから、活用できるものであるならば活用したほうがいいのかなと思って、ＰＲじゃありませんけれども、どうしたものか。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）お答えさせていただきます。

浄化槽の補助金はもう大分前から村のほうで補助という形で行っておるところでございますけれども、ここ近年のうちにまた広報辺りで新たにお知らせしたかといえば、ここ最近はなかったかとは思いますので、ホームページのほうには記載はありますけれども、また令和７年度中には一度ぐらい、ホームページじゃなくて広報等でまた載せればいいかなとは思っております。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）この件に関しましては、私も以前担当課長をしていましたので、ほとんど浄化槽設置の業者さんが周知、もう知られていて、業者さんのほうから役場のほうにまだ続いてますかとか補助ができますかとかいう問合せがあっていますので、住民さんよりほとんど今でも設置される業者さんのほうが知られていますので、あまり問題ないのかなというふうには感じています。以上です。

○議長（西口義充君）７番議員、中西君。

○７番議員（中西義信君）分かりましたけれども、できれば案内等は新年度出していただければと思っています。

続きまして、38ページ、いいですかね。運動公園の委託料の540万円の何か減額か、そこら辺のちょっと内容をお願いします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）中西議員のご質問にお答えします。

今回、運動公園の委託料の部分で、維持管理委託料のほうで460万円の減額をしております。こちらのほうは、主に空調の保守を委託に出す予定だったんですけれども、まだ新しいということもありまして、それと併せまして、うちの管理運営委員のほうでフィルター関係の清掃をしたというところでこ

の部分の委託料の減額となっております。まだ新しかったのでさほど汚れておりませんでしたので、委託を出さずに清掃させていただいて委託料の削減を図ったというところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

３番議員、松浦君。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

34ページの教育総務費の需用費で修繕費234万円とありますが、これの内容を教えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）松浦議員のご質問にお答えします。

需用費のほうで組ませていただいています234万円の修繕費のほうは、学習用端末タブレットの修繕代のほうを組ませていただいております。単価としまして１台当たり大体５万2,000円という金額でございます。45台分を計上させていただいているというところでございます。

現在修理待ちをしている部分と、昨年度、中学３年生が卒業した後に大体20台ほど修繕のほうがまた発生いたしました。今年度も今改修をしているところでございますので、それに近い数字が出てくるんじゃないかなというところも見越しまして、45台分の計上をさせていただいているというところです。

５万2,000円という単価につきましては、昨年度よりもタブレットの金額自体が上がってきておりますので、そういう単価での計上というふうなところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第９号、令和６年度西原村一般会計補正予算（第７号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第９号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後　３時００分　　散　会

第３号　（　３月１３日）

令和７年第１回西原村議会定例会会議録

令和７年３月１３日、令和７年第１回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和７年３月１３日（木曜日）　議事日程第３号

日程第　１	議案第１０号	令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第　２	議案第１１号	令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第　３	議案第１２号	令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
日程第　４	議案第１３号	令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第　５	議案第１４号	令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第　６	議案第１５号	令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第　７	議案第１６号	令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第　８	議案第１７号	令和７年度西原村一般会計予算について

１、応招議員　　（１０名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
９　番	桂　　悦　朗　君
１０　番	西　口　義　充　君

２、不応招議員　　（なし）

３、出席議員　　（９名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
１０　番	西　口　義　充　君

４、欠席議員　　（１名）

９　番	桂　　悦　朗　君

５、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海　津　智　子　君
議会事務局書記	山　北　潤　平　君

６、地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村　　長	吉　井　　誠　君
副 村 長	田　島　由　紀　君
教 育 長	中　村　賀　一　君
総務課長	堀　田　隆　二　君
企画商工課長	堀　田　和　也　君
教育課長	山　田　　孝　君
会計管理者	林　田　浩　之　君
税務課長	小　栗　　優　君
産業課長	中　西　　聡　君
建設課長	久　野　　太　君
水道課長	廣　瀬　　太　君
住民福祉課長	村　上　文　英　君
保健衛生課長	岩　下　源一郎　君
保育園長	岩　村　智　子　君

午前１０時００分　　開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は桂議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第３号のとおり行います。

日程第１、議案第10号、令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）おはようございます。

議案第10号につきましてご説明申し上げます。

議案第10号のファイルをご覧ください。

議案第10号、令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,876万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億4,529万1,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

６ページの歳入予算をお願いいたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税862万4,000円の減額補正。調定額より収入見込額を算出しての補正でございます。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金4,363万7,000円の減額補正。普通交付金につきましては保険給付費に対する補助金であるため、医療給付費の減額に伴う県補助金の補正、特別交付金につきましては交付申請に伴う補正でございます。

７ページをお願いいたします。

款６繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金650万6,000円の減額補正。繰入金額の決定に伴う補正でございます。

歳入の主な内容につきましては、以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費4,000万円の減額補正。年度内の支払い見込額に合わせた補正でございます。

款同じく、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費450万円の減額補正。年度内の支払い見込額に合わせた補正でございます。

９ページをお願いいたします。

款６保健事業費、項１特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費110万円の減額補正。年度内の支払い見込額に合わせた補正でございます。

あとは、予備費を1,190万7,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）５番、堀田です。

歳入６ページですけれども、本来であれば税金というのは、３月の補正で少し少なめに組んどって増えるというのが一般的と思われるんですけれども、今回ここで600万円の医療給付の現年度で600万円、後期高齢の支給現年度分で160万円、要因は何かというところで、これが減ったということになるとちょっと歳出のほうで心配するところなんですけれども、歳出でいうと、療養給付費のほうで4,000万円と高額療養……高額は大したことないか、4,000万円の減額ということで安心するところですが、この２つの要因。

歳入が減額、歳出でも4,000万円療養給付費で減ったという大体の要因は何か分かっておりますでしょうか。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（小栗　優君）ただいま堀田議員の質問にお答えいたします。

まず、国保税につきましては、当初予算の算定時で過去の３年間の平均を基に予算を組ませていただいておりました。国保税につきましては、昨年度からちょっと所得等が落ちていまして、税収が昨年もかなり落ちたんですけれども、今年においても同じように被保険者数の減少とかあと所得の減少、主な原因としましては、によりまして、今年度においても調定額がかなり落ちている状況でございます。

前回の議会でも多少減額補正をさせていただいていたんですけれども、今回も最終的な見込みとしましては、さらに860万円ほど減額せざるを得ない状況になっているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）私のほうからは、給付費が4,000万円減っているというところでのご説明でございます。

先ほど議案の説明の中でもお話しいたしましたが、支払い見込額に応じて減額補正させていただいておりまして、現在のところ令和７年１月末時点で

４億2,700万円の支出があっておりまして、今後の支払い見込みといたしまして、２月、３月分で合わせて１億円程度の金額を見込んでおりますので、当初予算が５億7,000万円ほどありましたので、差し引いて５億3,000万円程度の給付費の見込みというところで計算しておりますので、4,000万円の減額をさせていただいております。

この金額が下がった要因につきましては、正確に詳しい内容、どういったところが増えているとかそういうところまで、ちょっと確認はできておりません。以上でございます。

○議長（西口義充君）５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）一般的に療養給付費が下がるということはいいことです。その中でやはり多方面で努力されとるというところをちょっと答弁期待したかったんですが、例えばいつも中西議員が言われるスーパーサロンの充実とか、あとは健診業務が充実してきたということで上がる、予防措置が講じられて下がったとか、そういうところまで次回お答えいただければと思っております。以上です。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

今後、そのあたりの給付費の伸び及び減少した要因、そのあたりをしっかり精査いたしまして、今後の保健事業のほうにつなげていきたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第２、議案第11号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第11号につきましてご説明いたします。

議案第11号のファイルをご覧ください。

議案第11号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）。

令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億7,592万1,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

６ページの歳入予算をお願いいたします。

款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料537万2,000円の増額補正。調定額による収納見込額を算出しての補正でございます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金735万円の増額補正。款同じく、項２国庫補助金257万5,000円の減額補正。補助金変更交付申請等に伴う交付額の変更による補正でございます。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金347万5,000円の減額補正。交付金変更交付申請に伴う交付額の変更による補正でございます。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金1,198万2,000円の減額補正。交付金変更交付申請に伴う交付額の変更による補正でございます。

歳入の主な内容につきましては、以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきまして説明させていただきます。

８ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等諸費2,502万4,000円の減額補正。年度内支払い見込額を算出しての補正でございます。

款３地域支援事業費、項１介護予防・生活支援サービス事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費170万7,000円の減額補正。年度内支払い見込額を算出しての補正でございます。

９ページをお願いいたします。

あとは、予備費2,329万5,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

７番議員、中西君。

○７番議員（中西義信君）７番、中西です。

最後の予備費の２億2,500万円残るような予算ですけれども、もう３月で、

いよいよあと20日もないわけで、これは急に予備費があるということは悪いことじゃないと思っていますけれども、このような金額を予備費に置くことができるということに対して、何か所見とかありますか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの中西議員のご質問にお答えいたします。

今回2,300万円ほど補正いたしましたので、２億2,500万円程度の予備費になるかと思いますが、これにつきましては、介護保険の場合は介護保険の３年間の保険の事業ということで、介護保険の事業計画を作成して計画してつくっております。今回、今年度が第９期の１年目ということで事業を執り行っているところでございます。

基本的には予備費につきましては、今後の介護保険の事業の中で利用していくということになりますが、３年間といった中で、やはり先ほど堀田議員のほうからもありましたが、スーパーサロンとかそういった予防事業を推進することによりまして、給付費等下がってくるということが考えられます。今回、補正予算のほうでも給付費につきまして減額させていただいている部分もございます。

各事業所の頑張りというものもあるかと思います。そういった中で、立てていた予算の中で使う予定であった分が、予備費として出てきているものでございます。今後これが３年間続いてまだ予備費が残っているということであれば、次の第10期の計画の中で、被保険者の皆様の保険料の軽減にも使えるのかなというふうに考えております。

介護予防のほうを進めることによって、65歳以上の高齢者の方の負担が下がるというようなものでございますので、その部分、今後とも頑張っていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）やっぱりいつもの話ですけれども、包括で取り組んでおられることがひょっとしたらためになっているのかと思っています。ぜひ今後ともその辺は続けてやっていただきたいと思うんですけれども、そのためにはもう少し予算、支出のほうもちょっと今後考えていくべきではないかと思っています。

やっぱりお互い一生懸命地域のことで頑張っておられる方々が高齢を迎えられて、次の方の世代のサポーターの方の養成も必要ではないかと思っています。そういうのを考えたとき、やっぱり予算のもちろん予備費が多ければ多いほど、次の介護認定のときは下がるのではないかと思っています。そういうことをずっと続けていって、ここは補正ですけれども、予算のほうでもやっぱりそういうのをもうちょっと何か工夫していただきたいと思っていま

す。

あとは、村長と副村長とかに要望ですけれども、できれば、先ほど堀田議員も言われたスーパーサロンとかああいうところにもしも行かれていたらあれですけれども、たまには顔出しとかされて、実際こういうふうなんだというのを何とか時間をつくって現場を見ていただければと思います。要望です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）スーパーサロンは、私、村長に就かせていただいて何ヶ所か時間があったときに訪問させていただいております。特に最初の頃は、コロナもあったせいで印象的だったのが、テレビとビデオを使ってお年寄りの方々が椅子に座って、社協のビデオを見ながら体操されているのを思い出します。

最近は社協の方等来られて、外であったり部屋の中であったりで体操されていまして、その中でいろんな話を伺うんですけれども、コロナが明けてよかったということで、さらに活動していただくようにいろんな声を聞きながら、今後も時間を見つけてお邪魔させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（西口義充君）ほかに。

７番議員、中西君。

○７番議員（中西義信君）これはもうこの予算とは関係ありませんけれども、行かれているということでよかったんですけれども、今後も行っていただきたいし、昨日一般質問にもありました交通体系云々というのも、やっぱりサロンのほうも結構悩みの種だと思っていますので、そこ辺も改めて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第３、議案第12号、令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第12号につきましてご説明いたします。

議案第12号のファイルをご覧ください。

議案第12号、令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。

令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,247万4,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

６ページの歳入予算をお願いいたします。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料213万5,000円の減額補正。款同じく、目２普通徴収保険料248万3,000円の増額補正です。調定額より収入見込額を算出しての補正でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１療養給付費繰入金315万8,000円の減額補正。療養給付費負担金の金額変更に伴う減額補正でございます。

歳入の主な内容につきましては、以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきまして説明させていただきます。

７ページの歳出予算をお願いいたします。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金194万円の減額補正。現年度保険料徴収金の調定額により収納見込額を算出しての補正及び療養給付費負担金の金額変更に伴う補正でございます。

あとは、予備費48万4,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、令和６年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第４、議案第13号、令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号のファイルをよろしくお願いします。

議案第13号、令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）。

令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億4,345万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

１事業費、１事業費、工業団地造成事業６億6,345万9,000円。こちらは、現在進めております鳥子地区新工業団地造成事業において、現在の進捗状況及び今後の工事の発注計画等を考慮して今回、繰越事業とするものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款１事業費、項１事業費、目１工業団地造成事業費427万1,000円の減額補正。こちらは、当初で予算計上しておりました補償、補填及び賠償金において、追加の立木補償が不要になったことに伴う減額等でございます。

続きまして、款４予備費、項１予備費、目１予備費427万1,000円の増額補正。先ほど説明させていただきました事業費の減額に伴い予備費を増額する

ものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

現在の進捗状況と、これからどういうふうに進められるか、進んでいくのかをお願いいたします。

○議長（西口義充君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回、議案でも上程させていただいております工事発注の契約関係を含めて、今回、調整池の２期工事、あと管理用道路と排水路、あと造成地の３、４、５、６団地の造成工事と併せて水道配水管の布設工事、こちらの４本を工事の発注をしておりまして、繰越事業で行うというところでしております。

今後、県道であります山西大津線のバイパス工事の完了後に、残りの造成地の１団地を発注いたしまして工事を進めていきたいというふうに考えておりまして、現在での完成予定でいきますと、令和８年12月を目安に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）坂本です。

今回は、まだ今は補正予算なんですけれども、この先には工場の誘致がありますけれども、議会では発表はまだちゃんとされていませんけれども、自分たちもいろいろ聞いておりますけれども、どこまで一般の方に言っていいのかが分かりませんので、その辺のどう進んでいるのかを村長のほうにでもお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）村民の方も心配されてよく聞かれるんですけれども、基本的には６区画中、内定通知を出しているのが４区画ございます。上から４段です。下２つに関しましては、現在２回目の公募を行っておりまして３月末で締め切っておりますんで、４月上旬には全て内定が出せるんじゃないかというふうに思っております。

随時それぞれの企業さんのタイミングで、恐らくこれから内定通知を出しまして、設計であったり施工計画、工程表等、それから建築確認等の法手続をされて発表になるかとは思うんですけれども、場合によっては熊本県、西原村、企業で協定を結んで、補助金等を出すために立地協定を結んで、そのタイミングで公式な発表にはなるかと思いますけれども、今のところは内定が４件ということで住民さんにお話しをいただいて、その都度、企業さんの

都合で発表がありますというのを、話があったときはお伝え願えればというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。４件の企業が締結に向かっているということでございますけれども、こちらの会社名というのはまだ発表段階にはないと。相手側から止められているというような内容でしょうか。

自分たちも全員協議会とかそういうところでも、まだちゃんとしたものを聞いておりませんので、その辺をどういうふうに村民の方々に言って、どこまで言っていいのかが分かっておりませんので、そこは今どうなっていますでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）現在、随時内定通知を企業さんに出向いてとか、逆に出向いていただいたりとかして通知を出していまして、そこでいつのタイミングで出していいでしょうかというのを企業さんごとに話をさせていただいておりまして、中にはホームページで、ここに決まりましたよというのをもう出していいですという企業さんもおられますんで、できるだけ早い時期に出せればということで思っているんですけれども、企業さんと相談しながら、随時議員さん方、それから住民の方に公表できるよう進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番、山下です。

今、調整池で、最初は浸透性の調整池と聞きましたけれども、最近では何かコンクリを張るというふうなことを聞きましたけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（西口義充君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

あそこの工業団地の造成事業を開発協議ということで県等に申請をしたときに、あそこの調整池の土質、ボーリング調査をしております。その中であちらの土質については、浸透をまずしない土質というのは判明しております。

ただ、開発の条件の中で、やっぱり工場からの排水、こちらのほうも一応流入するような計画でございますので、工場からの排水は極力地下浸透させないでほしいというふうな指導があっております。雨水については浸透しても構わないんですけれども、あくまで分離ができない構造ですので、今回は雨水も含め浸透させないように、底にコンクリートを張るというふうな計画で進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）ということは、工業用排水、油等は出ないと思いま

すけれども、もしその油等が工場から排水へ出た場合には、下流のほうで田んぼがあります。それに被害がないように、今後やはり企業さんとよく話をしながらやってもらわなければならないということと、皆さんもご承知と思いますけれども、下の川があります。あの川が多いときには、この前工事をしました排水路の件ですね、あそこから上に押し上げます。上に。川が吐き切らないんですよ。

ですから、これ以上水が増えた場合には、その対策としては、私は下の堰の位置を下げるか、もうちょっとそこの鳥子川の掘削をもう少ししないと、今後水があれ以上増えた場合には、上に押し上げて田畑に被害が出るというようなことを懸念しますんで、執行部の皆さんも大雨のときとか川の水が増えたときには、よくそういうところを観察しながら注意してほしいというお願いです。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、令和６年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第５、議案第14号、令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号のファイルをよろしくお願いいたします。

議案第14号、令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）。

令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

６ページ目をお願いいたします。

歳入予算でございます。

款４繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金1,000円の減額補正でございます。こちらは、歳出の執行残分の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款１事業費、項１事業費、目１住宅用地造成事業費120万円の減額補正。こちらは、今年度において次の候補地等を模索しておりましたが、候補地が見つからず調査を実施できなかったため、委託料を減額するものでございます。

款４予備費、項１予備費、目１予備費119万9,000円の増額補正。先ほど説明させていただきました事業費の減額に伴い、予備費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

２番、加藤議員。

○２番議員（加藤博敏君）２番議員、加藤です。

今後のこの宅地造成事業ですか、予定といいますか、どうされようと思われているのかお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）この事業に関しては、継続していきたいというふうには思っておりますけれども、もうちょっと大規模なほうで、河原地区の活性化をちょっと考えていきたいというふうに思っております。

令和６年度の予算で、宅地とか工業団地の調査費を上げさせていただいておりまして、その中で河原地区も開発の計画を立てています。それをもって、民間を活用して開発できないかということで調整をしている状況でありまして、それにいっときは注力させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

西原村が村有地をいろいろちょこちょこというか持っておりますけれども、結局何も使われていないところで維持管理、草刈り等が年間に数十万円とか

発生しておりますけれども、今後そういうのが使われる予定がなければ、そういうものの住宅地に適しているかどうかまだ分かりませんけれども、そういうのも考えていかれればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）坂本議員の言われるとおり、持っているだけで草刈り等の維持管理がかかる場所も数か所ございますんで、もう一回、地震も終わって少し村も落ち着いてきていますんで、洗い出しをして議員の皆さんにご提案して、今後処分できるところは処分したりとか、活用できるところは活用していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番、山下です。

私も６番の坂本議員に賛成ですけれども、この前執行部の皆さんにもちょっと担当者にお話ししたんですけれども、検証の中で移住・定住促進事業の中で、やはり人口を増やそうと思う行政につきましては、これに相当やっぱり予算を取っております。そして住宅地を開発したり、西原村の村営住宅とかを開発して相当これに予算を使っておりますけれども、できるだけやはり村としても限られる予算の中で、移住・定住促進事業はやっぱり進めていってほしいと私は思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）移住・定住はどこの町村も頑張っておられますんで、うちもまずは計画を立てて、できれば民間を活用したいと思っていますんで、民間に売り込んで、どうしてもできないときはまた議員の皆様方にご相談させていただいて、村営とかで取り組んでいくしかないんじゃないかというふうに思っております。

まずは民間活用型、そのポテンシャルは西原村にはあると思いますんで、民間に積極的に売り込んで、民間活用型の定住促進につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、令和６年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第２号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前１０時５７分）

（午前１１時０９分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

日程第６、議案第15号、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長　廣瀬　太君　登壇　説明）

○水道課長（廣瀬　太君）議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号のファイルをお開きください。

議案第15号、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。

第１条、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第１款水道事業収益8,867万4,000円、1,373万7,000円、１億241万1,000円。

第１項営業収益7,729万2,000円、1,373万7,000円、9,102万9,000円。

支出、第１款水道事業費用7,892万3,000円、561万6,000円、8,453万9,000円。

第２項営業外費用226万9,000円、561万6,000円、788万5,000円。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）説明書。

収益的収入及び支出でございます。

収入、款１水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益440万円の増額補正。また、目２その他営業収益933万7,000円の増額補正。これは、水道使用料及び加入金において、年度末までの収入見込額を勘案し増額するものでございます。

続いて、支出、款１水道事業費用、項２営業外費用、目２消費税405万5,000円の増額補正。また、目３雑支出156万1,000円の増額補正。これは、

収入における水道料等増額による収入増に合わせ、それに係る消費税及び地方消費税納付見込額の増や地方公共団体等における消費税法の特例において、消費税申告の算定上に生じる損益勘定での仮払消費税費用化等の調整額を計上するものであり、この調整額については現金の支出を伴わないものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、令和６年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第３号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第７、議案第16号、令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長　廣瀬　太君　登壇　説明）

○水道課長（廣瀬　太君）議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号のファイルをお開きください。

議案第16号、令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。

第１条、令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、令和６年度西原村工業用水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出、第１款水道事業費用2,426万円、610万円、3,036万円。

第２項営業外費用71万8,000円、610万円、681万8,000円。

資本的収入及び支出。

第３条、令和６年度西原村工業用水道事業会計予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,602万2,000円は、建設改

良積立金1,100万円及び損益勘定留保資金1,502万2,000円で補塡するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,022万2,000円は、損益勘定留保資金で補塡するものとする」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

２ページをお願いします。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第１款資本的収入１億1,000万円、マイナス7,000万円、4,000万円。

第１項企業債１億1,000万円、マイナス7,000万円、4,000万円。

支出、第１款資本的支出１億3,602万2,000円、マイナス8,580万円、5,022万2,000円。

第１項建設改良費１億3,420万4,000円、マイナス8,580万円、4,840万4,000円。

企業債。

第４条、予算第５条に定めた企業債のうち、次の企業債を廃止する。

廃止、起債の目的、工業用水道本管布設事業、限度額7,000万円。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

４ページをお願いいたします。

令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）説明書。

まず、収益的収入及び支出のうち、支出でございます。

支出、款１水道事業費用、項２営業外費用、目３雑支出610万円の増額補正。これは、水道料や企業負担金等収入に対し、地方公共団体等における消費税法の特例において、消費税申告の算定上に生じる損益勘定での仮払消費税、評価等の調整額を計上するものであり、この調整額については現金の支出を伴わないものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債7,000万円の減額補正。これは、当初予算の支出に計上しました新工業団地予定地までの工業用水道本管布設事業費の財源として企業債を7,000万円借り入れる予定でございましたが、支出の事業費を翌年度へ全額組替えすることに合わせての全額減額であり、今回の補正予算第４条、企業債の廃止が、この減額による廃止でございます。

次に、支出、款１資本的支出、項１建設改良費、目１配水設備工事費のうち、工事請負費8,580万円の減額補正でございます。これは、先ほど収入でも申しましたとおり、既存工業団地の既設管から新工業団地予定地までの工業用水道本管布設工事費を当初予算で計上しておりましたが、新工業団地予定地における造成事業の進捗状況などを踏まえ、改めて新年度予算に組替えをするための全額減額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、令和６年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第３号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第８、議案第17号、令和７年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第17号についてご説明いたします。

0303修正のファイル、議案第17号をお願いいたします。

議案第17号、令和７年度西原村一般会計予算。

令和７年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億6,819万3,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

地方債。

第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３億円と定める。

歳出予算の流用。

第５条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

７ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原村定住促進事業補助金（令和７年度申請分）、令和７年度から令和９年度まで、400万円。

西原村福祉センター管理業務委託料、令和７年度から令和11年度まで、3,625万円。

生涯学習センター図書管理システム等リース料、令和７年度から令和11年度まで、161万5,000円。

ＬＧＷＡＮ機器リース料、令和７年度から令和12年度まで、1,885万5,000円。

職員用端末リース料、令和７年度から令和12年度まで、4,273万円。

サーバー室変圧器リース料、令和７年度から令和12年度まで、404万円。

中間サーバー接続機器リース料、令和７年度から令和12年度まで、929万6,000円。

産業課・保育園複合機リース料、令和７年度から令和12年度まで、304万円。

山西小校務用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、578万6,000円。

河原小校務用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、323万6,000円。

西原中校務用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、536万円。

山西小電子黒板用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、277万5,000円。

河原小電子黒板用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、171万1,000円。

西原中電子黒板用ＰＣリース料、令和７年度から令和12年度まで、150万円。

９ページをお願いいたします。

第３表、地方債でございます。

起債の目的、１、公共事業等債（役場堤下線道路改良事業）、２、緊急防災・減災事業債（消防局指令管制システム整備等負担金）、３、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ購入事業）、４、緊急防災・減災事業債（全国

瞬時警報システム受信機更新事業）、５、緊急防災・減災事業債（高規格救急自動車購入事業）、６、緊急防災・減災事業債（地域衛星通信ネットワークシステム整備事業）、７、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業）、８、辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）、９、辺地対策事業債（辺地道路改良事業）。

続いて、限度額、330万円、1,590万円、780万円、830万円、4,090万円、630万円、1,200万円、1,540万円、１億3,250万円、９件で２億4,240万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。上段でございます。

款１村税、項１村民税、目１個人２億7,688万5,000円でございます。款項同じく目２法人１億4,140万7,000円でございます。

款同じく項２固定資産税、目１固定資産税５億6,439万3,000円でございます。

14ページをお願いいたします。中段でございます。

款６地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金１億4,850万円でございます。

15ページをお願いいたします。中段でございます。

款11地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税20億200万円、前年度比較4,200万円の増でございます。普通交付税19億4,000万円及び特別交付税9,800万円でございます。

17ページをお願いいたします。中段でございます。

款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金３億1,816万1,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。中段でございます。

款同じく項２国庫補助金、目６総務費国庫補助金１億1,494万9,000円、デジタル基盤改革支援補助金等でございます。

20ページをお願いいたします。上段でございます。

款16県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金１億4,555万6,000円、保険基盤安定県負担金及び障害者福祉費県負担金等でございます。

25ページをお願いいたします。下段でございます。

款18寄付金、項１寄付金、目３ふるさと納税寄付金４億100万円でございます。

26ページをお願いいたします。上段でございます。

款19繰入金、項１繰入金、目１基金繰入金１億8,340万7,000円、前年度比

較４億2,701万7,000円の減となっております。財政調整基金繰入金等でございます。款項同じく目２特別会計繰入金３億1,867万3,000円、工業団地造成事業特別会計繰入金等でございます。

29ページをお願いいたします。下段でございます。

款22村債、項１村債、目３一般単独事業債9,120万円、緊急防災・減災事業債等でございます。款項同じく目８辺地対策事業債１億4,790万円でございます。村債の合計２億4,240万円で、前年度比較2,560万円の増となっております。

続きまして、ここから歳出でございます。

30ページをお願いいたします。上段でございます。

款１議会費、項１議会費、目１議会費6,936万5,000円でございます。

31ページをお願いいたします。下段でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費２億5,580万8,000円でございます。

35ページをお願いいたします。下段でございます。

款項同じく目２財産管理費、１億4,849万6,000円で、前年度比較5,533万2,000円の増でございます。庁舎改修工事等の増でございます。

39ページをお願いいたします。下段でございます。

款項同じく目８企画費３億4,227万円でございます。

42ページをお願いいたします。上段でございます。

款項同じく目９電子計算費１億3,602万4,000円でございます。

55ページをお願いいたします。中段でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費１億1,219万6,000円でございます。

58ページをお願いします。上段でございます。

款項同じく目４障害者福祉費２億6,420万7,000円でございます。

60ページをお願いします。中段でございます。

款項同じく目７介護保険推進費１億3,234万8,000円でございます。

61ページをお願いします。上段でございます。

款項同じく目８後期高齢者医療費１億3,020万4,000円でございます。

款同じく項２児童福祉費、目１児童福祉総務費２億246万2,000円でございます。

62ページをお願いいたします。上段でございます。

款項同じく目２児童措置費３億4,160万円でございます。

67ページをお願いします。下段でございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費１億3,052万5,000円でございます。

70ページをお願いいたします。下段でございます。

款項同じく目３環境衛生費１億4,609万5,000円でございます。

81ページをお願いいたします。下段でございます。

款６商工費、項１商工費、目１商工業振興費１億4,316万4,000円でございます。

89ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目１非常備消防費１億8,083万5,000円でございます。

116ページをお願いいたします。下段でございます。

款11公債費、項１公債費、目１元金12億2,248万2,000円、前年度比較1,054万1,000円の増となっております。

117ページをお願いいたします。下段でございます。

予備費に500万円を計上しております。

歳入歳出予算の主な内容については、以上でございます。

118ページ以降は、給与費明細書でございます。

127ページからは、債務負担行為に係る調書でございます。

131ページにつきましては、地方債に係る調書でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、歳入について質疑を受け、その後に歳出とし、最後に再度、歳入歳出の質疑といたします。

歳入について質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

ページは16ページになります。

今、河原団地、第２河原団地、山西団地、この辺団地の使用料が入ってきておりますけれども、現在、中に入られている状況、空き状況、その辺を教えていただければと思います。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在、募集のほうは行っておりませんので、今現在、空き状況としてはないという形でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）今は全部埋まっているという状況でよろしいでしょうか。分かりました。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

歳入について質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ページは25ページになります。

大切畑ダムの復旧工事の仮設用地費が入っておりますけれども、今現在、進捗状況をよく聞かれるんですけれども、我々が見ても進捗状況が全く分かりません。今、西原村とこういうものの会議とか話合いとかされていますでしょうか。これがいつ頃完成予定になるのか、ずれがないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）坂本議員のご質問にお答えします。

大切畑ダムの復旧工事については、ダム事務所から定期的に打合せ等を行いながら工事の進捗等を聞いているところです。

ダムの完成と揚水の開始については、当初予定しておりました令和８年４月に水を流れるような状態にするということで、それでダムの堤体は一応完成して、その後にダム周辺の整備を行うということで聞いております。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

令和８年４月、堤体のほうが完成して、その周りはこれからどうなるのかをちょっと周りの人たちが心配されておりまして、例えば、昨年ですかね、聞いたのは周りのもともと車が行き来できるような周辺、こちらは車は通られないとかいう話が県のほうからあったんですけれども、こちらはもう通してもらわないと、大峯山とかの木の伐採等ありましたときの搬出とか、その辺を言っておりましたけれども、その辺の返答がなかったことと、また、広場になる場所が、西原村でも関係者の話合いがありまして、こちらからいろんな要望を出していましたけれども、そういう答えがちゃんと返ってきていないと思いますので、こちらがどうなるのかを教えてください。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）お答えします。

まず、ダム堤体を先に完成させて、そのあとに周辺整備という工事の流れになっていきます。

ダムの周辺の管理道路は、復旧工事の関連として県のほうでしていただくということで聞いております。そこで、車が通れるような状態かどうかは、その辺はまだちょっと詳細には分かりませんけれども、あとは管理棟についても事業の一環の中で建てていただけるということで聞いております。

場所等についても、小森土地改良区の理事長と協議をしながら、場所等もある程度決まっております。今ある旧管理棟の場所とはちょっと異なる場所になりますけれども、旧管理棟も事業の中で一応撤去していただくということで聞いております。

それから、周辺整備のダムの跡地の利用、これについては以前から周辺利

用の検討委員会等、議員さんと入っていただきまして協議を重ねていった結果、一応結論としましては、建築物等は建てない、芝生の広場ということで、方向性としてはそちらで整備していただくということで方向性だけ決まって、具体的な中身については決まっておりませんでした。

その後も、今、県ともそこの跡地については事業主体がどちらでやるか、何を具体的にどういった、広場にしてもどういった形状にしていくのかとまだ継続協議中ですので、決まりましたら詳細等お伝えしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

数回にわたり話合いがされて、そこの中には県と、県からのコンサルタントもおられて、例えばもう、ビオトープの話があったりとか、サッカー場であったりとか野球場とか、建物は建てられませんというふうに言われて、その部分はもう初めから分かっていたんで、危険な場所、危険な場所というかそのために堤が、水のところが動いたもので、ただ建物はできなくてもトイレとか、あと着替えだったりとか、あとはちょっとその辺の整備用具を置くような、ちょっとした小屋といいますか、その辺は立てていただきたいなと思うんですけれども、何せこれがあまりにも進んでいくと話の内容がもうただ広場で終わっちゃうという感じになりかねないので、その辺は村がプッシュしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）ダムの跡地利用に関しましては、私も、その協議に何度か入らせていただいております。

現在の状況としましては、いろんな、例えばサッカー場であったり野球場であったり、いろんなやつを造るのに、まずお金が相当かかって、村も県もなかなか事業費捻出が厳しいという状況になっていまして、現在は県のほうで、国庫補助で何かないかとか、いろんな県の関係も含めたところで事業を探していただいているような状況でございます。

西原村のほうも辺地の計画にのせておりまして、両方合わせてできるだけ少ない予算で済むように、国の国庫補助等を利用してできるように勉強しているような状況であります。

それによってどこまでできるか、国庫補助を使うんであればどういう縛りがあるかとか、今後出てくると思いますんで、そこら辺条件が固まった後、土地改良区の方たち、また地元の袴野地区の方たちと一緒に話をしていって、よりよい跡地利用ができればというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ぜひ、村民の子どもたちでも遊べるような施設にしていただいたり、上の

温泉施設も同時に一緒に考えていただいて、何か遊べるようなところ、また滞在型でも面白いんじゃないかと思いますので、ぜひその辺も考えていただけたらと思います。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番、山下です。

大切畑ダムの件につきまして、お尋ねいたします。

鳥子地区に、第２牧場のほうに大切畑から廃土を積んでおります。これが、大切畑事務所のほうからこの土は要らないから何とかここに置かせてほしいという、鳥子区のほうに依頼があっております。

それで、この前説明がありまして、区長に今投げかけてどうするか、この土をどういうふうにするのか、全部今までどおりあそこを牧野にするのか、あるいはこの土をこのままにして何か再利用するのかを区長に投げかけられております。

何とか大事な土地を、俵山の大牧場の跡地を再利用しながら、観光地あるいは牧野あるいは観光の重要起点として考えなくてはならないと今後思っております。

大切畑ダムからの要望もしかりですけれども、何とか村のために、この土あるいは場所をいい方向に考える考えとして、村としてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）跡地利用ということで、県のほうも地元のほうが撤去してくださいということであれば、きちんと原形復旧で戻しますという話を伺っていまして、村も県も地元の方の要望を第一に優先したいというふうに思っています。

跡の今のまま残しといて、跡地利用に関してもできるだけ地元の方の意に沿うように進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

９ページをよろしいでしょうか。

９ページの地方債の８番、９番に辺地対策事業債がございますが、この辺地事業債の充当率と、後で支出で出てきます辺地事業の滝小野線のが絡んでいると思うんですけれども、その充当率によっての工事請負費のというのは何か関係が出てくるのかというそこをお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

辺地債の充当率と措置率、こちらのほうにつきましては、100％の起債で

80％の措置となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

村長。

○村長（吉井　誠君）この辺地事業債につきましては、去年の例を申しますと、基本は100の80、例えば1,000万円の起債、辺地を利用した場合、800万円は返ってくる、返ってくるというか、交付税措置があるということなんですけれども、年度によって枠というか割当てが設定されていまして、100の80満額来るとは限りません。

去年の場合は80が70を切って60台だったということで、それを受けて、村も大きな事業になりますと相当な金額になりますんで、９月ぐらいにある程度の割当てが国のほうから示されるということなんで、そういうのを注視しながら、今後、特に大きな事業に関しては実施していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、歳出についての質疑に移っていいでしょうか。

ここでお昼になりますので、暫時休憩します。午後から歳出についての質疑に移ります。

（午前１１時５７分）

（午後　０時５７分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の質疑に入る前に、総務課長から訂正があります。

○総務課長（堀田隆二君）先ほどの審議の中で、坂本議員のほうから公営住宅の空きについての問いに対しまして、空きがないと、全て埋まっているという答弁をしておりました。正しくは３件の空きがございます。訂正とおわびを申し上げます。

あと内訳も、ちなみに申し上げたいと思います。小森団地１件、河原団地１件、山西団地１件、各１件ずつでございます。一応クリーニング等が完了しましたら、募集開始のほうにいきたいと思いますが、まだ５月ないし６月ぐらいの募集予定でございます。一括してできればというふうに考えておりますが、そのうちの小森団地については、村のほうの独自で運用しているところの団地でございますので、運用のやり方として、今、東海大学の学生さん向けの入居を、今、村としては検討しているところでございます。一応若い学生が、今の総合体育館のところの小森団地、高齢者の方ばかりということで、学生が入ることによって地域の見守り等、そういうのも期待をしているところでございますので、それの運用については、今後、前向きに検討し

てまいりたいなと考えているところでございます。すみません、以上でございます。

○議長（西口義充君）それではこれより、歳出についての質疑をいたします。歳出についての質疑ございませんか。

２番、加藤議員。

○２番議員（加藤博敏君）２番議員、加藤でございます。

予算書の77ページ、農業振興費、サツマイモ基腐病緊急対策補助金750万円とありますが、これは12月の議会で、まず最初の薬剤購入費全額補助ということで1,200万円補正予算をされております。今年度当初の予算は750万円となっておりますけれども、受付の面積等の実績からなのでしょうか、それとも、それ以外の理由でしょうか。また、現在の甘藷農家の申請件数及び散布面積の把握のほうはできているんでしょうか、お願いいたします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）ただいまの加藤議員のご質問についてお答えさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、昨年10月末に、本村でサツマイモの基腐病が初めて確認されまして、12月の議会において、基腐病対策薬剤散布の補助金を1,200万円予算計上させていただきまして、ご承認いただいたところでございます。

その後、産業課のほうで12月及び１月にかけまして、作付農家様を対象に村の作付マニュアル、薬剤散布の取組等の説明会を３回実施してございます。

ご質問のございました申請者数等につきましては、２月28日現在では、当初の想定135名に対しまして申請者数97名、散布面積につきましては、想定200haに対しまして165haとなってございまして、１回目の薬剤の散布の支出予定額といたしましては、884万円程度となってございます。

ご質問のありました当初予算につきましては、作付後の薬剤の補助として計上しておりますけれども、作付前の薬剤の使用量と作付後の薬剤の使用量は、希釈倍数の関係から反当たりの使用本数が若干減っております。それと補助金に対しての有効な財源が見つからなかったことから、村の財政状況等を勘案しまして、今、当初で上程させていただいておりますのが、補助率を全額から一応２分の１として上程させていただいております。全額750万円を上げておりますけれども、そのうち700万円が薬剤散布の補助、残りの50万は基腐病が発生した圃場に対しましての資材等の補助として予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）２番、加藤議員。

○２番議員（加藤博敏君）２番、加藤です。

３回消毒を行って完全な対策になるというふうに聞いております。結局、鹿児島、宮崎方面で基腐病が出たということで、単価も高くなりまして、そ

の分、後継者も大変増えました。今後も国の食料安保政策との絡みで、優良農地はきちっと守って、また農業の担い手も育てていかなければならないと思っております。２回目、３回目、補助が半分になったら高齢の方の世帯等のサツマイモを作られているところが、ちょっと大変だしお金もかかるからやめようかということで、ちょっと広がらないか心配がございます。昨年もまた猛暑によって非常に芋類、私も一応栗もあるんですけれども、栗も非常に被害が出ました。また、今年も気象庁の予報では猛暑の予報だということでございますので、大変その辺を危惧しております。どうかお願いできればと思っておりますが。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）基腐対策ということで、議員が申されますように、唐芋は西原村の本当に特産品でありまして、これまで収益も多いということで、農家の皆さんから高額な税収をいただいております。

当初予算では、半額設定ということで要望させていただいておりまして、今年の予算を繰り越させていただいて、1,200万円をですね、それと当初予算を合わせて、１回目は１反当たり１本なんですけれども、２回目以降は１反当たり0.6本ということで数も少なくなりますので、恐らく今の計算上でいきますと、繰越予算と当初予算合わせて100万円か150万円程度不足が生じるかということでして、全額対象にするには、６月の定例会のほうでもう一回、補正予算をいただくと全額補助ができるかというふうに思っています。

第１回目が６月散布で、２回目が７月ということで、もし足らない場合、不足があった場合は、申請含めますと６月議会に間に合うか間に合わないか分かりませんので、そのときは、ご了解が得られれば、専決をさせていただいて全額補助という形で取らせていただければというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）暫時休憩いたします。

（午後　１時０８分）

（午後　１時１５分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

35ページをお願いいたします。

18番の負担金、補助及び交付金の中で、令和７年度で初めて予算が上がっているもので、職員資格取得助成金というのが上がっているかと思います。これはどういうものなのかをご説明お願いします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

この職員資格取得助成金というものは、当村の職員が資格等を取得するために要した経費の一部を予算の範囲で助成して、職員の職務に直接役立つ資格の取得を支援するものでございます。

詳細、もうちょっと申し上げますと、基本的に３分の２を助成するという形で上限を５万円と設定をしております。一応、本村としても、要綱のほうを今後、制定をしていくんですけれども、その中で助成の対象者ということでは、うちの職員、臨時職員、会計年度職員等は除いて、一般の職員というところで対象を入れております。各課の業務に直結するような資格というところの位置づけをもって、資格を全て何でもかんでもというわけではないんですけれども、一応国に準じる国家資格等、そういった形の資格で、各課、今現在の業務、この資格を入れることによって業務が遂行できるというような資格に対しての助成というところで考えるところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）３番議員、松浦君。

○３番議員（松浦哲也君）今、説明をいただきましたが、試験を受けるとなれば合格、不合格があるかと思います。それで、試験を受ける前に、先に補助をするのか。落ちたときというのがあるでしょう。私、民間にいましたので、民間もこういう制度があるんです。自分で資格を取るんです。そして、取った後にこういう資格を取りましたと、これは会社に貢献できるということで月の手当が出るという形でした、私がいた民間では。だから、その何回も通らなかったら、それがもったいないなということで、その辺りがどうなるか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、つくり込みの中で、村のほうに職員のほうから交付申請を出していただくような形なので、その中では資格を取ったものの証明みたいなものをつけていただくような形になりますので、だから、事後という形の取扱いというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

ページは91ページになりますけれども、高規格救急自動車購入費ですけれども、この辺で関連なんですけれども、積載車が西原村はございますけれども、各分団がお持ちですけれども、こちらの保険、これどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後　１時２０分）

（午後　１時２０分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

熊本県の町村会のほうの自動車保険という形で、村のほうが一括してこれには入っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

先日、山焼きがありましたときに、消防団員からちょっとお話をいただいたのが、昨年２月ぐらいに積載車の点検をしたと。そのときに車を出そうとしたときに、車庫のシャッターに当たったということで、車はどうもしてなかったんですけれども、シャッターが壊れていて、それを写真を撮って役場に出したと。保険が利くだろうというふうに思っていたところ、役場からの回答は、これは建物が、袴野地区なので、袴野の持ち物とかなんかそういうふうに言われてお金が出ないというふうに言われたそうです。結局は、自腹で16万5,000円払われてそのままという話を、先日の山焼きのときに聞いたんです。消防団員のそこにおる人たちと話していたら、それおかしいんじゃないかというふうになっていて、保険ってどうなっているんですかというふうに聞いたら、ちょっとまだ分かっていないので、そういうふうに言われて自分で出したままということで、書類とかはそちらに出してあるそうなんですけれども、どう思われますか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

私もその中身、今ちょっと知っておりますので、これはこの議会が終わってすぐ中身のほうを精査させていただきまして、もうちょっとちゃんとした丁寧な説明をしないといけないなと私も思っていますので、その辺は持ち帰って対応のほう、至急いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）いきさつが、そんな感じでしか聞いておりませんけれども、自分で払っています。それが周りの消防団員からは、自分たちも一緒に出すよと言われたんですけれども、当てた本人が、自分が悪いから自分でいいよと、自分のお金で全部払うということで払われているそうなんですけれども、これ例えば、消防団員として考えれば、おかしいんじゃないかなと思っていたんです。消防団員だったらやはり車を運転する、そこの責任ってどういうふうになるのか、保険はどうなるのかをちゃんと、よく考えれば自分も大分消防団員に入っておりましたけれども、その辺のことは一切聞かされていないというふうに思ったんです。その辺をちゃんとしていただければと思います。今日はもう分からないと思いますので、ぜひちょっと後でお

願いします。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

１番議員、山下圭介君。

○１番議員（山下圭介君）１番、山下です。

予算書114ページをお願いします。

運動公園管理運営費についてお聞きします。運動公園の運用から１年たって、これからの運用で民間業者の委託の意向があるのか。そして、委託の意向があるのであれば、現在の状況をお願いします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）山下議員のご質問にお答えします。

総合体育館、運動公園につきましては、当初から行く行くは指定管理をという形で進んでおります。運動公園のほうも１年たちまして、どのぐらいの経費がかかるかというところも見えてきたところです。

今、今後、管理委託につきまして、それに係る仕様書のほうの作成に取りかかっているという状況でございます。整備が整いましたら次年度以降におきまして、入札でしたりプロポーザルでしたり、それに適した形での業者の選定ということができればというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番議員、尾崎です。

ページは34ページ。先日も一般質問のほうで出てきました人事評価制度、この運用支援業務委託料というのは、どういった内容になりますか。内容が分かれば教えてください。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）尾崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回のこの委託でございますけれども、今年度から、人事評価制度は平成29年度から導入しておりますけれども、給与面への反映というのがこれまで行われていなかったということで、次年度から本格的にそれを導入していくと、それに当たっての研修計画等の業務委託ということなんですが、メニュー的に申し上げますと、評価者、評価を受ける者、相互の研修、支援と、あと人事評価へのアドバイスと、あと我々担当、総務課の担当ですけれども、ヘルプデスクと、あと最終的に業績のランクづけが決まった後に、次年度から初めてやりますので、評価適正化委員会なるものを課長さんを中心に立ち上げていくんですけれども、その中の業務支援、そこの中にも入り込んでいただきますので業務支援、あともう一つは、人材育成関係の方針に対する改定作業、それはちょっとなかなかそこまでは我々としても考えていないんですけれども、実務的なところの業務支援に積極的に入っていただいて、最終的に全職員が納得するような形で給与反映をしていかないといけないと思っ

ていますので、そういったところでの業務委託というところで考えていただければと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

２番、加藤議員。

○２番議員（加藤博敏君）２番、加藤です。

82ページ、地域経済循環創造事業補助金の中身をお願いいたします。

○議長（西口義充君）商工企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）加藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

こちらは地域経済循環創造事業ということで、通称ローカル10000プロジェクトという事業になります。こちらのほうの事業につきましては、産官学金の連携により、地域課題の解決に向けて、地域の人材、資源、資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などの取組に対して、初期投資を支援する補助金というふうになっております。

今回、２件の申請相談があっております。ともに西原村の課題の解決につながる新規の創業が予定されておるというところでございます。今回の補助金につきましては、創業等に係る初期投資に対して、地域の金融機関から借り入れることが補助の条件となっておりまして、その借入額によってこの補助金の上限が決定されるという制度になっております。

今回、要求させていただきました予算の財源といたしましては、補助金の7,500万円の３分の２に当たります5,000万円につきましては、国庫からの交付金、残りの2,500万円のうちの半額1,250万円につきましては、特別交付税での措置がありますので、今回の実質の村の負担は1,250万円というところの事業になっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

41ページです。41ページの18負担金、補助及び交付金、空港方面コミュニティバス実証運行業務負担金750万円とありますが、これを支払うことによって何がどういうふうに変わっていくんでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

昨日の一般質問等でも村長のほうから答弁がありますとおり、今回、公共交通施策というところで事業を展開していきたいと思っておりまして、まずはその中の一つというところで、益城町とのコミュニティーバスの実証運行という形で計画をさせていただいております。

こちらのほうにつきましては、益城町役場、熊本空港、西原村運動公園、こちらを結ぶ新たな公共交通サービスの実証運行というところで予定をして

おります。益城町のほうが事業主体となりまして、西原村もそれに賛同するような形で事業を展開できればというようなところになっております。益城町があくまで事業主体でございますので、西原村分に係る経費につきましては、益城町のほうに負担金という形でお支払いをする関係上、今回750万円という形の予算を計上させていただいたところでございます。

今後、新しい公共交通サービスの詳細につきましては、益城町さんと詰めて協議をしていくところではございますけれども、村長が昨日も申しましたとおり、今年中を目標に実証運行ができればというようなところで考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

ページは81ページ、インターネット販売促進業務手数料。手数料で4,600万円、これはどういったものに使われますでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちらのインターネット販売促進手数料ということですけれども、これまで継続して行ってまいりましたインターネット上のサイトでの販売をさらに促進し、あわせて全国の消費者と西原村とをつなぎ、また販路市場を拡大することで、村内の農業者をはじめ製造業、飲食業や小売業などのさらなる活性化を目的として、村内の農産物や特産品など、これまでの店頭販売だけでなく、今後の情勢を見込んで、インターネットを介しての取引が行われた販売については、取扱販売実績に応じて支援を行いたいというふうに思っております。

インターネット販売につきましては、店舗経費が不要である一方、サイト運営者への手数料や広告費等の経費が増大しております。これらの負担を軽減する目的で昨年度より実施をしております。令和７年度につきましては、特に村内の農産物の販売促進に力を入れたいというふうに思っております。支援する金額につきましては、地元農産品については、販売実績額の１から２割程度を見込んでおります。

これからインターネット販売によりまして、産地や種類、金額を含め他の産地の商品との区別化を図ることで、商品の販売数も上がるということが予測されますので、それぞれの事業収入の増加につながります。こういった好循環になりますよう、その分の費用として計上させていただき、西原村の地元農産品のインターネットでの販売をさらに拡大し、所得の向上につなげていきたいというふうなところで行いたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

説明のほうがちょっと難しかったんですが、これはＥＣサイトということですか。それとも、ふるさと納税のサイト、こちらと同じなのか、別なのかをお答えください。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

こちらにつきましては、ＥＣサイトも含めた、ふるさと納税のサイトも含めたインターネット上のサイトというところで予定をしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

70ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金がありますけれども、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合負担金とございますが、西原村が7,731万9,000円支払うということだと思いますが、これは、あと益城町と嘉島町はどれぐらいお支払いをしているのか。それは均等割なのか人口割なのか、そのあたりが分かれば教えてください。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの松浦議員のご質問にお答えいたします。

この負担金につきましては、益城町にございますクリーンセンターへの負担金ということになっております。クリーンセンターより通知のほうがあっておりまして、今回、負担金の全体の金額が、３億9,469万円が各町村の負担金ということで、先ほど言われましたように、均等割及び人口割として計算されております。均等割が30％、人口割が70％という割合になっておりまして、均等割の金額が各町村3,946万9,000円、人口割につきましては、例年10月１日の人口で計算されております。西原村が3,785万円となっております。

全体で見ますと、西原村は7,731万9,000円でございますが、益城町が２億2,286万6,000円、嘉島町が9,450万5,000円という形になっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番議員、尾崎です。

ページは41ページです。高校通学定期券補助金、これは、以前の説明では西原村を通っているバスのみだったと思うんですが、この書き方は電車とかほかのバスでも使えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

こちらの高校生の通学定期券購入費助成というところで、高校生の親御さんたちの負担軽減というところもございますけれども、この間の公共交通会議の中でもありましたとおり、説明でも行いましたとおり、まずは既存のバス路線の維持というのも大事な事業でございます。あくまで今回の高校生の通学の定期券の補助につきましては、既存のバス路線での区間の補助というところで考えておりますので、ＪＲ等の定期券のほうは考えておりません。以上でございます。

○議長（西口義充君）４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）既存のバス路線なので多分、木山までということになると思うんですが、以前、同じように補助をお願いしますとお話ししたときに、ＩＣ定期券というのがあって、決められた区間乗れますよというやつだったと思うんですが、木山までだったら乗らないけれども、その先まで行くんだったら乗るよという人たちは買うかもしれないです。木山までだったら要らんかなという人がいると思うんですよ。そこを使ってほしいのであれば、その先を延ばしたほうが定期券を購入していただけるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

現在、先ほど申しましたとおり、例えば木山までというところで思っておりますけれども、例えば西原村から熊本市内までの定期券を買われたならば、木山までの部分についての補助というところで、今のところは想定しております。

今後、そういった形で利用が少しでも増えるようであれば、また、制度等も再度検討しながら、よりよい方向で進めていければというふうには考えておりますけれども、まずは、スモールスタートという形で進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）この定期券問題なんですけれども、一番の問題が、バス通をされる、交通機関を利用して通学される方はいいんですけれども、一方で自転車であったりとかバイクであったりとか、そういう通学をされる方も結構多いんじゃないかと。バスの利用率が３％、４％程度で、そのほかは親の送り迎えであったり、自転車であったり、バイクであったりということで、公共交通だけを、これでも年間６万円、公共交通機関とバイク通学とか自転車通学の住民間の差は生じますので、できるだけ、あまりここを手厚くし過ぎると、自転車であったりバイクの人と差がつくのかなというふうに感じていまして、慎重に今回はちょっとスモールということでさせていただきまし

た。以上です。

○議長（西口義充君）４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）既存の今あるバスの利用率を増やすというところに観点を置けば、定期券補助を出してもいいと思うんです。学生のそこの部分だけを補助するとどうなんだろうというよりも、既存のやつの利用率を上げるというところだけの観点だとどうでしょうか。お子さんのこととかじゃなくて、バランスを考えるのではなくて、既存のバスの利用率を増やすというところの観点で考えてみるとです。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）既存の利用率を増やすという、多分、自分たちの学生の頃には定期券の補助があったと思います。たしかあって、あまり伸びてなくて、そういう結果も踏まえてというか、一つは、今度新しい空港、益城町とのバスは、無料になるか有料になるか分かりませんけれども、そこら辺の公共交通を踏まえたところで、既存のを増やすということは、少しはありますけれども、なかなかそこを手厚くしたといって利用率が上がるのかというのは、なかなかこれまでの実績であったり、経験上、期待できないんじゃないかというふうに感じています。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

87ページをお願いいたします。

14節の工事請負費ですけれども、堀切高遊線視距改良工事ということで220万円計上されております。これは令和６年度に用地買収が既に終わっているかと思いますが、その工事というふうに思っておりますが、この場所は建設課長がよくご存じですけれども、今、側溝が埋まっている状況で、梅雨が来たときにちょっと心配をしますので、この工事発注時期とかそのタイムスケジュールがどういうふうな予定をされているかというのをお聞きします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）松浦議員のご質問にお答えします。

ご質問のとおり、堀切高遊線視距改良工事については、みどりの館の前の交差点、あそこの河原方面から来たときに見通しが悪いので、交差点部分のちょっと隅切りをして見通しをよくするという設計でしております。

今年度、用地買収まで終わりましたので、当初予算でその工事費を計上しているところです。以上でございます。

○議長（西口義充君）３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）少し勘違いしていました。堀切から下りて、橋があるでしょう、大きな川、あの視距のところのことと思っていました。あれはどうなんですか。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）お答えします。

ご質問の箇所については、令和５年度の災害で山側が崩れて、災害復旧の工事を発注したところです。

諸事情により工事を１回中断しまして、今、ご質問のとおり側溝を引き揚げて、土水路の状態になっています。今年度３月までには、今、原状回復として取りあえず側溝を戻して、水が流れるような状態にはする予定でございます。また、今年の梅雨を迎えるに当たって、どうしてもあそこは水が集まる箇所ではございますので、何らかの応急対策は梅雨までには取りたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

２番、加藤議員。

○２番議員（加藤博敏君）２番、加藤です。

81ページ、森林環境譲与税基金と、積立てとありますけれども、現在の基金の総額なり、その使い道なりを教えていただければと思っております。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）ご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税、今、これを利用しまして、森林所有者様、今、村外の方に対しましてアンケート調査を令和２年度から随時、集落ごとに分けて行っているところでございます。令和７年度におきましても、布田地区の村外森林所有者様を対象に意向調査のほうを実施したいと思っております。

意向調査が全部終了しましたら、ある面積をまとめて、間伐なり集積なりを森林組合さんと一緒に計画を立てまして、森林の維持に寄与していこうというところで計画をしております。

大変申し訳ございません、今までの基金の総額につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）７番、中西です。

ページ39の上段の上から４行目の諸費ですけれども、楽天モバイルで1,000円と組んでありますけれども、何か今後されるのか、お聞きします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）中西議員のご質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、もうこの額というところで契約のほうをしております。それに準じてという形で諸費のところで組ませていただいておりますので……、分収金でございますので、分収契約を結んでおりまして、分収割合でもって支払いしますので、この額というところで計上しているものでござ

いますので、一回、村のほうに収入があって、分収割合でそれをお支払いしないといけませんので。駒城さんだったりいろんなところございますけれども、契約をして、それに対してお支払いをする額というところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）どうもすみませんでした。ちょっと何か深い意味があるのかなと、今後新たに何かするのか、それで枠が取ってあるのかというそういう感じでした。

思わず同じ、41ページですけれども、負担金及び補助金の地域おこし協力隊の応援支援補助金という1,000円、これもまだ計画だけなのか、これから何かあるのか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

こちらは、地域おこし協力隊の起業支援補助金ということで、地域おこし協力隊、任期は約３年、最長３年になっております。３年の任期が終わった後に起業する資金の補助金という形になっております。

令和７年度につきましては、令和７年度終了後に丸３年を迎える隊員がいませんので、一応今回は1,000円という計上をさせていただいております。あと、任期途中で新たに起業等をする隊員が出た場合には、補正等で対応できればというところで考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）それの上限とかいろいろあるんでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

こちらの起業支援補助金につきましては、上限が300万円になっております。

なお、こちらの300万円につきましては、特別交付税の措置というところで、村の負担ということではございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）せっかくだからそのまま村内に残っていただければいいと思っています。

ついでにもう一つ、ページ44、役務費の水質検査のところなんですけれども、今いろいろ新聞に載っていますように、あれ何というんだったっけ、あれも一緒にやるのかなと。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和６年度につきましては、国のほうから各水道事業者に水質検査の依頼

がありまして、検査のほう、村営及び各水道組合の検査、終わりまして、特に基準値未満ということでございました。

令和７年度以降も、また国のほうからの意向がどうあるか分かりませんし、今現在、国のほうで、水道法上の水質基準ではないその下のところのランクにこのＰＦＡＳあたりの数値のほうが入っておりまして、今のところ令和８年度ぐらいから、今の水質基準にランクのほうを上げようかどうかという話が今あっているところでございます。それ以前の令和７年度におきましても、またどういう検査の依頼があるか、その辺もありますので、今回、ここの役務費の部分につきましては、各地域水道組合さんの検査の１回分のところを計上しているところでございます。

これはあくまでも検査の代行という形で、実際、その料金については、最終的には水道組合のほうから負担金という形でお支払いいただくというような形を一応取っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

111ページをお願いいたします。

文化財調査費の中の14節工事請負費ですが、文化財展示施設整備造成工事1,100万円を計上されてありますが、どの場所にこの造成がされるのか。令和７年度で造成が終わった後、この文化財展示施設がここに建てられる予定があるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（山田　孝君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

文化財展示施設の造成工事として1,100万円のほう組ませていただいております。場所としましては、西原村運動公園の南側、風の里司法書士事務所との間の農地の部分というのをもう村のほうで購入がなされておりますので、そちらのほうに建設をさせていただきたいというふうに考えております。実際、今、設計のほうに入っておりまして、最終的には村の文化財展示施設の建設基金のほうがございますので、そちらのほうを利用して建てさせていただきたいというふうに考えております。

現在、文化財は隣の山河の館の１階、図書室に展示してある部分と、それと万徳保育園の跡地のほうに文化財のほうを収納してございますので、そちらのほうも併せて展示等ができればということで考えております。展示施設と併せて収納の倉庫も造りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）中西です。

ページ77の産業課の次世代、900万円かな、名前が何回も変わりましたけれども、その説明をお願いします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）ご質問にお答えします。

農業次世代人材投資資金900万円ということですが、新規就農者の就農直後の経営の安定を図ることを目的に、年間最大150万円の補助を行うものでございます。年度ごとで違いますが、最長５年間、令和４年度以降の就農者は最長３年間、150万円が受け取れるような補助金となってございます。

令和７年度の対象者は６組７名が該当いたしまして、900万円の計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）過去じゃないけれども、これまで利用されて、今日やっぱり農業経営に携われた方で辞められた方とかはいないのかな。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）辞められた方というのはお聞きしておりません。

○議長（西口義充君）７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）何とか利用して、続けてやっていただければと思っています。

続きまして、82ページの負担金、補助金のところの肥後銀行ＡＴＭと熊本銀行ＡＴＭのそれぞれ、肥後銀行はこれで足りるという予算なのか、それと熊本銀行はいつ頃から始まるとかそういうのを教えていただければ、お願いします。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

肥後銀行のＡＴＭの負担金ということで、昨日の補正予算の中で減額をさせていただきまして、利用率のほうについては、令和６年度の上半期ということで利用率が１日平均206件ございました。令和７年２月までの下半期分でいきますと236件というところで、当初想定していたよりも利用率が多くて、負担金のほうを減額させていただいたところでございます、補正予算のほうでです。

今回、当初予算で組ませていただいておりますのは、熊本銀行のＡＴＭさんが今ちょうど工事をされておりまして、４月以降の稼働ということになりまして、若干の利用率がちょっと減少するのかなというところで思っておりまして、今回、金額を上げさせていただいておるというところでございます。

あと、熊本銀行さんの負担金につきましては、工事費と月々の管理料関係が統一されておりますので、定額でそのまま15年間同じ額を支払うという形になっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

88ページをお願いいたします。

道路改良費です。14節工事請負費、滝小野線道路改良、これ辺地事業というふうに思っておりますが、１億3,000万円、かなり価格は高いなというふうに思っておりますが、どういう事業なのか。道路幅員が広がるとか、構造物がいろいろあるかと思うんですけれども、どういうものなのか。それと、単年度で終わるのか、継続なのか、そのあたりも含めてお願いいたします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野　太君）松浦議員のご質問にお答えします。

滝小野線道路改良工事については、場所は滝集落から滝つぼのほうに下る道がございます。下っていくときに、その区間が200ｍぐらいございますけれども、まず幅員が狭い、現況３ｍぐらいなんです。離合箇所はありません。見通しも悪いんです。今回の計画としましては、この約200ｍ区間の全幅の改良ではなくて、部分的に離合箇所を設けるような改良工事、あわせて、少し視距も改良するような計画を入れております。

今回、１億3,000万円計上しておりますけれども、これ第１期工事と考えていただければと思います。山つきの斜面でありまして、一部には宅地のほうがございますので、いろいろ広めるに当たってもいろんな制限がございます。どうしても大きな構造物とか、そういったもの、地盤の調査とかした結果、工法的にはちょっと特殊な工法になりまして、軽量盛土工法とかそういったものを計画しておりますので、どうしても事業費が高くなっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番、山下です。

近隣町村において、帯状疱疹ワクチン接種の半額補助とか６割補助とか、ここにありますけれども、この1,768万6,000円の中に予防接種広域化委託料がありますが。

○議長（西口義充君）山下議員、ページをお願いします。

○８番議員（山下一義君）69と70になります。予防接種広域化委託料1,768万6,000円、これに予防接種の帯状疱疹の助成費は含まれておりますか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの山下一義議員の質問に対してお答えさせていただきます。

ただいまお話がありましたとおり、この予防接種広域化委託料の中に帯状疱疹の定期接種分につきましても含まれております。

少し内容のご説明をさせていただきたいと思います。

令和７年度より、帯状疱疹のワクチン接種が定期接種ということになっています。帯状疱疹につきましては、過去に水疱、水ぼうそう等にかかったときに、体の中に潜伏しているウイルスが再活性化することによって、神経に沿って体の左右どちらかに帯状に痛みを伴うような水膨れが出現するという病気でございます。合併症の一部に、皮膚の症状に沿って後に傷みが残るというようなものがあり、日常生活に支障を来すということもあるということで、特に70代で発症することが多くなっている病気ということで、そういった中で、今回、全国的に2025年度から65歳の方などへの予防接種が、予防接種法に基づく定期接種ということになっておりまして、今回、補正予算のほうを上げさせていただいております。

内容につきましては、一応令和７年度の対象者が村内に500名、その中で希望されると見込まれるのを140名と見込んでおります。対象者が、まず2025年度に65歳を迎える方、60歳から64歳の方でヒト免疫不全ウイルス（ＨＩＶ）による免疫の機能に障害がある方、日常生活のほとんどが不可能な方等が該当すると。また、2025年度から2029年度までの５年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方も対象ということになっており、100歳以上の方については、2025年度に限り全員対象というふうに取り扱う予定としておりまして、その中で対象者500名と見込んでおり、希望者は140名と見込んでおります。

ワクチンが２種類、生ワクチンと組換えワクチンというものがございます。今、阿蘇郡管内で足並みをそろえるということで、費用に対して自己負担３割ということで考えております。本日の新聞のほうに、益城町の帯状疱疹ワクチン２種、益城町が接種費６割助成ということで書いてありましたが、当村におきましては、一応７割を助成するというところで当初予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）それでは、質疑がございませんので、歳入歳出を含めてほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、令和７年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後　２時１１分　　散　会

第４号　（　３月１４日）

令和７年第１回西原村議会定例会会議録

令和７年３月１４日、令和７年第１回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和７年３月１４日（金曜日）　議事日程第４号

日程第　１	村長追加議案提案理由説明（議案第３２号～３６号）	
日程第　２	議案第１８号	令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算について
日程第　３	議案第１９号	令和７年度西原村介護保険特別会計予算について
日程第　４	議案第２０号	令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　５	議案第２１号	令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
日程第　６	議案第２２号	令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
日程第　７	議案第２３号	令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算について
日程第　８	議案第２４号	令和７年度西原村工業用水道事業会計予算について
日程第　９	議案第２５号	指定管理者の指定について（※住民福祉課）
日程第１０	議案第２６号	工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）
日程第１１	議案第２７号	工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業

団地４・５・６工区造成工事）

日程第１２　　議案第２８号　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地２工区造成工事）

日程第１３　　議案第２９号　工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地３工区造成工事）

日程第１４　　議案第３０号　工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ｉ期））

日程第１５　　議案第３１号　工事請負変更契約の締結について（西原村構造改善センター大規模改修工事）

日程第１６　　議案第３２号　工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その２））

日程第１７　　議案第３３号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

日程第１８　　議案第３４号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

日程第１９　　議案第３５号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

日程第２０　　議案第３６号　和解及び損害賠償額の決定について（追認）

日程第２１　　同意第　１号　西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第２２　　発議第　１号　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２３　　発議第　２号　西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

日程第２４　　発議第　３号　西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２５　　発議第　４号　西原村議会会議規則第１２９条に伴う議員派遣

について

日程第２６　　組合議会報告について

日程第２７　　委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について

１、応招議員　　（１０名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
９　番	桂　　悦　朗　君
１０　番	西　口　義　充　君

２、不応招議員　　（なし）

３、出席議員　　（９名）

１　番	山　下　圭　介　君
２　番	加　藤　博　敏　君
３　番	松　浦　哲　也　君
４　番	尾　崎　幸　穂　君
５　番	堀　田　直　孝　君
６　番	坂　本　隆　文　君
７　番	中　西　義　信　君
８　番	山　下　一　義　君
１０　番	西　口　義　充　君

４、欠席議員　　（１名）

９　番	桂　　悦　朗　君

５、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海　津　智　子　君
議会事務局書記	山　北　潤　平　君

６、地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村　　長	吉　井　　誠　君
副 村 長	田　島　由　紀　君
教 育 長	中　村　賀　一　君
総務課長	堀　田　隆　二　君
企画商工課長	堀　田　和　也　君
教育課長	山　田　　孝　君
会計管理者	林　田　浩　之　君
税務課長	小　栗　　優　君
産業課長	中　西　　聡　君
建設課長	久　野　　太　君
水道課長	廣　瀬　　太　君
住民福祉課長	村　上　文　英　君
保健衛生課長	岩　下　源一郎　君
保育園長	岩　村　智　子　君

午前　９時５５分　　開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は桂議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第４号のとおり行います。

日程第１、村長追加議案提案理由の説明を求めます。

（村長　吉井　誠君　登壇　説明）

○村長（吉井　誠君）皆さん、おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第32号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます鳥子地区新工業団地造成事業における鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その２）につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第33号から議案第36号につきましては、損害賠償額の追認についてご提案させていただきます。

地方自治法第96条第１項第12号及び13号の規定により、地方公共団体が当事者となる和解や損害賠償額の決定については、議会の議決事項でございます。

以上の４件につきましては、議決を行わずその処理を行っており、今回は追認を求めるものでございます。

認識の誤りで不適切な事務を行っておりまして、村民の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、今後は職員の理解をさらに深めるよう努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたします追加提案は、議案５件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）以上で、村長追加議案提案理由の説明を終わります。

日程第２、議案第18号、令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号のファイルをご覧ください。

議案第18号、令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和７年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９億927万1,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容につきましてご説明いたします。

７ページの歳入予算をお願いいたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税１億6,177万7,000円。現年分につきましては、１月末の調定を基準に収納率を考慮して算出しております。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１事業費補助金770万円。令和８年度に施行される子ども・子育て支援金制度へ対応するためのシステム整備費補助金でございます。

８ページをお願いいたします。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金６億6,304万1,000円。この交付金につきましては、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金の合計でございます。

款６繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金5,569万5,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、財政安定化支援事業繰入金等を一般会計から繰り入れるものでございます。

９ページをお願いいたします。

款７繰越金、項１繰越金、目１繰越金2,000万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費５億3,752万3,000円。令和６年度給付見込額を基に、被保険者の減少等を考慮し予算計上させていただいております。

款同じく、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費8,500万円。高額療養費につきましても、令和６年度給付見込額を基に、被保険者の減少等を考慮し予算計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、目１一般被保険者医療給付費分１億7,914万5,000円。県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため県に納めるもので、その財源は主に保険税となっています。県全体で必要な保険給付費の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮して県が決定する金額でございます。

款同じく、項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分5,420万4,000円。県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。

款同じく、項３介護給付金分、目１介護納付金分1,581万7,000円。県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。

14ページをお願いいたします。

款６保健事業費、項１特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費1,011万6,000円。主なものといたしまして、特定健診や特定保健指導における事務補助員の人件費及び特定健診等に対する委託料等を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番議員、尾崎です。

７ページです、子ども子育て支援金分対応システム整備費補助金です。子ども子育て支援金分というその内容というのはどういったものになりますでしょうか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの尾崎議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金につきましては、少子化対策の財源を確保するために、社会保険料に上乗せして徴収されるものでございます。2026年度から支払いが開始され、2028年度までに段階的に金額が引き上げられます。

一人当たりの支払額につきましては、全制度平均で月額250円から450円となっており、年間3,000円から5,400円程度の負担になる見込みでございます。

この制度は、子ども・子育て支援法の改正でこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するということが目的となっており、妊娠時から高等教育が終了するまで切れ目なく、全ての子育て世帯を支援することを目指しております。

出産・子育て応援給付金や児童手当の抜本的拡充など、様々な施策が段階的に実施されるということです。

さらに、子育て中の柔軟な働き方ができる環境をつくるため、テレワークや時短勤務など、労働者が働きやすい環境を整備できるよう創設されるものでございまして、それに関して基幹システムの整備が必要になってくるというものでございます。

なお、今回、国民健康保険のほう、システム改修として上げさせていただいております。後期高齢者医療保険のほうも対象になってくるものと考えておりますが、システム会社のほうから後期高齢者のほうは金額の提示があっておりませんので、内容を確認し次第、補正予算という形で計上させていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）すみません、ちょっと見つけられなかったんですが、歳出では何ページのほうにこの分が出るか、反映される形になりますでしょうか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの尾崎議員のご質問にお答えいたします。

このシステムの改修につきましては、11ページをお願いいたします。

11ページ中段にございます款１総務費、項２徴税費、目１賦課徴収費の中の12番委託料、国保税総合行政システム改修委託料として770万円計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和７年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第３、議案第19号、令和７年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第19号につきましてご説明いたします。

議案につきましては、（0304修正）議案第19号のファイルをご覧ください。

議案第19号、令和７年度西原村介護保険特別会計予算。

令和７年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億2,643万4,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容につきまして説明いたします。

６ページの歳入予算をお願いいたします。

款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料１億7,552万1,000円。１月末時点の被保険者数に基づき算出しております。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金１億939万2,000円。令和７年度の支出における保険給付費の見込額に国庫負担割合を乗じて算出した負担金でございます。

款同じく、項２国庫補助金、目１調整交付金3,266万3,000円。市町村間における格差による介護保険財政の不均衡を是正することを目的として支払われる交付金でございます。

７ページをお願いいたします。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金１億7,638万1,000円。第２号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和７年度の給付見込額に第２号被保険者の負担割合を乗じて算出した交付金でございます。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金１億291万8,000円。国庫支出金と同様で、県費の負担割合を乗じて算出した負担金でございます。

款６繰入金、項１一般会計繰入金１億950万6,000円。令和７年度の保険給付費、地域支援事業の見込額に村の負担割合を乗じて算出した金額及び特別会計上で必要な事務費並びに低所得者の介護保険料を軽減した分の国・県・村の負担金を合わせて、一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等諸費６億2,335万5,000円。令和６年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款同じく、項３高額介護サービス等費、目１高額介護サービス等費1,818万円。利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者に支払うものでございます。これにつきましても、令和６年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

款同じく、項４特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者サービス等費3,000万円。低所得者が施設等に入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、令和６年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款３地域支援事業費、項１介護予防・生活支援サービス事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費1,193万6,000円。令和７年度の介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者事業対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの負担金でございます。令和６年度の給付見込額を基に利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款同じく、項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費466万4,000円。西原村ミニデイサービス事業委託料等を計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

款同じく、項５認知症総合支援事業費687万8,000円。高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されることから、認知症地域支援推進員等

設置促進事業を社協に、認知症初期集中支援事業を益城病院にそれぞれ委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

款４諸支出金、項２繰出金、目１繰出金650万1,000円。令和７年度より包括支援センターの運営事業等の高齢者の相談業務が重層的支援体制整備事業として一般会計の中で予算計上しているため、それらの運営費のうち介護保険料で賄う分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番議員、尾崎です。

６ページと13ページですね、廃目になっている項目があります。事業費補助金と生活支援体制整備事業費ですね。これはなぜ廃目になっているのか理由をお願いします。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）まず、６ページの事業費補助金でございますが、これにつきまして、毎年あるものではございません。システム改修等の費用等があった場合は補助等があるということで、国のほうから県を通じて通知等がございますので、そういった場合は事業費補助金として計上する形でおりますが、令和７年度につきましては、その分がないというところでありますので、当初予算の中では計上しておりません。

ただ、昨年度はシステム改修があっておりますので計上されておりましたので、今回廃目という形で上がっているところでございます。

それと、13ページの生活支援体制整備事業費でございますが、これにつきましては、先ほど少しお話、先ほどちょっと説明の中で重層的支援体制整備事業ということで、特別会計から一般会計のほうで支出する分があるというところでお話しいたしました。その中に包括支援センターの運営費並びにスーパーサロン等の一般介護予防事業の一部、また生活支援体制整備事業が含まれるということで、今回この生活支援体制整備事業については一般会計のほうで予算化しておりますので、特別会計のほうは廃目という形で上がっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）５番、堀田です。

介護保険というのは、もう限られた予算で常に変わるサービス内容で法律が変わってきております。その中で、今は重層的支援事業という言葉が出てきておりますが、その重層的支援事業という内容、もう少し皆さんに分かり

やすく、どれがどういうふうに変わったというふうな説明ができればお願いしたいというところが１点。

それと、あと１点がやはり介護保険ということで、ここに13ページにやはり成年後見人利用制度ということであります。今、核家族が進む中でやっぱり後の面倒を見れないという方が介護保険になって、成年後見人制度を利用するわけでございますが、信用できる人という方に成年後見人をしても、やはり他人のお金を扱うということで、不正な成年後見人、弁護士でもそうですけれども、いろいろあっておりますが、さて西原村でこの成年後見人、現在何名ぐらい利用されているか、もし分かれば。分からないんであれば、後日報告でも構いません。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず１点目、重層的支援体制整備事業の内容についてということでございます。

制度につきましては、市町村において既存の相談支援事業等の取組をいたしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、１、相談支援、２、参加支援、３、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業でございます。

現行は高齢分野、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等に分かれて行っていた相談支援等を属性、世代を問わない相談支援等の体制としてつくるものでございます。予算上、一般会計で執り行うこととなり、これまで高齢分野で行っていた相談支援及び地域づくり支援の費用については、介護保険特別会計から支出しておりましたが、令和７年度より包括支援センターの運営業務及び一般介護予防事業の一部、生活支援体制整備事業については、一般会計から支出することとしております。

なお、負担割合がございますので、保険料につきましては、特別会計で一旦収納いたしまして、介護保険特別会計から一般会計のほうに繰り出すいうような形になります。

もう１点、成年後見制度の支援事業でございます。

これにつきましては、基本的に村のほうから成年後見、今、堀田議員も言われたように、生活困窮されている方等で困られている方等について、成年後見を立てるということで施設等からの申立てがあった場合に、村のほうで立てるというところで、その方々の費用ですね、その分につきまして一応予算化しているところではございますが、成年後見を受けられる方の預貯金とかを精査した上で、支払わないと足りない分については、村から出すような形になっております。

成年後見を受けられている方につきましては、村からの申立て並びに家族

からの申立て等もございますので、正確に何人おられるということは私のほうでちょっと把握はできておりませんが、村の申出をしている方につきましては、現行２名おられるのかなと。１名の方はちょっと最近お亡くなりになられたと思いますので、私たちで申し出て、市町村申立てで行っている方で、今生活されているのは２名というふうに把握しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

今の説明で分かりましたか。質疑ございませんか。

４番、尾崎議員。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番議員、尾崎です。

すみません、重層的支援体制ですね、こればらばらだったものを一遍にやるということになっているんですが、もうこの体制は現在整っている状態でしょうか。今現状行っている、整いつつあるところなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）尾崎議員の質問にお答えさせていただきます。

この重層的支援体制整備事業というものは、現行の支援体制整備をより情報共有を共にしながら一体的に行う支援事業となります。支援体制自体は今でも行っている状況で、社協や社協への委託である支え合いセンター、包括センター、あとは役場内の関係課で各相談内容とか支援体制を行っているところで支援はできているところではありますが、全体的に情報共有する場というのを今後定める必要があると、構築するように考えております。

当初予算のほうにちょっと計上させていただきましたが、支援体制を構築するためのアドバイザリー業務委託というものを組んでおりまして、町内、町外問わず、住民さんの複合的な相談体制を一体的に情報共有するシステムを令和７年度で明確に構築していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（西口義充君）４番議員、尾崎さん。

○４番議員（尾崎幸穂君）４番、尾崎です。

今、現状ばらばらのところにあるところの情報を共有してということだったので、それはどこで、例えば高齢者の問題、子育ての問題、２つ持っていらっしゃる方が１か所にいて、両方ともそこの相談で賄って支援体制が受けられるということでよろしいですか。それとも、ここは、子育ての系はこっち、介護のほうはこっちといって別々に行かないといけない状態なのか、現在の状態をお聞かせください。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）尾崎議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、その方の抱えられている問題がどこかに発生するんですよね。例えば、介護保険で相談に来られた方とか。そこで家庭内状況とかいろんな困り

事がちょっと見受けられると。そういったものが確認された際に、現時点では小森団地に来た場合には支え合いセンター、そちらのほうに情報を流しまして、こちらからその家庭の抱えてある問題点というものをちょっと再確認するという形を取っています。その中で、高齢者の介護の問題だったり、子どもさんの療育の関係、もしくは生活困窮とか金銭的な支援が必要だとかいろんな問題が確認された場合に、それらを関係する課とか機関と相談しながら一体的に支援していくんだ。支援自体は支え合いセンターが行うものではなくて、支援ができる体制の事業所がそこに関わっていくという流れになってきます。

要は、どういう家庭に対してどういう支援が必要かというのを取りまとめる機関というのが支え合いセンターを軸として、そこから支援が必要、支援ができる事業所というか体制のところに情報を流し、こちらのほうからその家庭に支援を行っていくと。要は１か所でとどめずに、一体的にその情報を流して、その家庭に必要な支援をできるだけ早期に関係する課が執り行えるような体制を構築するという形になってきます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）やはり住民からすれば、介護保険でいえば何か高齢福祉のほうのお話をしているような感じなんですけれども、全体的にすればもう西原の住民の方が問題を抱えているということになると、先ほど答弁されたとおり、地域支え合いセンターにしろ包括支援センター、そういうのがばらばらにあるんで、住民の人はどこに相談していいか分からないというところで、今回、社会福祉協議会を一体化して指定管理者でやっておるわけなんですけれども、一体化してから１つのサービス、情報提供をそこでしてするということだったんですけれども、この間ちょっとお話を聞いたんですけれども、以前は地域包括支援センターつくりなさいということで、多分自分が担当係長のときにちょっとつくった経緯があるんですけれども、この間、社会福祉協議会の合併の建設問題のときに副村長のほうから、地域支え合いセンターは要るのかな、そこはもう要らない、何か要らないところが法律的にはないのかな。

○議長（西口義充君）副村長。

○副村長（田島由紀君）今、堀田議員からご指摘がございましたけれども、社協の建物、地域福祉センターの改修計画のときに私のほうでちょっと発言をさせていただいたのは、地域福祉センターのそもそも建設のときの根拠法律というのは、その当時のまま残ってはいるんですけれども、その後改定されていなくて、そのときも、当時、介護保険が始まった頃ぐらいということで、そのときは民業による介護保険の運営というのはまだまだ浸透していなかったため、各自治体で地域福祉センターというものを建設して、そして介護保

険の運営を社協を中心とした運営にするというような想定の下に、そういった地域福祉センターの建設という根拠法ができて、それに基づいて建設した市町村も中にはありますけれども、たしか県内45市町村のうち十五、六件、20件はなかったと思います。今、その地域福祉センターの当時の根拠法律以降はそれが更新されていないという状況になっております。そういうご説明を差し上げたところです。

○議長（西口義充君）５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）ということで、今後、村長としては、このあたりをどういうふうに進めていきたいかというところをちょっと尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）建設委員会でも一回話はさせていただいたんですけれども、もう１回この体制を整えて今後の在り方を検討していければというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）ということは、もう少し時間がかかるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）まず、窓口というか体制を整えて、それが正しいかどうか、ちょっとうちも取組が初めてなんで、柔軟に今後対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）すみません、先ほど堀田議員のほうからご質問がありました成年後見制度の件で、少し付け加えさせていただきたいと思います。

先ほど、私のほうから市町村申立てが２名おられるということでご説明いたしましたが、これはあくまでも65歳以上の高齢者のほうの申立てというふうにご理解いただければというふうに思います。ちょっとそれ以外の方でそういう方がおられるということであれば、ちょっと私のほうでは把握できていないような状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和７年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第４、議案第20号、令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長　岩下源一郎君　登壇　説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第20号についてご説明いたします。

議案につきましては、（0304修正）議案第20号のファイルをご覧ください。

議案第20号、令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億1,516万8,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

６ページの歳入予算をお願いいたします。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料4,940万4,000円、款同じく、項２、目２普通徴収保険料4,042万1,000円。後期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に特別徴収分の保険料額につきましては55％、普通徴収分につきましては45％の割合で計上させていただいております。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金1,189万8,000円。特別会計の総務費及び広域連合で使用する総務費を一般会計から繰り入れるものでございます。

款項同じく、目２保険基盤安定繰入金2,759万9,000円。後期高齢者医療広域連合で算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰り入れるものでございます。

款項同じく、目３療養給付費繰入金8,563万1,000円。後期高齢者医療広域連合で算出しました金額で、医療費の総額相当の12分の１を一般会計より繰り入れるものでございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費510万6,000円。会計年度任用職員給与及び事務費等でございます。

９ページをお願いいたします。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金２億977万4,000円。後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金8,982万3,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,759万9,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,563万2,000円でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、令和７年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第５、議案第21号、令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号のファイルをよろしくお願いします。

議案第21号、令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算。

令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億8,913万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第２条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

款３財産収入、項１財産売払収入、目１不動産売払収入８億7,063万円。こちらは、不動産売払収入として計上させていただいております。鳥子地区新工業団地の２工区から６区画における土地の売買の売払い収入でございます。

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金1,850万円を見込んで計上しております。

次に、歳出でございます。

７ページをお願いいたします。

款１事業費、項１事業費、目１工業団地造成事業費１億4,764万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、委託料2,680万円。こちらは、造成を行った土地の境界杭等の設置の業務委託料として計上させていただいております。

工事請負費１億2,060万円。こちらは、県道山西大津線の改良時の仮設道路部分でもあります１区画の造成工事費及び管理用道路の舗装工事の費用として計上させていただいております。

款３諸支出金、項１繰出金、目１他会計繰出金３億1,217万4,000円を計上いたしております。一般会計繰出金として計上しております。

８ページをお願いいたします。

款４予備費、項１予備費、目１予備費４億2,930万6,000円。こちらは、予備費として計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）５番、堀田です。

６ページの不動産売払収入の８億7,630万円の積算基礎というか根拠、もうちょっと示していただきたいんです。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

今回の売払い収入につきましては、工業団地造成事業の２工区から６、２団地から６団地分、計５団地分の売買のほうの収入を計上しております。トータルの面積でいきますと５万8,042㎡となります。販売代金の単価といたしまして、平方メートル当たり１万5,000円を想定しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

工事請負費の１億2,060万円ですか、計上してありますけれども、これは山西大津線との絡みが出てくるんじゃないかなということで、まだまだ少し先が見えていないというか、随分後になる発注になるということですか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

こちら当初予算のほうにつきまして、１工区の造成工事ということで計上させていただいております。１工区の部分につきましては、現在、県道山西大津線の仮設道路が設置されておりまして、今後、山西大津線の本線の本工事が終了後、現在の仮設道路を供用しなくなってからの工事ということを予定しておりますので、県道の絡みもございまして、令和７年度末の発注を予定しているというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和７年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前１１時０６分）

（午前１１時１５分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第６、議案第22号、令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号のファイルをよろしくお願いいたします。

議案第22号、令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。

令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135万3,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第２条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金135万2,000円を見込んで計上しております。

７ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款１事業費、項１事業費、目１住宅用地造成事業費135万3,000円を計上しております。その主な内容といたしましては、需用費として10万6,000円、需用費に係る消耗品及び印刷製本費となっております。委託料として120万円、候補地選定後の調査及び概算費用等の算出など外部に依頼するための委託料となっております。

令和７年度においては、現在のところ具体的な事業の計画はございません

けれども、引き続き、次の宅地造成に向けての候補地の選定を含め進めている状況でございます。今後の進捗の状況によりましては、補正予算等での対応をお願いできればと思っております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）６番、坂本です。

この住宅用の造成地の予算ですけれども、これ河原地区に限るんでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

これまでの事業につきましては、河原地区の事業ということでさせていただいておりますが、今後につきましては、河原地区のみならず、村外の事業地ということで検討いたしたいというところで思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、令和７年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第７、議案第23号、令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長　廣瀬　太君　登壇　説明）

○水道課長（廣瀬　太君）議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号のファイルをお開きください。

議案第23号、令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算。

総則。

第１条、令和７年度西原村中央簡易水道事業会計の予算は、次に定めると

ころによる。
業務の予定量。
第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。
第１号、給水戸数2,000戸、第２号、年間総給水量56万㎥、第３号、１日平均給水量1,534㎥、第４号、主要な建設改良事業1,035万9,000円。
収益的収入及び支出。
第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第１款水道事業収益9,897万3,000円、第１項営業収益8,290万4,000円、第２項営業外収益1,606万8,000円、第３項特別利益1,000円。
支出。
第１款水道事業費用１億11万5,000円、第１項営業費用8,984万6,000円、第２項営業外費用921万8,000円、第３項特別損失５万1,000円、第４項予備費100万円。
資本的収入及び支出。
第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,892万円は、引継金で補填するものとする）。
収入。
第１款資本的収入2,536万3,000円、第１項企業債900万円、第４項他会計補助金1,636万3,000円。
支出。
第１款資本的支出4,428万3,000円、第１項建設改良費1,035万9,000円、第２項固定資産96万7,000円、第３項企業債償還金3,295万7,000円。
２ページをお願いします。
企業債。
第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、簡易水道施設建設改良事業。限度額900万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。
一時借入金。
第６条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。
予定支出の各項の経費の金額の流用。
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。
議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費900万5,000円。

他会計からの補助金。

第９条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,805万2,000円である。

たな卸資産の購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、151万8,000円とする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

再度、１ページをお願いします。

まず、第１条に総則、第２条では本年度の業務の予定量を定めております。本年度の給水戸数は、冒頭に申し上げましたとおり2,000戸、年間総給水量は56万㎥予定しております。第３条では収益的収支を定めており、中央簡易水道事業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上するものでございます。

実施計画により予算第３条の内容を説明しますので、４ページをお願いいたします。

収入の部では、項１営業収益8,290万4,000円、こちらは主に水道料金と各手数料及び加入金による収益であり、前年の実績見込みを踏まえ計上しております。

項２営業外収益1,606万8,000円、これは過去に受けている補助金等を長期前受金戻入として947万8,000円の計上、なお、これは現金の動きを伴わない収益となります。

雑収益については、簡易水道組合への応急給水に係る組合からの寄附金見込額、他会計補助金としては、企業債償還金利息及び企業職員の児童手当に係る一般会計からの繰入額などを計上しております。

以上が款１水道事業収益としての収入であり、合計で9,897万3,000円でございます。

次に、支出の部では、項１営業費用8,984万6,000円、こちら収益を得るための費用として、水源地や配水施設に係る光熱水費、修繕費、手数料や設備保守点検費、発電機使用料などを計上しております。総係費としては企業運営に伴う事務経費であり、企業職員人件費や企業会計運用関連費用、水道収納経費、メーター検針費用、保険料や負担金などを計上しております。また減価償却費では3,903万6,000円であり、これは現金の動きを伴わない費用でございます。

項２営業外費用としては921万8,000円であり、企業債利子償還金及び当該年度に係る消費税算定見込額などを計上、雑支出においては、消費税申告の

算定上に生じる損益勘定での仮払消費税費用化等調整額となります。
予備費につきましては100万円を計上させていただきました。
以上が款１水道事業費用としましての支出であり、合計で１億11万5,000円としております。
続きまして、実施計画により予算第４条の内容を説明しますので、５ページをお願いします。
第４条では、資本的収支を定めておりまして、主に中央簡易水道事業を継続して維持するための施設等の建設改良費や、それらの改良に要する費用の財源として、企業債借入れや補助金、繰入金を計上するものでございます。今回は収支差引きで1,892万円の不足となっておりますが、これについては、令和６年度から公営企業会計に移行した際の引継金において不足費用に充てることとしております。
では、まず収入の部としまして、項１企業債900万円で、支出に計上している建設改良費用の財源として借り入れるものでございます。
項４他会計補助金は1,636万3,000円であり、過去に借り入れた熊本地震による災害復旧事業費に対する企業債の償還元金に対する一般会計からの全額繰入金であり、この50％が交付税措置されるものでございます。
以上が款１資本的収入としての収入であり、合計2,536万3,000円としております。
支出の部におきましては、項１建設改良費1,035万9,000円、こちらの内訳は、村道役場・堤下線道路改良工事に合わせて行う配水管布設工事費用や、取水・配水施設における緊急対応工事費用を計上しております。
固定資産としましては、メーター器棚卸し費用52万7,000円及び組合とのさきの統合に鑑み、組合における県の水源補償事業に係る用地費44万円を計上しております。
企業債償還金は3,295万7,000円であり、平成８年度に借り入れた事業拡張に伴う企業債や、熊本地震からの災害復旧事業債及び公営企業会計移行に係る企業債の令和７年度における元金償還金でございます。
以上が款１資本的支出としての支出であり、合計で4,428万3,000円としております。
以上が資本的収支の内容となります。
収益的収支及び資本的収支に係る予算内容の明細につきましては、17ページから21ページの明細書に記載しているとおりでございます。
なお、実施計画及び予算明細書においては、総計予算主義の原則により税込み額を表示しております。
では、次に、財務諸表などをはじめとした予算に関する説明書の各内容をご説明いたします。
まずは、６ページをお願いします。

令和７年度における予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますが、令和７年度期首における資金残高予定額は２億2,127万6,740円としており、令和７年度末につきましては、今計上した予算を全て執行した場合、期末資金残高が２億3,372万7,531円になると見込んでおり、14ページの令和７年度末予定貸借対照表の現金・預金の額と一致します。

次に、11ページをお願いします。

前年度における予定損益計算書を添付しております。１年間の経営成績を明らかにするため、その期間に得た全ての収益とこれに対応する全ての費用を税抜きで計上し、経営活動によってどれだけの効果があったのかを示すものでございます。

なお、令和６年度中における純利益は3,727万8,155円と見込んでおります。

12ページから13ページにおいては、令和６年度末における予定貸借対照表を添付しております。中央簡易水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認するものでございます。資産合計は８億6,924万2,216円、負債合計が３億1,738万2,081円、資本合計が５億5,186万135円と見込んでおり、負債、資本の合計額は資産合計額と一致します。

また、14ページから15ページにおきましては、この令和７年度予算を全て執行した場合における令和７年度末の予定貸借対照表でございまして、資産合計が８億5,299万3,371円、負債合計が２億9,911万6,808円、資本合計が５億5,387万6,563円と見込んでおり、これも負債、資本の合計額は資産合計額と一致します。

最後に、16ページにおきましては、会計方針としまして会計処理方法などを記載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

１ページをお願いいたします。

中央簡易水道の第２条の中の給水戸数2,000戸ですね、この給水区域を教えてください。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまの松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初予算の第２条の業務予定量としまして、給水戸数は2,000戸としておりますけれども、まず給水区域というのがございまして、給水を行う計画区域となります。

その給水区域につきましては、水道法による国の認可を受けまして、その

中に給水計画区域を表記する必要がございます。また、村の水道事業の設置条例におきまして、給水区域をうたっているところでございます。

区域を大まかに集落単位で申し上げますならば、大字鳥子内の各集落、大字小森内の万徳、名ケ迫集落から西側のほうで、新所、下小森以外の集落、大字布田内の集落全域、大字河原の星田、河原団地、秋田の一部、それから令和６年度から大津町さんとの協議の下に大津南部工業団地を給水区域としたところでございます。

区域については以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君）７番、中西です。

17ページのその他営業収益の加入金ですかね、工事申込金1,123万7,000円。課長、どれぐらい増えるだろうという予想なのか。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ここ近年は、年間で大体60件とかぐらいで増えてきていたところでございます。令和６年度については今のところで大体120件ぐらいということで大幅な伸びをしております。

ということで、やはり住宅の一戸建て、またはアパートの建築がかなり増えてきておりますので、加入金のほうもおのずとそれに合わせて増えてきているという状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和７年度西原村中央簡易水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第８、議案第24号、令和７年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長　廣瀬　太君　登壇　説明）

○水道課長（廣瀬　太君）議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号のファイルをお開きください。

議案第24号、令和７年度西原村工業用水道事業会計予算。

総則。

第１条、令和７年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は次のとおりとする。

第１号、給水事業所数８か所、第２号、年間総給水量30万5,140㎥、第３号、１日平均給水量836㎥、第４号、主要な建設改良事業8,580万円。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款水道事業収益2,514万6,000円、第１項営業収益1,510万5,000円、第２項営業外収益1,004万円、第３項特別利益1,000円。

支出。

第１款水道事業費用2,442万8,000円、第１項営業費用2,276万5,000円、第２項営業外費用66万1,000円、第３項特別損失2,000円、第４項予備費100万円。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580万円は、損益勘定留保資金で補塡するものとする）。

収入、第１款資本的収入7,000万円、第１項企業債7,000万円。

支出、第１款資本的支出8,580万円、第１項建設改良費8,580万円。

２ページをお願いします。

企業債。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、工業用水道本管布設事業。限度額7,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金。

第６条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費996万1,000円。

他会計からの補助金。

第９条、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、30万円である。

たな卸資産の購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、５万円とする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

再度、１ページをお願いします。

まず、第１条に総則、第２条では本年度の業務の予定量を定めております。本年度の給水事業所数は、冒頭に申し上げましたように、前年度と同様の８か所でございます。１日の給水量としましては、前年度契約水量実績となる836㎥を予定しております。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

第３条では、収益的収支を定めており、工業用水道事業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上するものでございます。

実施計画により予算第３条の内容を説明しますので、４ページをお願いします。

収入の部では、項１営業収益1,510万5,000円、こちらは主に水道料金による収益であります。項２営業外収益で1,004万円、これは過去に受けている補助金等を長期前受金戻入として125万8,000円の計上、なお、これは現金の動きを伴わない収益となります。雑収益839万1,000円、これは使用水量における１㎥当たり25円の企業負担金でございます。他会計補助金としては、企業職員の児童手当に係る一般会計からの繰入金を30万円計上しております。

以上が款１水道事業収益としての収入であり、合計で2,514万6,000円でございます。

次に、支出の部では、項１営業費用2,276万5,000円、こちらは収益を得るための費用として水源地や配水施設に係る光熱水費、修繕費、手数料や設備保守点検費などを計上しております。総係費としては、企業運営に伴う事務経費であり、企業職員の人件費や企業会計運用関連費用、保険料や負担金などを計上しております。また、減価償却費は408万円であり、これは現金の動きを伴わない費用でございます。

項２営業外費用としては66万1,000円であり、当該年度に係る消費税算定見込額を計上しております。

予備費につきましては、100万円を計上させていただきました。

以上が款１水道事業費用としての支出であり、合計で2,442万8,000円とし

ております。
　続きまして、実施計画により予算第４条の内容を説明しますので、５ページをお願いします。
　第４条では、資本的収支を定めておりまして、主に工業用水道を継続して維持するための施設等の建設改良費や、それら改良に要する費用の財源として企業債借入額や補助金、繰入金を計上するものでございます。今回、収支差引きでは1,580万円の不足となっておりますが、これについては、これまでの内部留保資金において不足費用に充てることとしております。
　では、まず収入の部としましては、企業債7,000万円で、支出に計上している建設改良費への財源として、今回、企業債を借り入れるものでございます。
　支出の部におきましては、建設改良費が8,580万円でございます。主なものとしましては工業用水道本管布設工事であり、収入、支出とも新工業団地造成事業の進捗状況などに合わせ、令和６年度予算を全額減額して令和７年度予算に移行したものでございます。内容は、既存鳥子工業団地からの既設管から団地内の村道敷、また里道を含め約900ｍにおいて工業用水道配水本管を布設するものでございます。
　以上が資本的収支の内容でございます。
　収益的収支及び資本的収支に係る予算内容の明細につきましては、16ページから19ページの明細書に記載しているとおりでございます。
　なお、実施計画及び予算明細書においては、総計予算主義の原則により税込み額を表示しております。
　では、次に、財務諸表などをはじめとした予算に関する説明書の各内容をご説明します。
　まずは、６ページをお願いします。
　令和７年度における予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますが、令和７年度期首における資金残高予定額は２億2,295万2,188円としており、令和７年度末につきましては、その計上した予算全てを執行した場合、期末資金残高が２億1,103万3,188円になると見込んでおり、13ページの令和７年度末の予定貸借対照表の現金・預金残高と一致します。
　次に、10ページをお願いします。
　前年度における予定損益計算書を添付しております。１年間の経営成績を明らかにするため、その期間に得た全ての収益、これに対応する全ての費用を税抜き計上したものでございます。経営活動によってどれだけの効果があったのかを示すものでございます。
　なお、令和６年度中における純利益は96万2,827円と見込んでおります。
　11ページから12ページにおいては、令和６年度末における予定貸借対照表を添付しております。工業用水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認

するものでございます。資産合計は３億5,670万808円、負債合計が9,725万9,163円、資本合計が２億5,944万1,645円と見込んでおり、負債資本の合計額は資産合計と一致します。

また、13ページから14ページにおきましては、この令和７年度予算を全て執行した場合における令和７年度末の予定貸借対照表でございまして、資産合計が４億2,515万8,354円、負債合計が１億6,568万3,163円、資本合計が２億5,947万5,191円と見込んでおり、これも負債資本の合計額は資産合計額と一致します。

最後に、15ページにおきましては、会計方針として会計処理方法などを記載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

今説明いただいた19ページをお願いいたします。

配水設備工事、これは本管の布設ということで説明がありました。ルートについても900ｍということで、概略のルートも言われましたが、この本管布設の管の径、大きさは幾つでしょうか。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらは先ほど申しましたとおり、令和６年度予算を今回補正で減額しまして、令和７年度の当初予算に移行した案件でございます。

ルート、もうちょっと詳細で説明するとしますならば、既存の鳥子工業団地内の堀場さんとマルキンさんの前の村道の三差路、そこまで現在工業用水の本管が来ております。そこからさらに北側への村道敷を布設しまして、それからその先に農地が広がっております。その農地内の里道を布設、またその先につきましては、今度は東側のほうにおきまして、山中にまた里道がございます。その里道を布設しまして、造成地まで接続するところの予定をしております。距離としましてもトータルで900ｍ強ぐらいになるというところを見込んでおります。

議員のご質問にありました口径につきましては、150㎜のダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管を布設する予定でございます。

また、高低差もございますことから、原油発電の設置も一応考えているというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番、山下です。

ただいま水道課の課長のほうから説明がありましたけれども、堀場さんから最終地点はどこまでですか、工区として２工区、３工区、あそこは。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

工業用水道につきましては、水道課のほうで開発地までの引込みは計画されております。開発地内につきましては、全て１団地から６団地まで配水管を布設するように計画しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）ですからこの8,500万円が堀場さんからどこまでの地点かということなんですよ。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

事業の位置につきましては、今回、工業団地造成事業を行っております開発地までは水道課の予算ということになっております。開発地内の配管につきましては、今回の造成事業の費用で工事を発注しております。

そこの接続に関しましては、３工区と４工区の間ぐらいの里道が入ってきているところで接続をさせていただくというふうになっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）ということは、この900ｍということは実際測られたんですか、そこまでは。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

地図上でございますけれども、実際測ったところで900ｍ強は距離があるというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）メーターに関しまして900ｍ、皆さんはご存じかな、あれか、堀場さんから下に下ろす里道があるんですよね。知っていますか、真っすぐに下りる。今私たちが管理しています弁天さん、あれに経過する道があるんですけれども、そこを通れば半分以下で済むんですよ。

ただし、それが今１工区の工事がまだ未定しております、あそこのところにしか下りていきません。しかし距離的にはこれの半分以下でなります。

ですから、どうしても配管が工業団地内の下でないと、上に上げるポンプ上問題があるならば、これでないと仕方ないけれども、今のこの距離からして、あそこを真っすぐ下に下ろせば、この単価も8,500万円以下で下りるんじゃないかと私は考えておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（西口義充君）水道課長。

○水道課長（廣瀬　太君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在の予定としましては、やはり布設するとしますならば、用地買収が不要な里道に布設するということで、里道のどこに一番布設したほうがいいかというところを判断しまして、今900ｍと申しましたそのルートがある程度一番最短のルートにはなってきます。

もう一つ、本当の山の中に徒道みたいな里道がございますけれども、果たしてその狭いところを工事ができるかといえば、なかなかそこも難しいところでございますので、車が通れる程度以上の里道のところに布設をするというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）今、お話を伺いまして、基本は里道、水路とかを基本にしているんですけれども、もしかしたら用地が購入できれば安く上がったりするかもしれませんので、一回地元の方と、一回立ち会っていただいて、そのルートを教えていただいて、もう一回検討させていただければというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）この道は私たちが今の農道を造る前に、牛とかであそこを畑のほうに作業道としておった道なんです。幅的には３ｍ以上あります。もちろんこの道は車は通りません。しかしユンボとかは、小さいユンボとか、コンマ２か３ぐらいだったら十分にこの道は通っていきます。一応検討段階としてしてもらえればいいかと思います。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、令和７年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後　０時０５分）

（午後　１時０６分）

○議長（西口義充君）皆さんおそろいですので、会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第９、議案第25号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長　村上文英君　登壇　説明）

○住民福祉課長（村上文英君）議案第25号につきまして、ご説明いたします。

議案第25号のファイルをご覧ください。

議案第25号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村地域福祉センター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森572番地、名称及び代表者、社会福祉法人西原村社会福祉協議会、会長吉井誠。指定期間、令和７年４月１日から令和12年３月31日まで。

提案の理由。

西原村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第３条の規定に基づき、西原村地域福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

西原村地域福祉センターにつきましては、平成５年設置当初から西原村社会福祉協議会に管理を委託し、指定管理者の制度導入によりまして、平成28年４月１日から指定管理者に指定し、現在まで施設管理運営を行っているところでございますが、令和７年３月31日でその指定管理者の指定期間が終了いたします。

本施設の管理につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定として、物的、財政的、人的能力を有していることや、利用者本位のサービス提供や地域連携、高齢者福祉施設の効用を最大限に発揮できること、さらに、指定管理者としての実績を総合的に勘案し、現在の団体が引き続き管理することが望ましいということを判断いたしましてのお願いでございます。

どうぞご審議方よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）この指定管理者なんですけれども、先ほど課長のほうは公募によらないということで、それだけ能力があるということの判断ということでございましたが、果たして今ほかの町村を見ると、こういう福祉センターイコール社協というふうになっとった構図が、だんだん民間のほうに流れているという状況にあります。

その中で、正直言って今社協のほうもプロパーが何人も辞めるという状況

の中で、果たして今後やっていけるのか。それと、今プロパーの方がベテランの方が何名もおられますが、年齢的にもう60過ぎて、もう退職の年になっておる。その中で人材育成が果たしてできているのかというところを私疑問に思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

私もこのまんま、そのまんまの体制を維持していいのかというのは常に考えているところでございまして、最近では介護関係も民間事業者が結構村内のほうに入ってこられていまして、現在でも介護施設を開業したいということで話が数件あっております。

そこら辺も含めまして、他町村の取組も最近はよく見ているようにしていまして、市単位でも社協の建物１つだけで、あとはスリム化されている市町村もございますので、これからやはり委員会等を設けて、５年かけてどうやっていくのかとか、スリム化していくのかとかいうのを考えながら、やっていかないといけないんじゃないかというふうに感じているところでございます。

２つ目の人材育成につきましても、もう本当に脂の乗ったいい職員が毎年辞めていくような状況でございまして、併せて採用のほうも取り組んでいるところでございます。

もちろん人材育成も、役場も一緒なんですけれども、取り組んでいかないといけないんじゃないかというふうに感じていまして、そこら辺も組織、福祉協議会の中で提案して、改善していければというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第26号から日程第11、議案第27号までの工事請負契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第26号から議案第27号、以上２件につきましては、全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下につきましては一括して契約の内容を説明させていただきます。

まず、議案第26号について説明いたします。

（0313修正）議案第26号のファイルをよろしくお願いします。

議案第26号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

１、契約の目的、西工団第７号、鳥子地区新工業団地排水路整備工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、１億2,540万円（税抜額１億1,400万円）。

４、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地１、会社名、株式会社髙橋工業、代表者、代表取締役、髙橋富美江。

主な工事の概要につきましては、造成地を縦断する既設の水路を新たに建設する管理用道路と並行して整備する工事となります。

こちらの排水路は、造成地からの排水はもとより、本事業地と鳥子工業団地で挟む山林からの排水も流域に加わりますので、大型の排水構造物工となっております。本工事の排水路流末先は、現在整備中の調整池に流入することとなります。

次のページに参考資料といたしまして、公共工事請負仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第27号についてご説明いたします。

（0313修正）議案第27号のファイルをよろしくお願いいたします。

１、契約の目的、西工団第９号、鳥子地区新工業団地４・５・６工区造成工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、5,226万1,000円（税抜額4,751万円）。

４、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

主な工事の概要につきましては、企業誘致の受皿となります４・５・６区画の敷地造成工事となります。４区画、約5,900㎡、５区画、約6,200㎡、６区画、約6,500㎡の計１万8,600㎡の土地の造成に当たり、掘削、盛土が主な

工事となっております。安定した盛土地を築堤するために、地下排水工や法面部の側溝工も含む工事となっております。

次のページに、参考資料といたしまして公共工事請負仮契約書の写しを添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）８番議員、山下です。

議案は議案第26号の鳥子地区工業団地排水路整備ですけれども、この排水の一番上、想風の調整池がありますね。あれから今の調整池までの距離ですか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

そのとおり万徳地区にあります調整池から、今度現在造っております調整池の間の区間というふうなところで整備をいたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）この排水路のＵ字溝の大きさは幾つに切られますか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）ご質問にお答えいたしたいと思います。

排水路の側溝の大きさということですけれども、幅が１ｍ、高さが１ｍから1.2ｍの大きさになっております。

縦断勾配が結構きついものですから、途中落差工等を設けて、流量の勢い等の流量等を調整したいと思っています。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）この排水路の横には元農道が通っておりますけれども、これ、工業団地のほうにいけられるのか、それとも山際にいけられるのか、どちらですか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）お答えいたします。

山側のほうに設置予定でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）８番、山下議員。

○８番議員（山下一義君）ということは、もちろんますつきですか、蓋つきですか、これはＵ字溝そのままですか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）現在のところにつきましては、Ｕ字溝の蓋といいますか、蓋については考えておりません。

ただ、既設の里道等の接続箇所については通行等に支障がありますので、その部分については蓋をかけて通れるようにというところで計画をしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

６番、坂本議員。

○６番議員（坂本隆文君）今の質問についてですけれども、蓋つきじゃないということは、その道の広さはどうなりますでしょうか。

○議長（西口義充君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

管理用道路の道の幅員ということですけれども、管理用道路にも道路側溝等を今計画しておりまして、側溝を含み５ｍを予定しております。幅５ｍを予定しています。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）これ、質問というより私の考えというか意見ですけれども、こういう、必ず契約したら変更契約というのが絶対出てくるなと私は思っております。

本来であれば、設計を職員がして、設計がちょっとおかしかったということで変更なら分かるんですけれども、設計もかなりの高額で委託料を払って工事をするわけですね。そしてすぐまた変更、それに対してすぐ議会としてはあれしますけれども、以前はこういうことはなかったと思うんですよね、相当な理由がない限り。

これ、なぜこうなったかと思うと、やはり地震の後の復旧復興を急がなければならないというとき、その当時は、やはり職員も足らない、県外からの応援もあった、その中で設計ミスもあったかもしれませんが、次から次にもう急がんといかんからということで、議会のほうが全部承認しとったという流れからこういうふうになったんだろうと思いますが、もう毎回、毎回こういうふうに出せば変更、出せば変更と、なぜなんだろうと。

業者からこれちょっと足らんと、ここを増やしてもらえませんかと言われるのに対して、行政がただ「はい、いいですよ」というふうに取っているんじゃなかろうかと。

ですから、この変更に関しましても、じゃ、最初契約しているんだから、それでやりなさいということはできないのか。どうも私はそのあたりが、もうこれ慣れ、これ地震の後の執行部も慣れっこになっとっとじゃなかろうか。じゃないと、もう高額な設計委託料なんか必要なのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか、村長。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井　誠君）以前より変更が増えたということで、私も土木に長く携

わらせていただいたんですけれども、以前は変更があっても、多めに業者さんから、これぐらいはいいということで見ていただいていた部分も結構あります。

今は、そういうわけにもいきませんで、やはり変更があったら変更があった分をきちんと精査して見るような、もう熊本県だけじゃなくて、全体的にそういうふうになっているんじゃないかというふうに感じています。

もちろん変更は業者さんが言ったからといって変更するわけではなくて、例えば土質の状況であったりとかを試験に出して、試験結果を基に石灰を混ぜるとか、セメント系のやつを混ぜるとか、そういう資料に基づいて全てやっているわけでございます。

例えば、ボックスカルバートを据え付ける場合も地盤検査をして、地盤が弱ければその下の改良をしてボックスを据え付けるとか、全て仕様書とか積算基準に基づいてやっておりますので、業者さんがここを見てくれと言われてやっているような状況ではありません。

むしろ、こちらから指示を出してこういうことをしてくださいというか、こういう試験結果になりましたので、こういう工法で仕事をしてくださいということで変更しているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は１議案ごとに行います。

議案第26号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第27号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第28号から日程第13、議案第29号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第28号から議案第29号、以上２件につきましては全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でございますので、以下につきましては、一括で契約の内容を説明させていただきます。

まず、議案第28号の説明をいたします。

議案第28号のファイルをよろしくお願いします。

議案第28号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

１、契約の目的、西工団第４号、鳥子地区新工業団地２工区造成工事。

２、変更前契約金額8,729万6,000円（税抜額7,936万円）、変更後契約金額9,951万4,800円（税抜額9,046万8,000円）、1,221万8,800円の増となっております。

３、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865番地、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

主な工事の変更の概要につきましては、本工事区域の立ち木の伐採に関しては、別途委託業務により伐木集積を実施しておりました。伐採後の枝葉、根株の処分につきましては今回の工事に含んでおり、当初の概算数量から精査したことによる変更の増と、本工事に流用することとしていた流用土の一部につきまして、室内土質試験の結果、含水比が高く、盛土材としてそのままでの使用をすることが不適当であったため、石灰の配合試験に基づき宅地造成事業の基準を満たす盛土材として使用するために、石灰添加により土質改良工を追加したことなどが主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料といたしまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第29号を説明いたします。

議案第29号のファイルをお願いいたします。

１、契約の目的、西工団第５号、鳥子地区新工業団地３工区造成工事。

２、契約金額、１億199万2,000円（税抜額9,272万円）、変更後契約金額

１億3,392万1,700円（税抜額１億2,174万7,000円）、3,192万9,700円の増となっております。

３、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役、堀田皇紀。

主な工事の変更の概要につきましては、当初設計では計上していなかった土砂採取地における土砂の費用を計上したことによる変更増と、県からの指導で、土砂採取に当たり土壌汚染対策法に基づく土壌調査を実施したことによる調査費用の追加をしたことなどが主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料として、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

議案番号第28号ですけれども、私もこの議案が出ましたので、どんな変更なのかということを企画のほうに事前に見せていただきました、変更理由を。

その前に、ちょっと私も役場に在籍の頃、土木にいまして、企画と土木がほとんどでしたが、最初の工業団地、今セブンからちょっと工業団地のほうに道路も含めて、そして工業団地も含めて、私がほぼ監督員をいたしました。

その中の経験を申しますと、やはり設計は図面上では出てくるんですけれども、地下にある部分というのはなかなか予測できない部分がたくさんあります。

例えば、この中の議案第28号の木の根株の伐根、この抜根というのも重量によって産廃に出すときに変わってまいりますので、それと産廃ではこれが予測できない部分がありますので、そういうふうに見たときに、この第28号については説明があったように、やむを得ない変更だなというふうに私は感じました。

それと、議案第29号ですけれども、これも説明のあったとおりに、内容を見たときに、私が監督員だったら、やっぱりこれも変更しなきゃいけないんだろうなという、そういう感じがしましたので、一応報告させていただきます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は１議案ごとに行います。

議案第28号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第29号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第30号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第30号についてご説明いたします。ファイルのほうよろしくお願いいたします。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

１、契約の目的、総財工第１号、西原村役場庁舎改修工事（Ⅰ期）。

２、変更前契約金額5,513万2,000円（税抜額5,012万円）、変更後契約金額5,875万4,179円（税抜額5,341万2,890円）。362万2,179円の増となっております。

３，契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町津久礼792の21、会社名、株式会社東築建設、代表者、代表取締役、甲斐浩二。

今回の工事の変更内容としましては、庁舎１階の旧休養室を会議室に改修する工事において、畳の部屋からＯＡフロアへと改修する中で、畳の床を解体した際に下地に不陸が生じていたため、その下地の不陸を解消する工事が必要となったことに伴う追加と、庁舎１階の旧倉庫及び旧村長車庫を産業課の執務室へ改修する工事において、間仕切り壁の解体を行う際にアスベスト

含有塗装が見つかり、アスベスト除去工事が必要になったことに伴う追加などが主な変更の理由でございます。

参考資料といたしまして、次のページに公共工事請負変更仮契約書を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第31号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長　中西　聡君　登壇　説明）

○産業課長（中西　聡君）議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号のファイルをお願いいたします。

議案第31号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

１、契約の目的、西産第１号、西原村構造改善センター大規模改修工事。

２、変更前契約額２億350万円（税抜額１億8,500万円）、変更後契約額２億1,057万4,261円（税抜額１億9,143万1,147円）。

３、契約の相手方、豊・住商特定建設工事共同企業体、代表者、所在地、熊本県熊本市東区山ノ内一丁目３番１号、会社名、株式会社豊工務店、代表者、代表取締役、鉄谷浩之、構成員、所在地、熊本県熊本市東区小山四丁目９番70号、会社名、住商産業株式会社、代表者、代表取締役、内田大和。

主な工事変更概要につきましては、西原村構造改善センター大規模改修工事において、外壁塗装の撤去及び大研修室の床材の撤去を行ったところ、当

初予期していなかった新たな亀裂及びひび割れが外壁及び大研修室床に確認されたことによる亀裂補修工の追加、また、既設浄化槽撤去時において、隣接の集合住宅敷地構造物及び村道構造物に影響を与えることから、土留め工の追加が主なものとなっております。

なお、参考資料といたしまして、次のファイルに（0313修正）議案第31号資料、工事請負変更契約書（案）を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

５番、堀田議員。

○５番議員（堀田直孝君）ちょっと単純な質問かもしれませんけれども、前号議案までは仮契約書が印鑑打って、収入印紙も打って、してあるんですけれども、これについては何も、まだ案ということなんですけれども、この違いは何なんでしょうか。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西　聡君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

大規模改修工事の変更については、12月の補正により予算はご承認いただいておりました。ただ、外壁塗装の剝ぎ取りが全て終わっておらず、亀裂の総数が不明確であったため、年明けに工事施工管理会社のほうが数を詳細に拾って工事費用を算出し直して、今の時期になりまして、すぐ……（「火災か」の声）

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後　１時５１分）

（午後　２時０１分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明が終わって質疑中ですので、ほかに質疑ございませんか（「答弁中」の声）答弁中だったか。

産業課長。

○産業課長（中西　聡君）改めまして堀田議員のご質問にお答えいたします。

今回の変更に伴います予算につきましては、昨年12月の議会においてご承認をいただいておりました。次の工種があったものですから、亀裂の補修については指示書にて補修を行ってくださいということでお願いをしております。

亀裂の延長、対策工の延長の確定が２月の中旬に確定いたしまして、それから変更設計のほうを管理会社のほうで行っていただいております。それに伴いまして、変更額の確定が今回の議会の開催の期間と近接していたものですから、そのまま今回の議会で、仮契約という形ではなく１回で案という提

案をさせていただいて変更契約を行いたいと思い、提案させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長　堀田和也君　登壇　説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第32号についてご説明いたします。議案第32号のファイルをよろしくお願いします。

議案第32号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年３月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

１、契約の目的、西工団第６号、鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その２）。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、２億3,210万円（税抜額２億1,100万円）。

４、契約の相手方、日置工業株式会社ほか１社、特定建設工事共同企業体、代表者、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役、日置通也、構成員、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1204番地１、会社名、株式会社山西建設、代表者、代表取締役、日置達也。

今回の工事につきましては、先日３月11日に指名競争入札にて契約の相手方が決定いたしました。

主な工事の概要につきましては、鳥子地区新工業団地造成事業における事業用地及び隣接地からの排水設備である必要貯水量１万9,963㎥の調整池を整備する工事となります。１期工事において掘削等の土工事を行いましたの

で、今回の工事では、調整池に伴う構造物、洪水吐や調整水路、コンクリートブロック等を築造し、調整池としての機能整備を行う工事となります。

次のページに公共工事請負契約書（案）を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第33号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第33号についてご説明いたします。ファイルのほうよろしくお願いいたします。

議案第33号、和解及び損害賠償額の決定について（追認）。

次に掲げる日時及び場所で発生した相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と西原村との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年３月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

１、事故発生日時、令和６年３月９日14時30分頃。

２、事故発生場所、熊本市東区健軍本町１の５先路上。

３、和解の相手方、個人。

４、事故の概要、上記日時場所において赤信号にて停車していた相手方の車両に後方から衝突し、相手方の車体に損害を与えた。

５、損害賠償の額、28万500円。

６、和解事項、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。

７、和解日、令和６年４月25日。

提案理由でございます。

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを得ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）３番、松浦です。

今ご報告がありましたが、個人を特定するわけにはいきませんので、例えばこれ赤信号で後方からの追突、衝突ということですので、全面的に悪いんだろうというふうに思いますが、事故があった後の、また管理職への報告等があったかと思いますが、その中で、例えばそのときの事故をされた人の体調がどうであったのか、そのあたりが非常に後でみんなで共有をしながら、こういうことがあったということを、次にはこういうことが起きないようにということで、そのあたりが大事かと思いますが、そのあたりの聞き取りというのは、事故の後、ちゃんとされているのでしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

本村の職員が庁用車において出張中に赤信号で止まっていた車を後ろから追突したという案件でございます。

外傷等については、向こうの方の車のほうには被害を与えたということです。当てた本人、向こう側の相手方には幸い体のほうには異常はなかったということで。

一応我々のほうとしても、その事故の報告を詳細に我々のほうで聞き取りを当人にして、一応今後こういうことがないようにという形で、村としてもその該当した職員のみならず、普通の一般の職員に対しての周知というのも行っておるところですが、今後また同じような事案があってはならんというところでございますので、ふだんから公務員として、もう当たり前のことではございますが、公務中のこういった事故、公務中以外でも交通事故等を起こさない、巻き込まれない等を厳重に注意して、啓発のほうを今後とも行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）松浦です。

今報告がございましたが、私も民間にいまして随分こういう部下の報告を受けたことがあるんですけれども、民間の場合、交通事故と労災を一番嫌い

ますので、かなりのその後そういう事故をした人というのはどういう目に遭うかというと、Ａ３で交通事故報告書というのが回ってまいりますので、いつどこでどういう事故があったと、図面添付ですけれども。

そういう中で、会社は450人いたんですけれども、一斉に社員全員にメールが流れます。誰々がどこで交通事故をやったと。ということで、もうそれは名前が書いてありますので、もう誰が事故をやったと特定されますよね。みんなから、あんた事故やったってねと言っていっぱい電話がかかったりするそういう状況です。

そういう中で、私は役場の、例えば出張に行くときに、10時から県庁で会議がありますと、で、９時に出ますとしますよ。そういったときに、総務課長があそこに座っていましたということで、本来はもう少しコミュケーションのちょっと不足を私は感じるんじゃないかなというところが、ちょっと感じるんですよね。

例えば、じゃ、９時に職員が、「課長、今から県庁の会議に行ってまいります」と。「今日、午前中で終わるんだったかな」と、「気をつけて行ってらっしゃい」というその言葉のやり取りが事故を未然に防ぐかもしれない。そういうことが私は不足しているように感じます。

だから、行ってきます、行ってらっしゃい、気をつけてねという、その言葉の掛け合いができるような、そういう職員の組織の中であってほしいというふうに思っております。

ですから、そういうのも含めて交通事故を未然に防ぐと。大事に至らなくてよかったということかもしれませんけれども、そういうことを念頭に、いろんなことに対して対処していかなきゃいけないというふうに思っておりまして、その点も含めてよろしくお願いします。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、和解及び損害賠償額の決定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第34号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第34号についてご説明いたします。ファイルのほうよろしくお願いいたします。

議案第34号、和解及び損害賠償額の決定について（追認）。

次に掲げる日時及び場所で発生した相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と西原村との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年３月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

１、事故発生日時、令和４年11月14日13時10分頃。

２、事故発生場所、俵山交流館「萌の里」駐車場。

３、和解の相手方、個人。

４、事故の概要、上記日時場所において、相手方が降車直後にアスファルト舗装の段差につまずき転倒し、相手方の身体に損害を与えた。

５、損害賠償の額、９万8,295円。

６、和解事項、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。

７、和解日、令和５年３月15日。

提案理由でございます。

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを得ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

３番、松浦議員。

○３番議員（松浦哲也君）松浦です。今のこの議案の中で発生日時がありますよね。普通こういう場合には、発生日時（曜日）が必要じゃないかなというふうに私は思いますので、一応それを今後そういうふうにしたらいいんじゃないかなというところで、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、和解及び損害賠償額の決定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第19、議案第35号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第35号についてご説明いたします。ファイルのほう、よろしくお願いいたします。

議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について（追認）。

次に掲げる日時及び場所で発生した相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と西原村との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年３月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

１、事故発生日時、令和４年９月10日12時10分頃。すみません、曜日のほうを後日また調べたいと思いますので、申し訳ございません。

２、事故発生場所、阿蘇郡西原村大字宮山地内（一ノ峯登山道入り口）村道。

３、和解の相手方、個人。

４、事故の概要、上記日時場所において、相手方が山から下山後、相手方の車両にて帰宅途中に村道のアスファルト舗装面の陥没により、相手方の車体に損害を与えた。

５、損害賠償の額、１万9,008円。

６、和解事項、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。

７、和解日、令和４年12月16日。

提案理由でございます。

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを得ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第20、議案第36号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第36号についてご説明いたします。ファイルのほうよろしくお願いいたします。

議案第36号、和解及び損害賠償額の決定について（追認）。

次に掲げる日時及び場所で発生した相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と西原村との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年３月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

１、事故発生日時、令和５年８月６日日曜日11時５分頃。

２、事故発生場所、阿蘇郡西原村大字河原2913番地１地先村道。

３、和解の相手方、個人。

４、事故の概要、上記日時場所において、相手方が自転車で走行中、村道のアスファルト舗装面の陥没により転落し、相手方の身体に損害を与えた。

５、損害賠償の額、7,521円。

６、和解事項、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。

７、和解日、令和５年11月３日。

提案理由でございます。上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを得ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

７番、中西議員。

○７番議員（中西義信君） ７番、中西です。

お尋ねですけれども、今後追突されたりして逆パターンでもやっぱりこういった報告が必要になるのかというのと、金額的な問題もだんだん28万円から7,500幾らまでと差がありますけれども、何かそういったラインとかもあるんですか。もう全て出せですか。

○議長（西口義充君） 総務課長。

○総務課長（堀田隆二君） 中西議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは村が加害者の場合に、こちらから損害を与えたということで損害賠償額を決定してお支払いするというパターンです。こちらが被害者の場合は、こういった形はならないと思います。

あと、金額については、金額が確定すれば議決を得なければなりません。ただし、うちのほうではまだそこまでは具備しておりませんが、他町村のほうでは専決ができるように、幾らまでは専決でいいよと。その後に承認という形で、後日報告という形で、承認を後日いただくという形のやり方を取っておりますので、本村としては、また議会のほう、議員さんのほうとご相談して、一応これが専決の上限金額というのが、議員さんからの議員発議等で決められるような形を他町村は取られているそうなので、またこちらのほうから議会のほうにご相談申し上げて専決ができるような形で、ちょっとまたご相談、後日やりたいと思いますので、またそのときはよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、和解及び損害賠償額の決定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君） 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第21、同意第１号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長　堀田隆二君　登壇　説明）

○総務課長（堀田隆二君） 同意第１号についてご説明いたします。ファイルのほうよろしくお願いいたします。

同意第１号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和７年３月６日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原2896番地。氏名、河上國秀。生年月日、昭和29年６月26日。

提案理由でございます。

監査委員、河上勝彦氏が令和７年３月31日に任期満了となるため、その後任として河上國秀氏を提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第１号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、同意第１号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第22、発議第１号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

（７番議員　中西義信君　登壇　説明）

○７番議員（中西義信君）発議第１号、令和７年３月14日、西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。

同じく賛成者、堀田直孝。

同じく、尾崎幸穂。

西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出理由。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

先ほど提案理由で述べましたとおり、法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、条例中で引用している条文の項番号を改めるとともに所要の整備を行う必要があるため、今回の提出となりました。以上です。ご審議方よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第１号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第１号は原案どおり可決されました。

日程第23、発議第２号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

（７番議員　中西義信君　登壇　説明）

○７番議員（中西義信君）先ほどはちょっと忘れていましたけれども、発議第２号のファイルを見てください。

では、いきます。

発議第２号、令和７年３月14日、西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。

同じく、堀田直孝。

同じく、尾崎幸穂。

西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出の理由。

刑法等の一部を改正する法律が施行されることにより、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

今回の定例会の議案第４号で審議しましたとおり、刑法等の一部改正の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴う一部改正及び施行が令和７年６月１日であることから、罰則の適用等に関する経過措置について規定を設けるための条件を制定するものであります。以上です。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第２号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第２号は原案どおり可決されました。

日程第24、発議第３号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、尾崎幸穂君に求めます。

（４番議員　尾崎幸穂君　登壇　説明）

○４番議員（尾崎幸穂君）まず、発議第３号のファイルをお開きください。

発議第３号、令和７年３月14日、西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、尾崎幸穂。

賛成者、西原村議会議員、山下一義。

賛成者、西原村議会議員、加藤博敏。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

提出理由。

西原村課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

今回の定例会の議案第１号で審議しました課設置条例において、企画商工課が総合政策課に改められ、新たに商工観光課が設置されたことに伴い、西原村議会委員会条例との整合性を図る必要があるため、今回の提出となりました。以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第３号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第３号は原案どおり可決されました。

日程第25、発議第４号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットにありますとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、発議第４号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットにありますとおり派遣することに決定しました。

日程第26、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

２番、加藤議員。

（２番議員　加藤博敏君　登壇　報告）

○２番議員（加藤博敏君）令和７年第１回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を行います。

令和７年２月14日午後４時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室におきまして、令和７年第１回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が開催されました。

議案第１号から議案第３号まで審議され、内容につきましては次のとおりです。

議案第１号、専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認されました。

議案第２号、益城、鹿島、西原環境衛生施設組合監査委員の選任同意について、西原村議会議員、松浦哲也氏、同意されました。

議案第３号、令和７年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億2,860万円と定められました。前年度より8,788万6,000円増額となりました。

主な要因としましては、令和７年４月１日より可燃ごみを熊本市に委託するためでございます。

まず、歳入につきましては、３町村の分担金が増額されました。また、ごみ処理手数料が増額改定され、基金の繰入金がございました。

一方、歳出につきましては、もちろん熊本市への委託料がございまして、また、可燃ごみの集積場等の工事費、これは今の益城クリーンセンターに一旦３町村のごみが集められて、それからまとめて熊本市東部環境工場に運ばれるということで、その集積場の工事費、それと４ｔアームロール車が導入されるということでございます。

一方、需用費、また焼却灰処分費などはなくなっております。

以上、これにより採決の結果、原案のとおり可決されました。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告はございませんか。

４番、尾崎議員。

（４番議員　尾崎幸穂君　登壇　報告）

○４番議員（尾崎幸穂君）令和７年第１回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいたします。

令和７年２月12日14時10分より、熊本県市町村自治会館にて令和７年第１回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議第１号から議第10号までの議案が上程され、同意２件と８件の議案が審議されました。

主な事項については、議第６号、令和７年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出の予算の総額が３億6,616万6,000円。

議第７号の後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、歳入歳出の予算の総額、3,315億7,023万1,000円。

議第９号の熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について、竹﨑一成氏を選任され、議第10号、熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について、議会選出監査委員、松尾純久氏を選任されました。

全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）報告がないようですので、これで組合議会報告を終わります。

日程第27、委員会の閉会中の継続調査（審査）申出についてでございます。

タブレットに提示してあります各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会副委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出があっております。

事件、期限等については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和７年第１回西原村議会定例会を閉会します。

午後　２時５３分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長　　西　口　義　充

６番議員　　坂　本　隆　文

７番議員　　中　西　義　信